

第百二十八回国会 衆議院 政治改革に関する調査特別委員会公聴会議録 第一号

平成五年十一月八日(月曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 大島 理森君 理事 北川 正恭君
理事 野田 毅君 理事 保岡 興治君
理事 左近 正男君 理事 前田 武志君
理事 権藤 恒夫君 理事 三原 朝彦君
理事 逢沢 一郎君 理事 石破 茂君

出席政府委員

千葉県印旛郡酒々井町議会議長 竹尾 昭治君
東京都江東区議會議長 米沢 正和君
自治政務次官 冬柴 鐵三君
自治大臣官房審議官 谷合 靖夫君
自治省行政局選挙部長 佐野 徹治君

委員外の出席者

自治省行政局選挙部選挙課長 松尾 徹人君
自治省行政局選挙部管理課長 山本信一郎君
自治省行政局選挙部政治資金課長 大竹 邦実君
特別委員会第二調査室長 田中 宗孝君

委員の異動

十一月八日

辞任

補欠選任

齊藤斗志二君 横内 正明君
笹川 堯君 浜田 靖一君
中川 秀直君 坂本 剛二君
小沢 一郎君 上田 清司君
吹田 愷君 岩浅 嘉仁君
日笠 勝之君 上田 晃弘君
柳田 稔君 榎木 竜三君
正森 成二君 榎田 恵二君

同日

補欠選任

辞任 坂本 剛二君 谷津 義男君
横内 正明君 小此木八郎君
齊藤斗志二君

出席公述人

神奈川県知事 長洲 一二君
愛知県一宮市議會議長 伊藤 俊君
茨城県稲敷郡東村長 成毛 平昌君
大阪府八尾市長 山脇 悦司君
全国都道府県議會議長 宮内 雪夫君
長崎県議會議長

政党助成法案(河野洋平君外十七名提出、衆法第七号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案並びに河野洋平君外十七名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案、衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案、政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の各案について公聴会を行います。

この際、御出席の公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。
公述人各位におかれましては、御多用の中ところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。審査中の各案に対する御意見を拝聴し、審査の参考にいたしたいと存じますので、忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。

なお、御意見は、長洲公述人、伊藤公述人、成毛公述人の順序で、お一人二十分程度お述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきます。それでは、まず長洲公述人をお願い申し上げます。

○長洲公述人 神奈川県知事の長洲でございます。委員の皆さんの熱心な御審議に敬意を表しますとともに、こうした機会をいただきましたことに感謝申し上げます。私といたしましても、政治改革の実現に心から期待をしておりますことを冒頭

に申し上げたいと存じます。

さて、今なぜ政治改革が叫ばれているか、その背景を私なりに整理してみますと、二点あるように思います。

言うまでもなく、一つは政治腐敗防止の面でございます。ロッキード、リクルート、共和、佐川、そして最近のゼネコン汚職など、相次ぐスキャンダルに国民は驚きを通り越していささか絶望的な気持ちになっているやに感ぜられます。国民の政治に対する不信は頂点に達しているように思います。もし今国会でも不成立ということになりますと、国内のみならず、国際的にも日本への信頼は失墜してしまうのではないのでしょうか。ぜひとも本委員会で審議をお尽くしくださいと、一刻も早く政治への信頼回復のための措置を実行していただくことが急務だと思っております。

最近では、一連の不祥事に関連いたしまして、地方自治体の首長からも逮捕者が出ておりますが、こうした政治腐敗を何とかしなければならぬという切迫感は、中央も地方も変わるところはございません。私も、知事として大変残念なことであり、同時に危機感を持っております。せっかく世論の支持を高めてまいりました地方自治体への期待に水を差さないかと心配もしているところであります。

もう一つの背景といたしましては、日本の政治が世界の大きな歴史の流れに追いついていないのではないかと感じます。

振り返ってみますと、戦後の私たちの考え方の基本的枠組み、いわゆるパラダイムを決定づけてまいりましたのは、一つには、戦に敗れた貧しい国日本という自己認識、もう一つは、変わるものない東西冷戦という世界認識だったと思います。そして、貧しさをばねに懸命に働き続け、気がついてみたら、いつの間にか日本は経済小国から経済大国にさま変わりし、東欧、ソ連の崩壊により冷戦構造は消滅していただけてございます。

ここ数年の世界の大変動を私は歴史の峠と呼ん

でおります。東西冷戦は終えんして、世界は歴史の峠に立ち、今までは全く違った景色が目前に繰り広げられております。流れの速いこうした変化に現在の日本の政治が追いついていないのではないかと、何か政治の仕組み自体がいやわゆる制度疲労に陥ってはいないかと、私は自分自身の反省も含めてそう感じております。まさに旧来型の政治スタイルが構造的に行き詰まって、国民に対して世界に対しても政治的責任を十分果たし得ないでいるということではないでしょうか。

このように、国民の政治不信と日本を取り巻く客観構造の変化、この二つが政治改革が叫ばれる背景となっているように私は思います。こうした社会の変動に私も神奈川の場合で何とかおくれをとらずに県政を進めようということでも、本県では、生活の質の向上、都市の質の向上、世界への貢献を三大目標に掲げて施策展開を推し進めているところでございます。私としては、国政レベルにおきましても同様に、生活者重視、国際貢献という理念を基本に据えた本格的な改革が必要ではないかと考えております。

そうしたことで、現在政治改革関連四法案等が審議されているわけでありまして、私からは、個々の論点についてというより、多少大きなくくりで意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、選挙制度につきましては、民意の反映と国民の選択、この二つのバランスをとること、区割りにつきましては、客観的かつ公正に。特に実は神奈川におきましては、一票の重みが他県に比べて大変軽くなっておりますので、行政区の問題はあると思えますけれども、この際ぜひ格差是正をしていただくことを望みたいと思えます。

また、政治資金については、公費助成の考え方について理解をいたしますけれども、その前提として、まず何よりも収入支出の透明度を高めることが先決かと思えます。以上のような原則に立つて法案を取りまとめたいただければと考えております。

さらに、一つだけ申し上げたいと思えますのは、こうした議論の中に地方レベルの問題もぜひ含めていただきたいということでありまして、国政での改正があれば、地方へもいろいろ影響が出てくるはずだと思えます。

例えば政党への公費助成という話は、一体地方ではどうなるのでありましょうか。地方には無所属の議員が大勢おられますし、首長は圧倒的に無所属だと思えます。本県の議会におきましても、こうした議論がなされ、意見書も採択されております。

既に長い間御審議を重ねられ、争点も絞られてきていると思いますが、ぜひこれらのことを念頭に置いていただきまして、もちろん選挙制度には百点満点はないし、完全無欠はないと考えますので、現時点でのよりよい方法、ベターを目指し、欠点があればいづれ法律を改正するつもりで試行してみたいかがございましょうか。ぜひ国民にわかりやすい形で、今度こそ、とにかく政治改革を実現していただきたいと思えます。

ところで、今、政治改革という点、一つは選挙制度、もう一つは政治資金を中心とする政治倫理の問題が議論されております。もちろん当然のこととありますが、しかし、私は、これに地方分権という柱をさらに加えないと政治改革は完結しない、また、分権型の新しい政治システムこそ今日最も大きな政治課題であるということを強調したいと存じます。

小選挙区になりますと政策に基づく選択が可能になると言われておりますけれども、国会議員がますます地方利害にとらわれるということもあり得ると思えます。別の観点から見ますと、今までのような利益誘導型の政治システムのもとでは、国会議員までが地方のことに追われ、本来の国政の課題に十分取り組むことができないのではないかと。国がすべてを決める現在の仕組みをそのままにしておくならば、国会議員の地方議員化が進む可能性も強いかもしれません。地方のことは、もともと地方にお任せいただかせんでしよう

か。

そうした意味でも、制度を分権型に変えていくことをセットで実施しなければならぬと私は存じます。これまで地方分権は、行政改革の課題とされてまいりましたが、私は、広い意味で政治改革のテーマでもあると認識をいたしております。

私は、ちょうど十五年前でございますが、地方の時代というコンセプトを提唱させていただきました。日本は、明治以来、何とかして欧米に追いつくことを目標として進んできました。私はそれを追いつき型近代化と言っておりますが、その過程で、政治、経済、文化等のあらゆる領域で、画一と集権のシステムが形成されてまいりました。そうした状況下では、それが効率的な一面もあったと思えます。しかし、ここまで社会が成熟してまいりますと、画一と集権ではかえって効率が悪い、これからはむしろ多様と分権が求められる、それが今や日本のキーワードの一つになっていると思えます。

この点で、昨今、地方分権への機運が高まっていることを私は歓迎しております。御承知のとおり、去年六月には、衆参国会で分権への全会一致の決議がございました。さきの総選挙では各党こそって地方分権を公約に掲げられ、その後誕生した新政権も分権を政策課題の一つとして掲げておられますし、さらに、つい先日出されました臨時行政改革推進審議会の最終答申でも、「地方分権の推進」が大きな柱として位置づけられております。まさに、地方の時代は新たな実行の段階を迎えていると認識しております。

無論、一方で、地方はまだ力が足りないといういわれなき地方不信論や、まだ安易に国に依存する体質があるとの声もしばしば耳にします。しかし、生活の現場である地方は、現実の具体的な問題に日々直面し、これに対応しなければなりません。その中で、環境、福祉、町づくり等々の分野で、むしろ各地の自治体は国の政策を先取りする取り組みを数多く重ねてまいりました。地方は、

十分力を蓄積しているし、人材も育ってきていると思います。

聞くところによると、全国に何々銀座というのがあるそうですが、まねが本物にかなうわけはありません。それぞれの表情を持った町をつくるべきだと思います。私はよく表情豊かと申しますが、画一のものは表情豊かではございません。十人一色ではなく十人十色、できれば一人十色。一人一人の県民の生活から県内各地域の発展のあり方に至るまで、それぞれの個性を大切にすることを念頭に置いて県政に臨んでおります。個人も地域もみずからアイデンティティーを大切に。地方の時代は固有名詞の時代と言ってもいいのではないのでしょうか。こんな感じが全国に、生活者と生活の現場である地方に広がってきているように思います。

政治家の皆さんにこんなことをお話しするのは釈迦に説法かもしれませんが、これまでは政治というところからイデオロギー的に天下国家を論じるものと考えられがちでした。こうした伝統的な政治を専門学者は、ハイポリティックス、高等政治と呼んでいるそうです。もう一つ、戦後の日本を含め先進国で目立っているのは、さまざまな職業団体が経済的利益の分配をめぐる政治や行政を動かすというタイプで、専門家の間ではインタレストポリティックス、利益政治と呼ばれているようです。これに対して生活者政治、ライブラリーポリティックスは、伝統的な高等政治や利益政治と一味違う政治の動きで、これまでの政治家や行政が扱いたなかった外に、しかし深く広く生まれてきている新しい政治の流れでございいます。この生活者政治を実現するために、政治、行政システムを分権の方向に組みかえていくことが大切だと思ひます。

そうした方向が各地で生まれ、これまでもいろいろな経験を積み重ねてきたわけですが、社会システムの面では全体として個性的な方向が各地に生まれてきた割に、行政システムの面ではいまだに画一と集権の壁に突き当たっているように思

います。しかし、ここへ来て、再び地方分権が大きなテーマになってきております。ぜひ、理念を掲げつつ、今は実績と論点を整理して、実行に重点を置くべきときでございまして、理念は変革的に、実行は漸進的にという思想で、具体化へのプログラム、プロセスを踏み出すことが肝要かと存じます。

いささかPRめきますが、神奈川では、この十数年来毎年、地方の時代シンポジウムを全国ベールで開催してまいりました。ことしも、来週二日間にはわたって、地方分権をテーマに開く予定でございいます。

こうした地方の努力は当然のことではございいますが、今こそ私は、国会の出番ではないかと訴えたいと思ひます。先ほど触れましたが、分権は各党の公約でもございまして、国会でも既に決議がなされております。どうぞ、議員立法による分権推進のための法制定といったような方法も、一つの提案として御検討いただければと存じます。

ささやかな私の知事経験でも、こうした大きな改革はボトムアップだけでは難しく、むしろトップダウンで進めていく方が効果的であると思ひます。神奈川でも、環境アセス、情報公開、産業政策、科学技術政策など、新しいことは大体私が先頭に立って進めてまいりました。つまり、政治のリードでございいます。改革には政治家の決断が不可欠でございまして、地方分権こそまさしく政治家の仕事、今日の課題ではないかと考えております。

最後に、ぜひ地方分権を含めまして政治改革が実現しますよう国会に深く期待していることを申し上げ、私の意見を終わりたいと思ひます。御審議の御参考にいささかでもなれば幸いです。

ありがとうございます。（拍手）

○石井委員長 長洲公述人、ありがとうございます。次に、伊藤公述人をお願いいたします。

○伊藤公述人 私は、古くから毛織物の町として皆様方から御認識をいただいております愛知県一宮市の市議会議員の伊藤俊と申します。

地方議会の発言には私もようやくなれてまいりましたが、国会という国権の最高機関であり、国の唯一の立法府で国政にかかわる大事について意見を陳述できますことは、まことに晴れがましき、小学生が学芸会の舞台上に立ったときのような緊張を覚えております。

初めに、いささか私ごとにとわたりまして恐縮に存じますが、私の父は伊藤宗祐と申しまして、私と同じように一宮市議会議員として生涯を全うし、議長職にもつかせていただきました。この父が存命中、機会あるごとにこんなことを口にしておりました。政治は流れる水のようなものだ、よんだら腐ってしまう、政治というものにはいつもある要素が含まれておるべきだ、改革を改めて取り上げなければならぬときは政治の主人公である大衆から開放されてしまったときである、このときこそ政治の危機であると申しておりました。

この父の考えから推しはかりますならば、国会でわざわざ政治改革という言葉を取り上げなければならぬようになってきたことは、実は国民が現存の政治に期待を抱かなくなっておることにお気づきになり、改革をお急ぎになっておられる御苦労が私にも身に迫ってひしひしと感じられます。

とは申しましたが、公職選挙法の一部を改正する法律案以下、このたびのいわゆる政治改革関連の諸法案をもって政治改革の本当の意味での実が上るとは私を含めて大方の国民は見えておりませんし、これらの諸改革案も国民にはさほどの関心もなく、時に国会でこそ熱帯を帯びても、国民は笛吹けと踊らずとなる懸念があるのを私は深く憂う者の一人でございいます。

このように申します私は、一宮市議会においてどの政党にも政派にも属していません。でございいますから、これから述べさせていただきます意見は、全く自由な一地方議員である伊藤俊個人の

が直観だけを頼りにした視野の狭い粗笨的な見方、考え方とお受け取りをいただきます。結構に存じます。全体を通じては内容や表現につじつまの合わないところもありましようが、一つ一つの考えは、日ごろ私個人の政治活動の中で感じました国民の声を根底に置いて代弁しようとする努力しているためのものだとお酌み取りをいただきますならば幸いです。

それでは、まず最初に公職選挙法の一部を改正する法律案から申し述べることになります。なお、以下述べてまいります改正案はすべて政府案を指しておりますので、さよう御理解を最初にちようだいをいたしておきたいと思ひます。

衆議院議員の定数は四百七十一であるべきだと思ひます。急激な人口の異動に伴う不均衡を是正するという口実のもとに、附則に次ぐ附則で現在は五百十一人になってしまっております。政治改革ばかりでなく、行政改革も叫ばれ出してから既に久しい年月が過ぎてきております。これに対する国民の目は極めて厳しいものがあります。この国民の目は、行政府に対してばかりでなく、国権の最高機関たる国会であらうと容赦するものではありません。もし唯一の立法府たる国会が例外と考えられるならば、附則で「当分の間」という言葉によって暫定措置を正当化されるようなこそこそ改めるべきではなかったでしょうか。こそく手段こそ政治不信を招く第一歩でございいます。それだけに、今、理由はどうであれ、定数は一度もとへ戻すことが信頼回復のレッスンワンであり、議員定数は極力減らすことも国民の信頼回復には重要な課題だと考えます。

次に、戸別訪問についてであります。

私は、これには大いに賛成でございいます。候補者らが有権者を訪ねてみずからの政見、政策を説明し支持を訴えるばかりか、有権者の声に耳を傾け、それを政治に反映させるよう努めることはごく当たり前のことでありまして、ここに政治の原点があるのだと私は信じております。政治離れを

しようとして国民をもう一度政治へ、魅力ある政策を考え出す政治へと引き戻すには、それなりの地道な努力が必要でございませう。その努力を怠る口実にプライバシー保護や静穏権配慮を盾にするのはいささか筋違いではないでしょうか。

次に、投票方法は二票制が好ましいと存じます。政治は、政治家個人の資質にかかわることもかなり大きな要素でございませう。それに国民は長い間候補者の名前を記載する選挙に親しんでまいりました。人の名前という固有な名詞には、他の物や政党名にはない、口には表現しがたい温かみがございます。政治には合理性を重んじなければならぬが、それと同等か、時にはそれ以上に人情の機微を解し、気の毒な人があれば一緒に涙するという繊細な神経を持ち合わせることも求められます。が、それと同時に、政党の主義主張や政策を明確に、耳を傾けて聞き、将来への展望を見出すことも、これまた国民にとっては忘れてならない大切な事柄でございませう。

情にほだされやすい、人の固有な名詞をもって投ぜられた一票でもって、政党まで選んだと見て律してしまふことは、むしろ危険ではないかと思ひます。合理的な思考のもとに将来に向かっての展望を明らかにする政策を打ち出した政党を見て、直接選ぶことができる二票制こそ妥当だと私は考えます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案については、海部内閣が並立制を提案したとき、第三者機関にゆだねられましたが、法案の骨子づくりと区割りが行われていたために、法案審議前にその全容が明らかになってしまつて不満が続出し、法案そのものまでもみくちやになってしまつた経過は、国民がよく承知をしているところでございます。

この事実を顧みますとき、私は自分の生活する地方のことしかよくわかりませんし、これは全国的規模のバランスから見えていくという極めて技術的と言つてよい分野のことでございます。それを

あえて一地方議員が申し上げるにふさわしい何も持ち合わせておりませんが、ある近隣の親しくしている市議会議員さんから、比例単位については、身近な選挙、より民意の反映が可能な選挙とする方向が望ましい、したがって都道府県を単位とすることが最もふさわしいというお話を承り、私ももつともだとなすいた次第でございませう。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案について述べることいたします。

政治資金の企業献金は、私は反対でございませう。今日の国民の政治不信の源はここにあると言つても言い過ぎではないことは、毎日の新聞やテレビを見れば明らかでございます。

そもそも企業は利潤を追求することが本務でありまして、それが最善であり、至上命令でございませう。最近では、企業倫理などというきれいな言葉が並べられたりもしますが、企業からの献金は、利益誘導というよろいの上に包み込んでしまふ墨染めの衣をいまだ見出すことができておりませう。国民の政治不信を回復するためにも、政党と企業の間には大きな距離を置く必要があります。

とは申しまして、政治資金はこれまた必要なことは私自身よく承知をしております。ですから、個人献金を一定限度以内で認めることがよいと思ひます。しかも、これが法外なものにならないためにも、どれほどの少額であつても公表すべきであると思ひます。

個人献金は税額控除などの優遇措置によつて促進し、個人が献金することによつて個人の意識が語らうのうちに政治へ結びつくことを助長すること、国民の政治離れを食い止める大切な手段であると私は考えます。

個人献金の拡大を図ることに伴つて、現行の公職選挙法による政治家の寄附行為の規制を緩め、政治家を世間並みなつき合いができる道を開くように図るべきだと存じます。現行の公職選挙法のままでまいりますと、政治家は、法の目をかすめ

て世間並みのつき合いを保つか、それとも世間の義理さえ欠く世間知らずの政治家になリかねないのが現状でございませう。最も世情に通じていなければならぬはずの政治家が、一番の世間知らずといふしりを受けることは、ひいては政治不信を招く一因ともなるのではないかと懸念いたしております。

次に、政党助成法案について申し上げます。

政党助成については、諸外国にその例を見ることはできます。しかし、果たして外国の例がうまく機能しているかどうか、私はまだそれらの国を訪ねたことがございませうから詳しいことを申し上げかねます。読んだり聞いたりましたところによりまして、一つイタリアの例を挙げます。も、政党は国費から多額の助成を受けているにもかかわらず、大きな国家的汚職が多発しているのが現状のようでございます。

このイタリアの例から見ても、国費で助成するからといって即政治の浄化につながると考えることはできません。むしろ、政党みずから何ら汗することなく助成されることによつて腐敗し、墮落するおそれすらなしとしないのではなからうかと危惧いたします。国民は汗して税金を納めなければなりません。その税金の上にあらうをいかうける政党では、国民の信はたちどころに失墜することは明らかでございます。

しかも、政党自身の内部においても、国費の助成は党内の中央集権化を招いて、地方の支部の声は山のかたの雷にも思われなくなつてしまふおそれがございます。

今日、地方分権の声がよく高くなりつつあるとき、官僚の方々の発言は、地方公務員の資質に疑問があるとして、受け皿の用意ができていないという表現で地方分権には消極的になっておられるようであります。しかし、毎日の新聞やテレビでは、汚職事件を引き起こしてしまつて政治の停滞さえ招きかねない現状をつくつておられるのは、実は官僚出身者の方でございませう。もし地方公務員の資質が心配ならば、それを育成されるのも

政府官庁の役目ではなかったでしょうか。いささか話が本道からそれましたが、これとよく似た現象が政党内部にも起こり、ひずみを来すのではないでしようか。

実際に、総選挙のとき、私も地方議員を振り返つてみると、すべて手弁当で運動に参画してまいりました。こうした事実から推して考えますと、それほど巨額な費用が必要だとは思へませう。また、日常の政治活動についても、国費の秘書の増員が図られようとしているとも聞かれます。しかし、これらのために四百億円余とも言われる国費が政党助成金として計上し支出されることには、国民の大部分は全く望んでいません。

加えて、地方の市長や地方議員は、無所属で活動しておられる人が相当数を占めております。これらの人の政治活動を、いわゆる市民党の枠から現在の政党の枠に組み込まれるような政党助成金の支出には、ますますもって国民は大きな疑問を抱くことは間違いないだらうし、民主主義政治の原点はどこに始まるのか、よくよくお考えがいただけたらよい、私は強く要望をいたします。

ただ単に政治活動にお金がかかるからといって、政党に国費助成を充てて事足りれりとする安易な手法は、国民の最も嫌うところでございます。私たちが一人一人が投票させていただきました国会議員の皆様方でございます。私の申します心情はよく御理解をいただけることと信じております。どうぞ、国民の血税は一円たりともむだに使わなという決意を持っていただきますよう、心の底からお願ひを申し上げます。

こう申しましては失礼かもしれませんが、お互いに政治に携わる者には老後の悠々自適はございません。先人の井戸端の気概を見習いたいものだと、私自身、今ここに自戒を新たにすることを願ひます。

私も地方議員の中にも、議員報酬の多寡は論ぜず、選挙で選ばれた議員であるという誇りを高く掲げて、政治活動に日夜尽力している者があまたあることをここに申し添えさせていただきます。

す。

今や、政治改革の具体的な政府案並びに自民党案、あるいはその他もろもろの意見は出そろいました。これらの案件の重要性を思うとき、政党間の安易な妥協だけで法律を生み出しては、ますます国民の政治離れを招くおそれがあります。どうぞ、主権者たる国民の選択にゆだねる方策を見出されまして、国民の政治への信頼を回復されま

すよう、私は強く願ってやみません。

以上、失礼をも省みることなく、私の思うところを率直に述べさせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○石井委員長 率直な御意見、まことにありがとうございます。

次に、成毛公述人をお願いいたします。

○成毛公述人 御紹介をいただきました茨城県東村の村長の成毛でございます。

私は、急な手配で何かピンチヒッターの形でここに呼ばれたというような感じをいたしております。しかし、政治改革は今や国民世論である、天の声である、そういう気持ちを持っておるところでございますので、大変光栄に存じて出席をさせていただきます。

しかし勉強不足でございますので、先生方のお耳に非常に差しさわる点等もあるうかと存じますけれども、御容赦をいただきます

と思います。

よく外国の新聞等に、日本の経済は一流であるけれども政治は三流である、こういうようなことが書かれておる、このように聞いております。さらに、先ほど長洲知事さんからお話ございましたが、ここ数年來の政治の腐敗等に対する国民の怒り、不信は大変なものがある。そういう背景のもとに何としても、国の外からも、日本の政治はすばらしいものである、さらに国民の皆さんから、国政、地方を問わず政治家は生まれ変わった、すばらしい努力をいたしておる、こういうふうにしななければならないというのが今回の政治改革であろうと私は思っております。

そういう意味で、このたび政府提案、さらに自

民党提案というように、かなりの相違点のある法案がそれぞれ提案されたところでございますけれども、国民世論であるということと背景にして、譲るべきところは十分譲り合いながら、何となく今国会で成立を図られるよう、まずお願いを申し上げます。

ただ、いろいろな法案の中で、政党助成法だけは、先ほどいろいろございましたように、私もかなりひっかかる点もございますので、その点につきましては後ほどまた申し上げたい、このように思っております。

しかし、手法はいかに改正をしても、基本的に政治に携わる国会議員の先生方を初めとする我々地方政治家に至る政治家のやはりモラルの問題が基本ではなからうか。もう一つは、国民全体が、きれいな選挙をやっている、きれいな政治をやっている、こういう機運をもっとも強く打ち出して、そういうことが私は基本にならないと、どういう手法をつくってもよくならない、このように私は思っております。

昭和四十年代前半までは、私どもの村長選挙やあるいは村会議員の選挙等も、ほとんど手弁当の形で選挙が進められてまいりました。四十年代の半ばから、国政あるいは地方の選挙も本当に金のかかる状況になってきておる、これが実態であらうか、このように思うわけでございます。

やはりその原因には、国の政治経済の中で、安易に金のもうかる世の中が出てきた。土地や株やあるいはゴルフ場等の開発等で、余り額に汗をしない、少しくまわって大きな金もうけができる、こういう世の中が生じました。そういう背景を踏まえて、やはり権力の伴う政治に金がかかってきたということも一面否めない事実ではなからうか、私はこう思っております。

そういう意味で、国の政治経済全体に、額に汗して働く人たちが本当に苦勞して労働報酬を得る、正しい、最も妥当的なやり方がさらにさらに形成されないと、本当の意味での政治改革は難しいんじゃないか、こんなように私は思っております。

ます。

もちろん、そうだからといって何もやらなくてはならないわけでありまして、今回提案されましたもろもろの法案が、いろいろこれから野党政治折衝あろうと思っておりますけれども、そういう中で、妥結できるもの、譲り合えるものは譲り合せて、成立を図られるようお願いを申し上げます。

それと一つは、これまた長洲知事さんからお話ございましたが、どうも今回の政治改革にしても、あるいはこゝろ、三年來選挙法の改正等がありましたけれども、国会議員の先生方の立場でだけ改正がされておるんじゃないか、そういうことを率直に思われてなりません。

二年ほど前に選挙法等が改正になりましたが、私どもが、例えば、一年に一遍は懐かしい人たち、ごぶさたしておる人たちに年賀状はぜひ出したいと思っても、国会議員の先生方の立場では枚数的にも大変だということ、これが廃止になりました。やめた後、私は熱心な年配の支持者から、何か私におもしろくないことがあって、村長、年賀はがきを出すのをやめたんですか、こういう話をされました。やめた理由がなかなか地域住民全体に理解されなかったと思いますけれども、そういうふうには、年賀はがき一枚を非常に政治家から来るのを楽しみにしておる人たちがたくさんいる中で、国会議員の先生方の都合を中心として、一年に四百枚か五百枚出す年賀はがきさえも出せなくなりました。

こういうふうな一連の、一つの小さい出来事でございますけれども、地方の政治家と考える方が違ふ形で、あつという間に決められてしまふ。選挙のときにも、私の選挙区の先生もきょうはおいででございますけれども、私どもはお見舞いを出す一銭も出せない。やらすぶつたりだなどといううな話が今出ておりますけれども。

そういうふうには、今回の政治改革の法案の中でも政党助成法につきましても、地方議員、全国で

三千二百三十の市町村がございまして、首長あるいは知事、さらに六万人に近い市町村議員がほとんど無所属である。国会議員は約八百名弱でございますけれども、まあ六万数千名という地方の政治家は無所属であるということと踏まえまして、政党人だけが何億億というふうな政党助成があつてもいいの、そういうふうな感じを率直に抱いておるところであります。後でもう少し、これらについて申し上げます。

そのような考え方もあるわけでございましてけれども、しかし政治改革は天の声である、国民が全体が熱望しておるというふうには私は思っておりますので、そういう意味でぜひ成立を図っていただきたい、このように思います。

具体的に六つほど申し上げたいと思います。あちこち飛びますけれども、要点だけ申し上げます。

まず、公職選挙法の改正についての手法についてでございますが、まあ小選挙区制の並立制というふうなことで、これは与野党同じ手法である。しかし定数が違っておりますけれども、現実の法律では四百七十一名、現実五百十一名ということでございますので、総数としては私は政府提案の五百名が妥当ではなからうか、このように思っております。ただ、直接選挙の人数と比例代表については、恐らくこれから話し合いが成ると思いたすけれども、やはりお互いに譲り合わないと、これはまたまらないうふうに思いますので、まあ二百七十五直接選挙、二百二十五比例、この辺が妥当ではなからうか、こんなふうには思っております。

きのうの読売新聞にカナダの総選挙の結果が出ておりましたが、カナダはほとんど単純小選挙区制で行われたようでございますけれども、今まで与党でありました進歩保守党が百六十九名から一挙に二名になってしまった、そういう結果がきのうの新聞に出ておったようであります。そのかわり、今まで八十二名だった自由党が百七十八名というふうなことで政権の移動があつた。単純小選

選挙は非常にわかりやすいわけでありますが、極端な票結果が出る。これはやはり日本には余りなじまないのではないかと、こんなふうに感じます。

そういう意味で、まあ半々というよりはもう少し直接選挙をふやした二百七十五対二百二十五あたりが、私の勘でございませうけれども、安定した政権であり、なおかつ失政があれば政権移動が可能になる、そういう適当な票分けではないのかな、こんな感じを持っております。

政治は安定していなければならぬ、これはもちろんでございませうけれども、大きな失政があれば直ちに政権移動になる可能性があるというの、いつも緊張した姿勢の中で政治家が政治活動をやるといふことのためにいい形ではないのかな、こんなふうも思っております。そういう意味で、定数並びにその割合についてはそのように考えております。

それから、比例代表の出し方については、与党では全国段階で、自民党では県別というようになことでありますが、私は、ブロック別あたりにすべきではないのか。余り県別ではローカルになりますし、全国的では参議院のように権力者の自由になるということではまずいではないか。各ブロックごとに民主的に協議をして決める体制がよろしいのではないかと、なかなか難しいとは思いますが、新鮮な形を考えると、いふうなことでやるべきではないのか。私も地方自治体では八ブロックに分けておりますので、そういう中身でやること、それぞれの県連の会長なり幹事長さんあたりが集まって民主的に決めていくということがいいんではないか、こんなふうに考えております。

それから、投票方式につきましては、二票制が私はいいのではないかと。海部内閣のときに自民党案も二票制というように出たように聞いておるんですけども、私は二票制がよろしいのではないかと。私の地元は、今度は野党になりましたけれど

も、立派な自民党の先生方が三名おられます。三名均衡しておるわけでありまして、例えば一人だけ残った場合に、他の二人の先生方の支持者は場合によっては棄権をしようという可能性がある、現在そんなことも言われております。

ですので、直接投票はかなりの票はなくても政党名は書こうというふうなことも既に巷間言われておりますので、死に票にならないようにするのは二票制をすべきではないかと。さらに、日本の国民はバランス感覚が非常に悪いので、直接投票とあわせて、比例の票で全体のチェックをしていくということも可能ではないかと。そういう意味で二票制が私はいいのではないかと、場合によっては当面というふうなことでやるべきではないかと、こんなふうにも考えております。

それから、戸別訪問につきましては認めるべきであろうと。当面、できれば人数を決めるべきではないかと。例えば、村長ならば三百人とか国会議員ならば千人とか、登録をさせて、その人だけが自由に戸別訪問ができるというふうなことも等しい方法ではないかと。今の選挙法のように、マイクを握る人と労働的な人を十名くらい決めて大きな選挙をやる、これは選挙法違反をしていない候補がないのが当たり前のようになつておるわけでありまして、実態に合った、しかもきちっとした登録的なすばらしい運動員を確保しないと選挙に勝てない、そういうふうな方法も一つの方法ではないのか、こんなふうに実感として考えております。ただし無報酬であるというふうなことをつけるべきである、こんなふうに思っております。

それから、政治資金規正法につきましては、政党助成とも関連あるわけですが、さきにも申し上げましたように、どうも国会議員の先生の都合のいいことだけ決められてしまふのではないかと、七万人に近い地方の無所属政治家はどうなるのかなと、そんな感じを率直に思っております。

今回の公聴会に地方六団体が正式代表が出られなかった。勉強がまだ十分でなかったという点、あるいは組織討議がされなかったという点、あるかと思ひますけれども、やはり暗黙のうちに無言の抵抗があったんではないかと、私自身はそのように受けとめております。ですので、きょうは東村の村長ということだけで、個人的な立場できょうは出席をさせていただいたわけでございます。

そういう意味で、先ほど地方分権、地方主権がこれから一番大事である、こういうことを言われておりますし、責任は国会議員の先生方がこれは大変重いものであるわけでありまして、仕事の苦勞、そういうものは我々末端で頑張っておる人たちも同じである。そういうことを御認識いただき、さらに、これから福祉の問題等地方に課せられる仕事が多くなつてきておる。そういう状況の中では、もつと地方政治家に対する配慮、地方主権、地方分権という考え方のもとにさらにさらに政治を進めていただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

来る前に何人かの皆さんに政党助成の話聞いてまいりましたが、政治家は金がかかる、特に秘書をたくさん置くのが金がかかるというふうな話をよく聞いております。それならば、もつと国会議員の歳費を堂々と上げて、さらに秘書の数を、二名でなしに四名とか五名とか国で持つということをまずやって、政党助成は後にすべきではないか。国会議員も地方議員もみずから身を切つて、金のかからない政治、金のかからない選挙を樹立をしながら、それほど一生懸命やっておるならば公費で持つてもいいのではないかと、こういうふうには思ひます。政党助成だけは後にすべきではないか、こういう意見がたくさんあるということもひとつお聞きをいただきたいと思ひます。

やめるべきであろうというふうな意見等もたくさん出ております。先生方の耳には直接入れないと思ひますけれども、いろいろ国民世論としてはそういう率直な意見がいろいろ出ているということも踏まえて御審議をいただきたいと思ひます。その他いろいろ申し上げたいこと、ございませうけれども、時間のようございませうので以上で終わらせていただきますが、ひとつ地方の政治を十分お酌み取りいただきますようにお願いを申し上げます。以上で進めていただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○石井委員長 忌憚のない御意見をまことにありがとうございます。以上で公述人の意見の開陳は終わりました。

○石井委員長 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀込征雄君。

○堀込委員 どうも三人の公述人の方々、本当にありがとうございます。この委員会での審議、ただいまいろいろ御意見いただきまして、大いに参考になったところでございます。

私は、まず長洲知事さんにお伺いをしたいと思ひますが、知事さんは高名な学者、研究者でもございまして、とりわけ今私どもの審議の中で問題になっている、いわば衆参一体の改革を展望しながらこの政治改革法案の審議を進めるべき点という点について、私の所見を申し上げながら御意見を賜りたい、このように思ひます。

日本の国会は、衆議院、御存じのように中選挙区で人と政党を選ぶ仕組みになっていっていると思ひます。個人と政権を選択をする仕組み、そして、参議院は一方で、全国区と県代表というような形で、いわば職能代表、比例代表、そういう機能、権能が参議院にあつて、いわば人を中心

とした仕組みが本来やはり参議院に与えられているのではないかというふうに思うわけでありま

す。
そこで、今、小選挙区と比例選挙の問題であります。御存じのように小選挙区は、いわば民意の集約という点がありますけれども、候補者本人の顔が見える選挙というところに最大の特徴があるわけでありまして、これは政権選択の選挙であると同時に、やはりその候補者本人、個人を選挙をしていくという仕組みが一方で強調されると思

うわけでありまして、比例選挙は、鏡の見えるような民意を反映する制度だ、こういうふうに行われていますが、しかし投票行動としては政党を選択するわけでありまして、ある意味では政権選択の有権者の意思が強く働いていくであろう、こういう特性を持っていると思うわけでありまして、そういうふうな考えますと、参議院選挙で比例を多くしていくということは、職能代表とか地域代表とか、そういう人中心の仕組みにやはりいささか反していくのではないかと。むしろ、政権を選ぶ衆議院こそ一定程度の比例代表制がやはり備わっているべきであろう、こういうふうには、この政党中心の仕組みに替えるに際して、そういう今はやりの言葉で言えば私は哲学を持っているわけでありまして、そういう考え方で今の衆議院の選挙制度改革を私は仕組んでいくべきであらう、こういうふうな思いをわけでありまして、長洲知事さんの、衆参の両権能にわたった御意見をお聞かせをいただきたいと存じます。

○長洲公述人 大変難しい根本問題でございまして、十分お答えできないかと思ひますけれども、やはり二院制をやっているわけにございまして、衆参同じような形になったんでは余り意味がないのではないかと。特に参議院の方は、お話にもございまして、人と学識とか、そういうことを中心に選ばれているわけなはずだと思ひますが、現状はほとんど政党化している。何か体質が似てきたのではないかと。そういう点で私もかねてから、率直に言ひまして、参議院のあり方こ

れでいいのかなという感じを持っております。

当面は衆議院の制度改革ということにございまして、次の順番ということになるかと思ひますが、国会としては、当然参議院を中心に今御提起の問題はまた議論されてしかるべきではないか、そんなふうな一般論として感じております。十分なお答えになりませんが。

○堀込委員 ありがとうございます。

次に、伊藤公述人にお伺いをいたします。大変参考になる御意見をいただきました。公述人は、企業献金を、全くこれは廃止をすべきだ、日本の政治にとつてやっぱりよくないものだということを明確におっしゃいました。それで、今、政党助成の關係で地方の無所属議員にも配慮しろという御意見も一方でいただいたわけでありまして、私は率直にお伺いしたいのでありますが、御存じのように自民党案では、政治資金規正法の關係で、資金調達団体、つまり政治家個人の周辺に資金調達団体というものを二つ残して、その団体への企業献金を年間二十四万、つまり二つ合わせて四十八万円まで許容するという内容になっております。

これは、地方議員の無所属の方々を含めて企業献金をなくしても実態としてはそう困ることはない、あるいは、私どももこれから政治と金の關係をきちんと切っていくわけでありまして、地方議員の場合もそういう決意に立っているわけ、地方の中で小口で企業からいただいているような、あるいは団体からいただいているような、そういう献金についてはすばつと切つても問題ない、こういうふうな先ほどの御意見を拝聴いたしました。が、そのような見解でよろしゅうございませうか。

○伊藤公述人 お答えさせていただきます。

今先生がおっしゃったふうにお伺いをいたして結構でございますが、先ほど申し上げましたように、企業献金そのものは、企業の本来の活動上の趣旨からいまして、これが汚職につながるというふうな、汚職につながると言う言い過ぎに

なりませんが、つながるといふに国民が理解しやすい状況であることは事実だと思ひます。

政治不信の根本はそこにあると思ひますので、疑わしきは罰せずなんということを国会の先生に言つては大変失礼なのでおしかりを受けるかもしれませんが、せっかく先生方が真摯な態度で政治活動をしてみえるのでありますので、国民から誤解の起るようなことはお避けをいただきたい、そういう思いであります。地方議員も同じような形でやりたいと思つておりますので、そういう意味で御意見を申し上げます。お気にさわつた点はお許しをいただきたいと思ひます。

○堀込委員 大変明快な見解をありがとうございます。

成毛公述人にお尋ねをいたします。自治体の長の政治団体とか後援団体というのは、どうしても行政と関連する団体や個人の参加などがおありになって、大変私はいささか意味では公平な政治という意味でお気遣いをなさっているらうというふうな思ひわけでありまして、やはりそういう意味で、企業とか利益集団に有利な配慮をするというふうな行政にならないようなお気遣いというのにはなかなか大変だといふふうな思ひわけでありまして。

今御質問しましたように、地方の長の皆さんあるいは議員の皆さんの企業献金、周辺からの企業献金というのは、小口のものまで、やはりこれは国会もある程度この際大きな政治改革をやつて身を律するので、この際、その周辺の企業・団体献金についてもすばつと切つてこれは問題ないといふふうにお考えでございませうか、いかがでございませうか。同じ質問です。

○成毛公述人 お答えをいたします。

私は先ほど、政党助成については後回しにしたらうだ、これは国会議員だけが特別扱いではないか、こういうことを申し上げましたので、国会議員の先生方みずから、まず政党助成も後回しで、みずからも企業資金は一銭ももらわぬよといふことであれば、当然我々もそういうことで結

構であらうというふうに思ひますけれども、四十

七の知事さんあるいは三千二百三十の市町村長が、今すぐ絶対だめだといふことで果たして政治活動ができるのかな、率直に言つてそういう感じを持っております。

しかし、私個人も含めて、ごく小口のものでもあれば、これは政治資金規正法で届け出をしておりますし、完全な透明度でやつておるといふ人が多いわけでありまして、今直ちにやめてもいいといふことをなかなか即断できかねる、そういう意味で先ほど地方政治家のことも十分配慮してほしいといふことを申し上げたつもりであります。

ただ、基本的には個人献金にしていけばいいであらう、このように思つております。

○堀込委員 終わります。ありがとうございます。

○石井委員長 次に、上田清司君。

○上田(清)委員 新生党の上田清司です。

先ほどの、政治は三流だといふお話から伺ひますが、私は必ずしもそうではないのじゃないかなといふような考え方を持っておりますし、これは、各国の指導者あるいは世界の市民の人たちに幾らかの経験の中で聞く範囲内でも、日本型政治システムについてそれなりの一定の評価をしてもいいのじゃないかなといふことを私たちは考えております。

それは、よくも悪くも一つの政党がずつと政権に立つことによつて政策の一貫性があつた、あるいはまた一つの欧米モデルを中心にした経済成長を追求することが可能であつたとか、あるいはまた官僚主導の資源分配もそれなりに一定の成果を与えたのではないかなと思ひます。

しかし、御承知のとおり、権力は絶対に腐敗する、絶対権力は絶対的に腐敗するといふイギリスのアクトン卿の言葉にあるように、一党の長期政権というのが今日の政治改革につながるような問題が出てきたことを言わざるを得ないわけでありまして、まさしく東西冷戦の崩壊とともに、長

洲知事が言われましたように、まさに峠を越えて新しい場面ができたのじゃないかな、私もそのように考えます。それこそ馬場太郎氏の「坂の上の雲」を求めて私たちはずっと努力してきたわけですが、「坂の上の雲」を求めて上ったところに、何も場面がなくなるのじゃなくて、新しい場面をつくらなくちゃいけない、そういうふうな認識のもとにこれからの政治改革のあり方というのを論議しなければならぬと思うわけでござい

ます。そこで、伊藤公述人にお伺いしたいのですが、先ほども、企業献金には基本的には反対で個人献金をふやせという、文字どおり政府案の前身に近いお話をされたわけでありました。と同時に、政党助成に関しては、どちらかといえば若干批判的な、あるいはまた否定的な方向でお話があったのですが、この個人献金について望ましいという部分、原理として、理想として、理念として私たちもよくわかるところでありますが、私もかつて新自由クラブ立党のときに共鳴して参加したこともある人間の一人ですが、初年度にはそれこそ何万人という方が献金をしていただいたり三千万円という党費を払っていただいたり、二年、三年、四年となるとほとんどいなくなるという、そういう部分があると聞いておりますし、また、平成維新の会のお話を聞いていますと、百万人を目標にして一千万の会費で運営するということだったのですが、なかなか五万人程度で終わっているというふうなお話を承ると、まだまだ日本の政治の世界の中において個人献金の総量的な拡大というのが、もちろん税額控除の問題等いろいろあるかもしれないですが、大変難しいのじゃないかな。

そういう中において、諸外国でも一通りこの政党助成についてもそれなりのルールと、そして成果の中で一定程度の制度的な定着というものも見ている場合がありますから、この辺についてお考えをいまい度ちょっとお伺いしたいところですが。

○伊藤公述人 お答えをしますというのか、お尋

ねをいただいているさかちと戸惑っているのではありませんが、先ほどの御質問のときにもお答えを申しましたが、私の申し上げたいのは、企業が利潤を追求するのを本務としておられることが国民のとり方でありまして、そこから献金をもたらして、その企業のために動かないという話は、理解をしらうとおっしゃられても非常に理解がしづらい。

国会の先生が高邁な精神で、高邁な考え方で活動されていることに水を差すような形になるというところで、先ほども誤解があればおわびを申し上げるというところで申し上げておるのですが、率直な言い方で、国民から見ると、利益を追求するところが献金をして、極端な、言い方は悪いのですけれども、例えば企業の代表者とかかわるような審議が地方議会で起きるときも、当然除斥規定がありますね。それと同じような形で、企業からお金をいただいているおと、あそこにはやらないうい、そういうのを理解しうとおっしゃられても非常に理解がしづらい。

私は、今回の申し上げるところで、個人献金についていいということでも申し上げていますが、個人献金も一定額の以内で認めることがよいというふうに申しました。ということは、個人献金も、個人献金という名前が企業献金のトンネルが起きることを恐れるわけです。本来は除斥も含めて考えにやならぬ。

したがって、献金そのものをそれほど必要とされる形ではなくて、途中の方で大変失礼なことを申し上げましたが、私は政治家の、特に国会の先生方に、大変言い方は悪いのですが、井戸堀の精神を思い出してほしい。だからといったって、かすみを食って生きているわけじゃありませんで、そんなことを言おうとは思いませんが、かつて先人は井戸堀だと、それで政治家は尊敬をされた。そういう中で私もそれを聞きまして、私もは地方であります、それを本来としてきまして、そういう意味で企業献金はぜひやめていただきたい、そういうふうな考え方でござい

ます。お答えになったかどうか分かりませんが、答弁させていただきます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。政府案の基本的な考え方について御同調されるような意見で、大変ありがたいと思います。

それから、一応名譽のために成毛公述人に申し上げますが、J・Rとか飛行機代がたて配られているというところではなくて、国会の方で買上げたりしております、それで支出されている。お考えの中に、秘書が必要であれば何人でも財布の中をふやしてやっていけばいいじゃないかという議論の中で国政調査活動の枠の中でそういうものがなされているというこの御理解をしていただければありがたいなというふうに思います。

最後になりますが、長洲公述人にお伺いします。先ほど大変高いレベルでいろいろな地方分権のお話をいただきましたが、具体的に、例えば政府の提案しております政治改革四閣連法案の、賛否というまででなくとも、お考えをもう少し具体的に述べただけで大変ありがたいな、参考までに教えていただければありがたいというふうに思いますが、いかがでございますか。

○長洲公述人 私ども十分勉強していない点もございまして、政府提案の四法案、自民党さんの提案のものもございまして、いろいろ食い違っているというところは新聞等でも表になっておりまして、それなりに私も承知しておりますが、先ほどもちょっと触れましたように、なかなか一〇〇%完璧な選挙制度というのはないと思います。この辺は国会が決めになることですから、国会の中で十分御審議をくださいますと、ぜひどこかで妥結点を見つけていただきたいというのが、私も率直な気持ちでございます。

方はいささか政治をやってくれば一番いいというのが一番根本でございまして、そのために議論していくと選挙制度まで行ったという経過は、私も多少政治にしょっちゅう触れている者にはよくわかりますけれども、一般の国民には大変わかりにくい。選挙制度はどうでもいんだ、まずきれいにしたいというの、国民の声だというふうに感じております。

そういう点で、個々の論点につきましてはぜひ誠実に国会の中で御議論いただいて、到達点を見つけて、とにかく政治改革が実現する、こういう方向でやっていただければと国民の一人として願っております。

以上でございます。

○上田(清)委員 大変ありがとうございます。

○石井委員長 次に、太田昭宏君。

○太田(昭)委員 公明党の太田昭宏でございます。

さまざまな貴重なお話をいただきましたが、長洲先生にきょうは来ていただいておりますので、政党・政策本位の選挙、今回はそれが大きな政治改革の柱なんですけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

確かに今回の選挙制度、この新しい制度によりまして政党本位の選挙という形にはなるかと思いますが、政策本位の選挙になるかどうかということについては、さまざまな意味で疑問とか意見が出されているわけでございます。相当、制度だけじゃなくて、政党あるいは政治家の側がそのことを心して国民に訴えるという、そういう姿勢が私には大事だと思います。

特にネックとなるものが幾つか想定されているわけで、第一には、一人区となる小選挙区制では、過半数にも及ぶ票を獲得するために政策を訴えるというよりは、どうしてでも包括政党化するといえますか、だれにでもサービスをするといえますか、いい顔をするというふうな政策になりがちであるというふうな指摘もありますし、また、最近には特にイデオロギッシュな対立意識がなくて非

常に、先ほども知事の方からお話がありました
が、生活レベルとかそういうソフト面での対立と
いうことを鮮明に出さなくちゃならないという
、こういう課題もあると思いますし、また伊藤議長
や成毛村長からもお話がありましたけれども、日
本人がある意味では政策的に黒白をつけていく
というふうな、そういうことではない違った感性を
持っているというふうなことがあるかと思いま
す。

また、私大変心配しているんですが、小選挙区
制になって二〇%、三〇%の得票率でも、多数の
人が立ちますと当選するということになりま
す、集中豪雨的なサービス合戦がまた逆にひど
くなるというふうなこともあるわけで、政策本位の
選挙というところについては私たちが相当心しな
くちやないかと思いますが、具体的に一人区で、
しかも広範な地域というのを持って選挙戦を何回
か戦われたという経験も含めまして、政策本位の
選挙にしないといけないという、そういうこと
で私たちが心得べきこと、あるいは感想、御意見
を長洲知事からお伺いしたいと思います。

○長洲公述人 私、乏しい経験ですから余りお役
に立つかわかりませんが、首長選挙は御指
摘のように、いわば小選挙区で一人ということに
相なります。私も毎回何人かの方と選挙戦を戦っ
て当選させていただいております。

私の場合は首長でございますから、神奈川県を
こういう方向に持っていきたい、できるだけ、今
はつらいかもしれないけれども、神奈川県はこうい
う方向へ行けばもっとはるかによくなるのではな
いかという希望と申しましようか、議員のおつ
しやる政策と言ってもよろしいのでございます
が、やはり政策体系を私なりに訴えて、そして御
支援をお願いする、こういう形でやってまいりま
した。

私は、政党的には全く無所属でございますの
で、個々の政党にはいろいろお力添えをいただ
いておりますけれども、無所属の立場で、とにかく
県民の代表という意味で、神奈川県民の将来像を

できるだけ語りかける。私は、ちょっと僥越で
ございますが、どうも政治が暗くなり過ぎておりま
して、もつと政治家が国民、市民に未来と希望を
語りかける、一緒にやりましようという、そうい
う側面が少し薄くなつてきているのが残念だとい
うふうに思っておりますので、できるだけそうい
う努力をして選挙をやつてまいりました。

つけ加えますと、私の場合はほとんど余りお金
はかかりませんので、いろいろお金の面で苦勞す
ることはまずほとんどなかったということを申し
添えさせていただきます。ありがとうございま
した。

○太田(昭)委員 きょうは知事、議長また村長さ
んということですが、ある意味では地方自治体の代表
ということなんです、別の選挙という角度から
見ますと、知事選という海のように大変大きい選
挙戦ということと、あるいはいわゆる市町村の非
常に細かい、弁慶のりをつくるというよりも、
義経が細かく一粒ずつつて非常にきめ細かなの
りをつくるというふうな、義経ののりづくりのよ
うな選挙戦を伊藤議長を初めお二人はされてい
ると思ひます。

そういう意味では、私は今回の選挙制度あるい
は公職選挙法、選挙運動ということから考えま
す、もつと幅広きんなの自由な意見とい
うものが選挙戦で展開されなければ本当の活性化
された政治というものはないであろうというふう
に考えておりました、そういう意味ではもつとメ
ディアの利用ということが、今回の法案の後に
もさらに課題にならうかと思ひます。

それから同時に、べからず選挙じゃなくて、で
きるだけ民衆の気持ちに代弁できるような、また
それが選挙に反映できるようなというふうな、そ
ういうことでは戸別訪問を初めとしてそういうこ
とが非常に大事かと思ひます。このちやうど真ん
中のあたりの選挙制度で、特にべからず選挙みた
いなことが非常に横行して、今回の場合でも戸別
訪問とかそういうことについてはさまざまな危惧
が逆に出されているわけでありますけれども、私

は、できるだけべからず選挙ではない、そして規
制緩和ということがさまざまな意味で言われてい
るけれども、まさに選挙戦における規制緩和とい
うことを徹底的にやりながら、民衆のエネルギー
というものを選挙戦を通じて国政に反映する
というふうな流れをつくるのが非常に必要だ、
このように考えておりますが、メディアの利用と
いうことが必要だということについてできるだ
け広い意味での長洲知事の見解や、あるいは非常
に細かいという場合の、先ほども戸別訪問の話
が、賛成という話をいただきましたが、さらにこ
の規制を取つて、それが積極的に必要だとい
うふうなお話を、メディアと非常に細かいレベル
の戸別訪問を含めてのそういう選挙戦のあり方と
いうことについて、三人の方からお聞きしたいと
思ひます。よろしくお願ひします。

○長洲公述人 大変皆さん方が長時間かけて御議
論なさっているテーマでもございまして、軽々
に個人的な見解を言うほど私も自信はございま
せん。しかし、例えば戸別訪問の問題でもできるだ
け自由であるべきだというのは、基本方向として
私もそのとおりだと思ひます。

先ほどお金の話が出ましたが、基本方向はでき
るだけ個人献金で、企業献金はどうしても、だ
れだつて普通の人がいたら、企業がた何にもな
しにお金を出すはずがないというようにみんな
思つておりますから、ただ、そういうことを考え
た上で、しかしこれは選挙民の方の長年のしきた
りもあり、考え方もございまして、一挙にそこ
へ理想的な状況に行くのは難しいだろう。

先ほど政治資金の面でも、政党助成法に私は一
定の理解はしますけれども、まず透明性をはつき
りすること、将来はやはり企業献金はなくすとい
う方向をしつかりさせること、その間国民も
育っていく、こう思ひますし、戸別訪問につきま
しても、いいか悪いか、私は正直なところよくま
だ自分ではわかりません。

ただ、日本の現状では、すぐ完全オープンで戸
別訪問自由というのでかなり混乱が出ないかなと

いう心配もございまして、何らかの歯どめをや
りながら漸次、べからずではなしに、できるだけ
自由な選挙活動、政治活動の方向に行く。そうい
う多少理念は変革的で、しかし実行はある程度段
階的という方向で処理するより仕方がないので
はないかというふうな個人的には感じておりま
す。

不十分でございますが……。

○太田(昭)委員 申しわけありません。簡単に、
一言だけお二方にお願ひいたします。

○伊藤公述人 簡単に。戸別訪問の部分で、私は
先ほど先生おっしゃったように、もうノリをち
ぎつてちぎつて、もつとちぎつた方の選挙であり
ますが、戸別訪問をすることである批判を受
けるときに、迎合をするというのを、迎合をし
過ぎて政治が狂うというお話があります。しか
し、現実問題としては、国民はそんなにばかじや
ない。私などの場合で言うと、市民はもつと賢い
よ、嘘を言つて票はとれないよ。

私こと言つて大変恐縮であります、私は貧
乏な議員でありますので、銭がありません。しか
し、戸別訪問のかわりに、戸別訪問は禁止されて
おりますので、小まめに小さな演説会で御理解を
いたたく、それが票を固定してきております。

私も、国会の先生の応援もやらしていただき
ます。そのときも、私の範囲内で個別の細かい演
説会で訴えることによって御支持をいただくだ
から、こんなものどもならぬ、もつと戸別訪問
をやらしていただいたら時間のむだもない。まず
個人演説会をしようと思ひますと、人を集めな
きゃならない。会場に人を集めて、それからお話
をする。それだけの暇があつたら一軒一軒邪魔
した方がよほど早いじゃないか、そういう感じ
でありますので、戸別訪問はぜひ実施ができるよう
な形で御審議がいただけたらありがたいと思ひま
す。

少し余分に申しましたが、よろしくどうぞ御理
解をいただきたいと思います。
○成毛公述人 お答えをいたします。

第一点のマスメディアの活用は、これから大変重要になってくると思っております。選挙の一つの大きな手法になるのではないかと、このように思います。それから、戸別訪問はぜひ採用してほしいと思っております。

ただ、マスコミの報道等については、最近私の方でも選挙がございましたけれども、やはりマスコミの報道の公平あるいは興味ある予測ですが、こういうことに対する報道のあり方等はかなり慎重にマスコミの皆さんにやっていただければありがたいな、こんなふうになんか思っております。

○太田(昭)委員 ありがとうございます。

○石井委員長 次に、三原朝彦君。

○三原委員 どうもお三方、御苦労さんであります。

短い時間ですので、一問か二問ずつしか質問させていただきますが、残念であります。長洲知事さんにまず私は質問させていただきます。今までの助成の問題を通して、今までずっと我々百時間くらい議論してきましたが、その中で批判が起きているのは、そのことが今も皆さん方の話の中でありましたように、地方にも党みたいなことができないように、そうでないと無所属の人には不合理な、不利益な法制になっておるからというようにことでありますが、地方議会の方でも、長洲知事さんなんかはかなりのほうとどの党から支持されているような感じだと思えますが、その党化、地方議会でも明らかに党が、何といひますか議論し合うような、厳しいうちうはつしの議論が起るような感じになるのはいいかどううか。または、そのことが実はオール与党化するような、よく言えば協力体制、悪く言えばなれ合みたいな議会の形になるんじゃないか。

そのことが、ひいては批判も起らないような問題が起る、そしていづれかよむようなことになると、党化する方から見れば、逆に行政をや

る向きではやりにくいじゃないかという意見もあると思うのですが、そういう点、どのようにお考えでしょうか。

新しく党が地方にまで先鋭化してきて、議論をやり合う中で地方自治がいののか。それともそうでなくて、ある意味で、オール与党という言い方はおかしいかもしれないが、協力し合うような、余りそういう地方にまで党という先鋭化したものは起らないで、是非々々で個々の議員が賛成したり反対したりできるような議会がいいんであらうか。どうでしょう。

○長洲公述人 これはいろいろケースがあると思いますが、一概に言えないかと思えますけれども、地方議員はもう現実として県会でもかなり無所属の方がいらつしやいます。まして市町村へ行くと、もうほとんど主力は無所属でございまして、これはいろいろやはり民意の反映の中で、何か中央の政党の全部出先機関になるということ、地方では拒否するというのが、割に地方の政治、行政の実態なのではないかというふうな私どもは感じております。したがって、政党助成法でも、一体無所属の人はどうなるんだということを変え、大変議会で、さらに市町村だったらもつと心配していると思えます。

私どもは、時々困ることは、正直申し上げて、何か中央の政党間の争いが代理戦争で県会に持ち込まれ、市会に持ち込まれて、県民、市民の当面のいろいろな仕事とは余り関係ないところであることが停滞するということも聞かれます。あるわけでございまして、そういう意味では、一概には言えないかもしれませんが、私は、余り地方まで全部中央政党の系列に入るといふ事態は日本の実態に合わないのではないかと、このような認識を持っております。

以上でございます。

○三原委員 じゃ、次に伊藤議長さんにお尋ねしたいのですが、今伊藤先生は政治の中での話で義理人情、人情の機微の話と、しかし論理の話とされたので、私もそのとおりだと思っております。政

治の世界というのは、どうこう言いながらやはり親兄弟というのは、その息子が出る、弟が出ると思ふ、たといええ考え方があつても。

そういう場面もあるし、逆にまたそうではないけな場面もあるわけなんです。その義理人情の話から、実は僕らが五年ぐらい前ですが、政治家が、国会議員で一年生議員のときだったのです。どのぐらいお金かかるだろうというふうなことでいろいろ調べて、みずから赤裸々に、かつた費用なんかを計算してみたのです。そうしたら、伊藤先生が言われた、いややはり世間並みのつき合ひはと、こういうことでその世間並みのつき合ひというのが重ねられていきますと、それがやはりウン百万になつてしまつたという事実があつたのです。それがやはり、これはまずいんじゃないかというふうなことで、冠婚葬祭に対する縛りができてみたりとか、起つてきたんです。

ですから、私も地元に戻つて義理を欠いて今政治活動もしておるのですが、そういう面では確かに地元に戻りますと、いろいろな集まりがありまして、地元の議会の方、地方議会の方たちは、何とかかんとか名目をつけながらもまだ昔どおりのつき合ひもされる。国会議員はやはり自分たちでつくつた法律だからというので、私なんか、もう我慢に我慢をして、やせ我慢をして法律にのつとつたことをやろう、こうやって行けるわけですね。

そういう面では義理を重んずれば、今度は国政レベルまで行きますと、かなりの額がかかる。すると、それが伊藤先生が批判された企業あたりまでも、安易な言い方かもしれませんが、行つて、少し協力してくれませんかということにならざるを得ない。個人献金というのは、まだ日本の社会では醸成されてませんからね。

今度は、義理を欠くようなことになると、反面では確かに伊藤先生がおっしゃつたようなことはもうやめてしまおうと。それは企業からも団体からももらえないようにすれば、義理を全く欠けば

できるようなことかもしれないが、そういうところの兼ね合いで我々も悩んでいるのですが、私は今のところは、我々の政府提案の方では、もう企業・団体献金はやめよう、そのかわりに公的助成をもらつて、それを何とか活用させてもらつて政治活動ができるようにやろうということを今考えておるんですけれども、そのところを、質問という言い方にならないかもしれないが、政治家になれば、政治をやっている間は国会議員でも地方のレベルでも、もうこれは義理を欠かざるを得ないような状況になつていんじゃないかと僕は思っているんだが、どうなんでしょうね。(発言する者あり)

○石井委員長 静粛に願います。

○伊藤公述人 二点の部分でのお尋ねだというふうな理解をさせていただきます。一つは公職選挙法の関係で、私が余分なことを申しましたが、義理人情が欠けるような、世間を知らないようなことはいいかどうかという意見について、公費助成の関係のお尋ねだと思えます。

法律をつくる立法府の先生方に法の部分の解釈で申し上げるような失礼なことはちよつと避けたいと思ひますので、私の個人の実例で例えれば申し上げようと思うのですが、私が議長に就任をいたしましたときに、慣例で、先ほどごあいさつしたときに申しましたが、私の父は議長になつたときに、私の方へ電話がかかつてきて、金額は別としてちよつと持つてこいと。何だよと言つて持つて届けたら、事務局の者が、おめでとございまして。何がめでたやという話で、父に文句を言いました。

ところが、私もありがたいことに今度議長にさせていただきます。したがって、同僚議員に、もう私の方の形を言いますと、議長になつて少なくとも次の議長が、私の場合は起きないだろうけれども、起きるとしても十五年か二十年先しか起きないわけなんです。しかしながら、皆さん集まつていただいて一杯やろうということになれば、集まつていただくんですからね、手ぶらとい

うわけにいきませんのと言ったら、私の方の事務局で聞いたら、八百円ぐらゐ足を出してもいいと。八百円ばかり足というやれやれいんですよ。酒ちよつと飲み過ぎたらもう終わりなんです。だから、とてもやれないで。そんなら何ぞやる方法ないかと言ったら、逆に議長交際費から出すのならいいと言ふのですね。そんなばかな話があるかということ、皆さんにおわびをして、就任祝いはやめさせていただきます。皆さんに御理解をいただけてあれですが、大変陰では、あのやろ、できが悪いという方のお話があるそうであります。

また、もう一つ申し上げますと、こういうことを言つてはなんですが、我々の方も、議員報酬の値上げになるときは、報酬審議会の答申に基づいて出るわけでありまして、いつとちよつと報酬の値上げの方法に疑問がありまして、反対論をおとつたというので弁護士の先生に御相談を申し上げたのですが、どういう方法をとつても受け取るのを拒否すれば議席はなくなる。何とかならぬかということと調べてもらつたのですけれども、議席はなくなるということ、そうすると反対のしようがないわけですね。本会議で反対、委員会でも反対と言つておいてもらうなんて、そんな器用なわけにいかないわけですよ。

だから、公職選挙法的にそういう部分でも非常に疑問が多い。合つているとか間違つているとかと立法院の先生方に申し上げようと思ひませんが、これをつくつていただいた法律の中で、もうがんにがらめて持ちかねると。

義理も欠け、何ともそれこそ冠婚葬祭で、例えば葬儀で私がお見送りに行くときには香典が出せるわけでありまして、家内が行くときには家内の名前しかかぬわけですね。生花も出せない。大事な人なので家内が生花を出したら、しかられちゃった。おつかあの名前で出さくならぬ出すなど。そんなこと言つてもらつてもつかまつちやうからしようがないじゃないかということでお願ひに上がつたんですけれども、私の大変お世話に

なつてゐる有力な方で温厚な方ですが、家内の名前を出した生花の札をほかつてしまわれた。目の前でほかれるんですからね。こんな思いまでして議員というのはどうしようか。好きでやらしていただけておるけれども、もう半分泣きそでやめたいという感じを抱いたという思いを持つております。

そういうことのないような形をお願いしたい。だから、公職選挙法を改正される中で私らも政治活動ができるような、人としてのつき合ひができるような形での改正をお願いしたいという気持ちであります。

また、公費助成についてはいろいろ申し上げると長くなりますので、あえて先ほどの思い起こしていただけたとありがたひなのですが、私が例を出したのは、今報道等でもうるさく言われておるイタリアの例を出して申し上げたわけでありまして、それがそのまま今の現在の国会に当てはまるとは申しませんが、少なくともまだ現状は、日本はやつてないじゃないかと。既にやつておるイタリアがあつていたらどうなるか。だから、先ほどからも何度も申し上げておるのでそれこそおしかりを受けますが、先人が言つた、政治は井戸堀だ、この精神を思い出していただきたい、そういう思いでいっばいでございますので、意を尽くしませんが、これで答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○三原委員 もう時間がなくなりましたので、成毛村長さんには質問できないのが残念ですけれども、ちよつとだけいいですかね。じゃ、ちよつと一分だけ。

村長さん、実は私の地元の福岡県の大川市というところでは、市長さんがおやめになるときに、公明選挙をするために市から立候補者に少しずつ市の助成金何かをやつて、選挙をその中でみんなやってみたらどうかというような運動があつたのですが、実は私の町あたりでも、もうこのごろ町会議員に出る人がほとんどいないんです。それはまあいゝん意味があるでしょうが、一つの

要因は、やはり選挙は一種の、田舎へ行きますとお祭り騒ぎみたいになりまして、お金がかかる。その割には全然その報酬なんか、御承知のようにそれで生活できるようなものでもありませんから、ですから、本当にボランティアみたいな気持ちでやる以外できない。

そんな状況なんですけれども、村会議員、村長さんのところの村会議員の選挙あたりでも、公営の選挙でというような感じになる方向には、村民の意識、村長さんの意識でないでしようかね。その点、ちよつとお聞きをしたいと思いますものですから。

○成毛公述人 結論的に申し上げますと、残念ながらそういう空気にはなつておりません。

ただ、村会、私のところでは村であります、村会議員になる若い人たちが前よりは少なくなつてきておる、これは事実でございます。金がかかるとか、政治家が尊敬されないとか、いろいろあるのかと思ひますが、世の中がよくなくなつてきたので、私も青年団運動をやるときに、もう政治家になるんだ、地方政治家になるんだという意識をたくさんの人が持つておつたんですが、そういうことをやらなくてもまあまあ若い人たちが世の中をエンジョイできるといふ風潮も一つあるかなと。残念でありますけれども、そういう意気の高い青年たちが少なくなつておる状況も、地方政治家を志す人が少なくなつておる、そういうことにも起因しているんじゃないか。選挙に金がかかるということも一つの考え方でもあろうかと思ひますけれども、そんなふうにも考えております。公的な選挙をやるときであらうという風潮は、まだ残念ながら出ておりません。

○三原委員 ありがとうございます。

○石井委員長 笹木竜三君。

○笹木委員 民社党・新党クラブの笹木竜三で先ほどのお話にも少しありましたけれども、今回の連立与党案、公費助成のあり方ですとか企業への団体献金を政党に限定することについて、無

所属の特に地方の議員に対して配慮が足りないんじゃないか、そういうお話もありました。

その前提で日常の政治活動に大体どのくらいのお金がかかつてゐるのか、あるいは選挙に對してどのくらいのお金がかかつてゐるのか。できれば額を、長洲様、伊藤様、成毛様、公述人の皆様に教えていただけたらありがたいと思ひます。

ちよつと額のことを詳しく報告していただくのは不可能であれば、せめて企業・団体献金の割合がそれぞれ日常の政治活動、さらに選挙のときにどのくらいの割合なのかについて教えていただければと思ひます。お願いいたします。

○長洲公述人 恐縮でございますが、額は正確には覚えておりません。

選挙費用そのものは、いつも法定費用の枠内でやつております。企業の方も、規正法の法にのつとつた形で私としては完全に適法な形でやつておりますので、企業・団体等の献金の比率というのは、そう高くないと思ひます。できるだけ私としては、初めのときからお金をかけないようにということは、教師上がりでもありますが、特に周りにも戒めてやつてゐるつもりでございます。

以上です。

○伊藤公述人 最初にお断りしたいんですが、けれども、公費助成で地方への配慮がないというようなお話がありますが、私の言ひ方が悪かつたので御理解が逆になつておるような感じがいたしますのでお断りをいたしたいのですが、地方にしてくれという意味ではなくて、地方は無所属の市民党の者がほとんどでありますので、それが政党所属にならなければならぬという形の法律はいささか納得がいけないという意味で申し上げましたので、お含みをいただきたいと思います。

また、費用ということですが、うそを言つておるというふうにとられると非常に心外でありますので、きょうは私一緒にうちの方の事務局の者が来ておりますので、何でしたら確認をとつていただければいいんですが、私は、少なくとも選挙の費用は、前回の選挙のときに私の方の出

納責任者が報告をするときに、選挙の事務局で最も少ないだろうと言ったら、いや、どべの方ではあるけれども後から三番目にあるという話であって、非常にうちの出納責任者が憤慨をいたしました、こんなに使わなくて、使わない人がまだ下におるといのは納得がいけないという話がありました。日常的には、国会の先生方と違いますが、地域でありますので、ほとんど要りません。

ただ私は、年に二回ばかり地域のお子さんたちに、私の名前というだけではなくて、有志の方で映写会とかそういうのはやっております。したがって、こちらへ寄附をしておるとい部分がありますが、これも厳密な部分でいって、果たしてそれが費用になるのかどうか分かりませんが、後援会事業というのが行っております。ただ私の金でなくて、後援会の方々のボランティアとしての、少しノットとかジュースが出るようでありませんが、私自身が向いておりませんのでわかりませんが、それは後援会の方々の御寄附でやっておりますので、言い方を格好よく言いますと、個人献金によって賄われておるとい実情でございます。選挙はそういうふうでございます。

お答えになったかどうか分かりませんが、こういう返事でお許しをいただきたいと思っております。

○成毛公述人 お答えをいたします。

私はただいま四期目でございますが、そのうち二期無競争でございましたし、昨年四期目があつたのですが、軽い選挙でございましたので、公職選挙法に基づく資金の中で選挙は行ってきた、こういうふうになっております。

ただ、常日ごろは、後援会ががっちりしております、会費制で村政報告なり懇談会等々をかなりやっておりますけれども、会費制で実施をいたしております。ただし、村長になりまして交際が広くなりまして、結婚式あるいはひも解きその他等の招待は多い、こういうことで歳費はかなり使っておるといふふうに思っております。

○笹木委員 次の質問なんですけれども、例えばこの制度が成立した場合に、無所属の地方の議員の方が個人献金をふやすこと、あるいは政党から推薦をいただくという形で、公認でなくても推薦という関係で政党からの援助をいただくこと、そういうことで選挙並びに政治活動が支障を来さないのではないかと申すわけですが、今のお話でも、企業・団体献金の割合は高くない、あるいは個人献金のみというお答えでしたので、その点についても一度御確認でお答えいただければと思います。もう一度三人の方々にそれぞれお願いいたします。

○長洲公述人 お答え申し上げます。

私は先ほど申ししたのは、今度の政党助成法というので、党本部へ参入することになりますので、党に属さない地方議員が圧倒的でございます。首長はほとんどが無所属、政党に属していませんので、その辺はいろいろ、選挙に費用がかかるのであれば、公営にするとかあるいは個人だけにするのか、そういうことの議論もぜひやっていただきたいと思います。当面は衆議院選挙の問題を御議論になっていられると思っております。これは日本の地方まで影響を及ぼす制度でございますから、そういう点への御配慮をぜひ審議の中でお願ひしたい、こういうことを申し上げた次第でございます。

○伊藤公述人 お答えをいたしますが、その前に、先ほどの部分で言葉が足らなかつたので補足をさせていただきますが、費用がどの程度かかっているかの中で選挙の部分につきましては、選挙法の枠内でおくことは届けをしていただいております。その枠の中で使う中で少ない方の一人であるというふうに、先方のしりから三番目というのは御理解がいただきたいと思っております。

したがって、政党から援助をいただくというところは、実は先ほどの最初のあいさつのときに言ひ方が悪かつたので今反省をしておりますし、お許しをいただきたいのですが、私は、最初二期はある政党所属の議員でございました。しかしながら、国会の先生方が決める法の中で、地方として納得ができない部分があるわけです。したがって、しかしながら政党所属でありますのでそれに従わなければならぬ。それが嫌で、政党を出させていただきました。けんかで出たんじゃないやありませんので、党の方も御了解をいただいで仲よく出させていただいで、今もそこのおつき合ひもありません。ありますが、少なくとも地方のことは地方に任せていただきたい、そういう気持ちが強うございます。

したがって、政党から援助をいただかなかれば議員活動ができないというのなら議員をやめます、そういう考え方が基本でございますので、御理解がいただきたいと思ひます。

私、先ほど三千二百三十ほど市町村があると申しましたが、それぞれの市、町、村の議会議員の皆さんは、恐らく政党から金を交付されて、その系列になって選挙をやるという気持ち持ちは今のところは持っていないのではないかと、私はこう思っております。

ただ、私自身の先ほど選挙の状況を申し上げますけれども、私は幸い緩やかな選挙で済んでおりますけれども、激しい選挙をやっておる首長もございまして。さらに、四十七の知事さんの立場等を考えますと、いずれも県民党あるいは市民党、そういう立場で選挙をやっておられる。それが系列化になるといふことはかなり問題があるのではないかと。地方にまで政争と申しますか、激しい政党間の競争を持ち込むといふのは問題があるであろう。そういう意味で、今般政党助成が重視された法案が出て、地方の実態が余り顧みられないのは困つたことだな、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○笹木委員 ありがとうございます。

私自身も、一団体、一個人から上限二十万で、結果としては約八割、額として八割は個人から集めさせていただいております。この制度で必ず、今の実態からお聞きしても、地方での選挙のお金を賄うことは将来的に可能ではないか、税の控除を導入することによって可能ではないか、そんな感想を持ちました。

どうもありがとうございます。

○石井委員 次は、増子輝彦君。

○増子委員 自由民主党の増子輝彦でございます。きょうは、三人の公述人の皆様方には、大変お忙しいところをわざわざ国会のこの委員会までおいでいただきましたことに、まずもって心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

先ほど来、お三人の皆様方へ大変長い経歴に基づいて、また見識のあるお話を伺ひまして、私も国政にある者といひまして大変参考になりました。今後の国会のこの審議の中においてもいろいろと参考にもさせていただきますと思ひております。そういう中で、きょうは三十分という限られた時間でございますので、幾つかの点について細かく質問をさせていただきます。参考にさせていただければ大変ありがたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それぞれ三人の皆様方は、地方自治に長く携わってまいりました。地方分権、まさしく今後の政治課題の大変重要な課題の一つであることは、これは言うまでもございません。その中にあって、今後のこの政治改革の結果によりまして地方がどういふ政治を行っていくのか。と同時に、もちろん私もこの国の政治といふものをリードしていくか、これはいわば両輪のものだと私は認識をいたしているわけでございます。

そういう中で、実は今度の政権交代の中で、地方自治に携わる皆様方も、それぞれある意味では戸惑いというものをもちになつていくんだらう、今後この政治がどういふふうになつていくんだらう、そしてその立場の皆さんがどういふふうに対応していけばいいんだらうということも、これは事実、

で、御理解がいただきたいと思ひます。

○増子委員 地方議会でもときどき本則とは違つた定数というのは出てまいることがありますが、けれども、私の今お聞きしたいことは、今回のこの小選挙区比例代表並立の定数配分につきまして、議席の配分につきまして、自民党案は先ほど申し上げたとおり、政権を担当する政党の選択という考え方の中で、今回の三百、百七十一という本則に基づいての配分をさせていただいたわけですが、これについてはどのようにお考えになつておられますかというところをお聞きを申し上げたいところでございます。

○伊藤公述人 したがひまして、定数の四百七十一は、もちろん申し上げましたように、それをお願いをしたい。ただ、配分の部分にまで入ることを私の意見陳述は避けております。意識して避けております。これは国会の先生方の審議にゆだねたい。

ただ、決まり出したときは、最終のところまで申し上げたように、という方法かは別として、国民がそれを選択できるような形で、国民投票とまでは申しませんが、方策を国会でお考えをいただきたい、そういうふうな申し上げて意見の陳述を構成しておるつもりでございます。それで御理解がいただきたいと思ひます。

○増子委員 そこで、次にお伺いしたいことは、実は一票の格差という問題が、先ほど長洲知事さんの方からも話が出てまいりました。これも、いわば地方にどのような形で配慮していくのかということは大変やはり重要な我々の政治的な課題だと実は思つてゐるわけでございます。

それこそ本則四百七十一、一票一対二の範囲内におさめるという国会決議も実はなされてゐるわけでございますが、今回のこの定数配分の中でどうしてもこの一票の格差というものを真剣に私ども考えていかないと、地方分権、地方自治の振興ということからいしましても大変重要な問題だと思つてゐるわけでありまして、今回自由民主党は、実は比例代表の単位を都道府県ごとにするこ

とにより地域代表である代議制の趣旨を貫いてゐるわけでありまして。

と同時に、各都道府県に対する定数配分は、まず地方に配慮をいたしまして、小選挙区、比例代表とも一人ずつ基礎配分をさせていただいた案でございます。こういう観点からいいますと、地方分権が現実のものとなつていない今日の段階において、地域の声を代表するということは極めて重要なことだと私は思つてゐるわけでございます。

そういう意味で、今回のこの比例の単位を一つとりましても、全国単位であるならば、やはり民意の反映ということももちろん重要ではございますが、この地域の振興なり地方自治の確立、地方分権等からいいますと、いわゆる顔の見える選挙というものを重視していくことも当然必要になつてくると思ひます。

そういう中で今回、自由民主党は県単位の比例の単位を案として出しているわけでありまして、けれども、この辺の全国一本の比例と県単位ということになれば、地方自治ということも絡めまして、やはり先ほどの一票の格差ということも当然守つていく上でも、どうしても自民党の案でなければこれはなかなかこの問題をクリアできないということになつてゐるわけでありまして、この件について長洲公述人とそれから成毛公述人に、その所見をお伺いをいたしたいと思ひます。

○長洲公述人 先ほど申しましたように、特に神奈川県が一票の重さが軽いわけでございますが、この問題の是正はぜひお願いしたいと思ひますが、これは基本的には区割りの問題になつてくるかと考えております。この一票の格差は正のため小選挙区制と比例制をどうするか。その数の配分というのは、これはどちらをとつてもいろいろ理屈は成り立つと思ひます。

それから、一票制か二票制かという問題でございますが、私は、理論的には二票制の方がすつきりしてゐるなと思ひますけれども、これも今お

話しのようない意見があれば、ぜひ国会の内部で御議論いただいております。

先ほど伊藤議長さんもお話しになりましたが、今いろいろ皆様の間で御審議なさつていらつしやる論点の一つ一つについて公述人としてどちらがよいという判断はあえて避けておまして、ぜひ皆様方が国民の前で公明正大な御議論を重ねていただいております。

以上でございます。

○成毛公述人 お答えをいたします。

先生の御意見として、党の御意見として地方を重視するんだとお話でございまして、大変ありがたうございまして、このように思つております。比例代表の分け方として、与党の方は全国、自民党案は県別ということでありまして、私はブロック別がよろしいのではないかと、こういうふうに申し上げました。

具体的に、全国でやりますと参議院のような形になり、県別ですと何か県の会長や幹事長の権限が強過ぎて問題がある場合もなきにしもあらずではないかと。その間をとつて、関東地方なら関東地方で、それぞれの県の代表が民主的に話し合つて序列を決めるということがいいんではないかという私なりの考え方でありまして、ただし、全国的な考え方では決めるのは、地方を重視するという考え方からいえばこれは困る、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

さらに、人口的にすべてのものがこれから基本的に考えられると思ひますけれども、私も地方に住む人間にとりましては、例えば私の村では、一万三千名の人口でございますが、七千町歩余り面積がございます。国土保全あるいは道路の維持等々考えますと、人口だけで物事を、尺度を考へるのはいかなかなか。大きな国土を管理してゐるのも我々地方でございますので、そういうことも加味した考え方、それぞれ一区域は四十七都道府県に基礎的に計算しておるということでござい

ますので結構なことだと思ひますけれども、基本

的に人口だけで物事を考えられては大変困るな、そんなふうな思つております。

それから、質問外でございますけれども、私は先ほど五百が適当であらう、そして二百七十五、二百二十五というふうなことを申し上げましたが、単純小選挙区がぐんと比率的に多いと、結果的にやはり今日日本に多くの政党がある、その小さい政党が死んでしまふということもあるかと思ひますので、比例もある程度多くなくてはいかぬであらう、これがやはり日本の現在の国民のニーズにこたえた割り振りのかな、こんなふうで申し上げたところであります。

○増子委員 そこで、次に大事なポイントとなつてまいりますのは、当然、この選挙制度が導入されるということになりますと、区割りの問題がやはり我々個人にとりましても、あるいはその地域にとりましても極めて重要な問題になつてくるかと思ひます。

そこで、長洲公述人にお答えをいただきたいと思ひますが、選挙区の区割りについて、何か特に御要望の点がございましてか。

○長洲公述人 一般論としては、先ほど申しましたように、一票の重さの格差をぜひ是正するような区割りにしていただきたいと考えます。

あとは、いろいろ行政区でよくつくつとか、いろいろ一見住民にわかりにくい区割りになる可能性もございまいしょうけれども、私は、第三者機関で決めていただく、それに国会も従う、こういうふうにお願ひするのがよろしいのではないかと考えております。

○増子委員 それでは次に、政治資金制度についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。これは伊藤公述人にお答えをいただければありがたいと思ひます。

議会制民主政治の基本は、国民も企業も政治的、社会的に参画することが大切なことだと私は認識をいたしております。企業献金は政治腐敗、利権の温床となると一方的に断定することは、果たしていかなかなかないと思ひます。

であります。先ほどもお話がございましたとおり、やはり政治家のモラルなりその考え方なり姿勢なり、これは極めて重要で集約されてくるわけであり、これは極めて重要な私どもの考え方であり、疑念等、いろいろ裏金等の問題を含めて大変大きな問題になっているわけでございます。それは、あくまでもやはり政治にかかわる者のモラルというものが最も大切だ、そういうふうにあるべきでございまして、

そういう意味で、企業も今日社会的な活動というものを力を入れながら、やはり社会的な還元なりそういったものを行っていかねばならないことも当然なことでございます。そういう中で、企業の献金がすべて悪だということは、私はそうではないと考えますし、自民党案もそのところをきちんと踏まえて、透明性を持ちながら、一つの制限を求めながら、この企業献金というものを、実はやっていくということにしているわけであり

ます。そこで、企業献金はだめだ、反対だとおっしゃられる伊藤公述人、これは全くゼロなのか、あるいは許容範囲内という形で先ほど申し上げたような、きちっとした社会的な責任なり使命なり活動なりを踏まえてお互い企業がやり、政治家がモラルを守っていくということを心がければ、これは許容範囲内の中で可能なかどうかということはお考えについて、お答えをいただければありがたいと思ひます。

○伊藤公述人 お答えをします。

政治に企業も個人も参加する必要があるという先生の御説、そのとおりだというふうに理解をいたします。しかも、いわゆる企業献金についての基本的な部分で、政治家のモラルの問題というのは、個人献金も含めてあくまでも政治家のモラルの問題だと理解をいたしております。その部分までは先生と同じ考え方だと思っております。ただ、企業献金はすべて悪と云うのかというお話であります、すべて悪であるかどうかという

ことではなくて、私の申し上げたのを再度申し上げますが、企業は利潤を追求するのを本務とするもので、それが最高の、最良の方法であるというふうな、いわゆる市民も国民も皆そう理解をしております。そこで受け取ったものが企業の社会還元のものである、政治をよくするためにもらったのであるというふうには単純に、私は地方議員でございまして難しいことを別として、単純にそんなふうの理解はできません。あくまでも企業献金は、企業が利潤を追求する上で当然その見返りを腹に置いて要求するものだという理解をいたしております。

合っているとか間違っているというふうの考えとは別にさせていただきます、そういう理解で意見を陳述いたしましたので、そういうふうな御理解がいただけたらありがたいと思ひます。

○増子委員 そうしますと、例えば個人献金ということになりますと、今の公述人のお話に沿ってお答えをいただきたいと思ひますが、個人献金の場合にはそういうことではない、あくまでも純粋な浄財という形の中でお考えになられているのか。

と同時に、日本のこの風土の中で、個人献金というのは現状から見ても今後ふえることは可能なのか、あるいはふえるはずだ、その辺をどういうふうにお考えになられているか、お答えをいただきたい。

○伊藤公述人 お答えをします。

先ほどの個人献金の部分でも、先ほどのお答えのときに申し上げましたが、絶対いいというふうな理解をいたしております。

私は、個人献金にも問題があるだろう、したがって一定限度額以内で認めることがよいと申し上げておりますし、前の御答弁の中でも申し上げましたが、個人献金でも企業との関連がある、あるいは法案審議上問題があれば、地方議会でも除外規定がありますので、当然そういう部分についての制限はされるべきだろう。個人献金は何でも善で企業献金は何でも悪だというふうの形じゃなくて、中身的には個人献金でも問題のあることがあ

ろうと思ひますが、それは先生のおっしゃるよう

に政治家のモラルの問題だというふうのとらえ方をしたいと思っております。

企業献金とは、もう企業献金は全然話にならない、個人献金は問題があるけれども、それは審議をする過程でとかそういう部分、金額の問題とかというところで制限をしていただきたい、そういうふうの感じでお答えをさせていただいておりますので、そういうふうにお含めをいただきたいと思います。(増子委員「個人献金がふえるかどうかということについて」と呼ぶ)

個人献金は、私は、今の政治不信の状況が改善をされてきて政治家に信頼が復活してくればふえると思ひます。ということとは、私の例で申し上げますと、私が国会の先生の選挙に携わるときに、献金こそいたしません、私の方の後援会は総動員をかけた。これは、その先生のおっしゃる説に基いて、国がよくなる、だから力をかそうじゃないかということ、後援会の幹部会の決定に基いて総動員をかけます。それも人的な動員ではありますが、それを金銭換算をしていただければたくさん寄附だというふうにしてあります。

そういう形でありますので、個人献金はふえるというふうの、ふえるような形になるような、言葉が過ぎたらおしかりは覚悟してありますが、個人献金がふえるような政治がやれるような形に法を進めたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○増子委員 この個人献金がふえるかどうかという問題、非常に私は難しいと思っております。

私のことですが、私は毎月三百円で十六ページぐらいの後援会会報を発行いたしております、有料で、月三百円、決して少ないとは言えませんが、今の経済的な価値観からいけばコーヒー一杯分ぐらいのお金でいけると思ひますが、これがなかなか実はふえません。私も大変熱心な後援会の皆さんがたくさんおられます。三百円毎月出して

おりまして、もう今回で十一月で十九回、約一年七カ月発行しておりますが、なかなか月三百円でも、これは献金という形ではありませんけれども、まあ同じようなものだと思うのです。この後援会会報が月三百円で、今のところ残念ながら二千部ぐらいしかとっていただけていないということになりますと、それ以上の個人献金ということになりますと、極めて私は、今の日本のいろんな歴史的な政治に対する考え方もあるのかしれません、なかなか難しいような実は感じを強く持っているわけでありまして。

そしてその中で、実は今回のこの政治資金の問題につきましては、特に地方議員の無所属の方々に対する問題が、お三人の公述人の皆様方から強く出されてまいりました。まあ私が先ほど申し上げましたが、政治資金の調達というのは、やはり大幅にこれを制限するのは現実的でありませんし、と同時に、私はディスクロージャー、いわゆる透明性が極めて大事なポイントになってくる、そういうふうな考えをいただいております。そしてその中で、地方の政治家の皆さんに対しても、議員の皆さんあるいは首長さんに対してでも、年間でそれぞれ各二十四万円、月二万円のこの二つの調達団体に対しても行うことができるという道を実は残して、自由な議員活動を担保しているのが実は自由民主党の案でございます。

政府案では、地方の政治の大多数、これはほとんど、先ほどもお話がありましたとおり、六万人の地方議員の方々、あるいは三千を超える地方自治体の長さんの方々、これは残念ながら個人献金しか受けられなくなるということになれば、果たして先ほど申しました個人献金がふえるのかどうかという考え方、そして、そういうものがふえるような政治状況をつくれという、つくべきだという考え方は当然でありましようけれども、こういう観点からまいりますと、この部分で、私は地方の議員あるいは首長の皆さんが自民党の案を否定をしていくならば、大変難しいような気が

してまいるわけでありまして、個人献金しか受けられなくなるような状況の中で、今後ともそれぞれ重要な政治的な立場の、地方の振興のために、そして地方分権のために、すべて、寝食を忘れて頑張っているお三人の皆さんが、どうやって今後の政治活動費を賄うことができるんだろうか。

先ほど選挙資金の問題については、法定選挙費用以内でそれぞれやっておられるということでございますが、と同時に日常の政治活動というのは、選挙活動は欠かすことができません。比較的に知事さん、市長さん、町長さんあるいは議長さん、長と名のつく方々は、極端な話、公的なそれぞれの地方自治体のお金によって、例えば今花輪の問題とか市電、祝電の問題等含めて、公職選挙法の中でもいろいろ問題になっている部分が実はあるわけでありまして、これが行われていると。もちろん個人の名義、長洲知事さんの長洲という名前に入れないけれども神奈川県知事、あるいは成毛村長さんは東村長と、あるいは議長さんは一宮市議会の議長という名前で行われる花輪を出しているというのが現実にあるわけでありまして、こういったものは、日常の活動は自分のお金ではなくてこれはやっているとあります。

それが一切今後、例えば将来的にだめだということでも公職選挙法等も当然改正になっていくと思われる中で、こういった個人の政治活動というものが、これに対して不安がないのかどうか、そういったものがいわゆる今の考え方の中で十分賄っているのかどうか、これについて、これは時間が参りましたので最後になりますが、ひとつ三人の公述人の皆様方に一言ずつ、この点についてお答えをいただければありがたいと思います。

○石井委員長 大変恐縮ですが、時間がオーバーしておりますので、一言でよろしくお願い申し上げます。

○長洲公述人 先ほど来、伊藤議長さんのお話

が、かなり私どもも同感でございます。モラルと透明性、こういうことを高めなければいけない。

同時に、企業献金につきましては、どうもやはり事の起こりがいろいろスキャンダルから出ておりました。企業からお金をもらっている何にもないはずはないというふうな普通の人が思い込んでいる、この現実からスタートしませんが、なかなか政治不信の私共というのはできないのではないかと。少しづつともやはり基本的には、まあ個人が全部いいとは思いませんけれども、方向としては個人献金、しかし経過措置として透明性を高めながら企業・団体の献金も認めていく、こういうような方向なのではないかというふうな存じしております。企業献金九割と全部認めるというようなことになりましたと、到底国民の納得が得られない、普通の人はそう考えていない、ここが大変大事なポイントではないかというふうに感じております。

私どものことは、大きな方向が決まればその中でやってまいります。

以上でございます。

○増子委員 個人で賄えるかどうかをお答えいただければありがたいのですが、政治活動、そこが大事なんです。

○長洲公述人 そういうふうに決まれば、そういうふうなやり方によっていくより仕方がございませんし、やっていくつもりでございます。

○伊藤公述人 簡単に申し上げます。

やれます。そういうふうな思っておりますし、十五年ほど前と比較をいたしましたらはるかに費用がかかぬようになりました。したがって、やっていくというふうな思っております。

○成毛公述人 私は、政治家は個人献金を中心にすべきである、このように思っておりますが、地方の知事、市町村の、まあ私個人でなしに仲間を考えた場合に、経過措置は必要であらう、このように思っております。

○増子委員 大変ありがとうございました。

ただ、残念なことに、途中で議会民主主義を壊すような問題がありまして十分な質疑時間をもらえませんでした。本当にいろいろ御質問に答えていただきまして、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○石井委員長 次に、坂本剛二君。

○坂本(剛)委員 時間もありませんから、単刀直入に入りたいと思います。自民党の二番手として質問させていただきます。

今度の政治改革は、いわゆる政治と金の悪弊を絶つ、それから民主主義の土台であります選挙というところ、あるいは政治という場に金の入り込む余地のない、そういう仕組みをつくっていくというの、私はこの政治改革の大きな基本理念だと思っております。そういうことを考えますと、国民や有権者の意識の改革を図っていくということが、私はまず考えられなければならないんじゃないかな、こう思っております。

まあ地方の選挙を考えましたときに、まことに口では申し上げられないようなことが今なお堂々とまかり通っておりますことは事実でございます。したがって、国政選挙、特に衆議院の選挙で本当に清潔な選挙の実現、あるいは党首選挙でもつてきれいな選挙をやろうと一生懸命これからやるわけでございますけれども、地方の選挙もそれに連動して清潔な選挙をやるんだという、そういう意識、認識をもって私は事に臨まないと、この今まさに二十一世紀を目前に控えて日本の政治体質、すべての体質を変えようというときに、そのもろみがかく機能するのかなという、そういう心配もあるわけです。

特に首長選挙につきましては、政府も修正協議の中でいろいろ公的助成とか公営選挙とか、そんな方法を考えていきたい、こういう話もございませうけれども、私は、やはりドラスチックな改革というものをやらなくと意識の改革まではなかなか行かぬ。そこで問題なのは、首長選挙でも何でも、そうでございますけれども、自治体というのは、

自分たちが構成しているその自治体の長を決定する首長選挙、こういうものを、その立候補する人が自分のお金で立候補しておるということ、これが私は、どうもいろいろさまざまな問題を起こす原因になっているのじゃないかな、こう思っております。

ですから、完璧な公営選挙、そこで私、長年考えていたこと、ちよつと持論を申し上げたいと思うのでございますが、県民税の一部を四年に一度の県知事選挙のためにプールするという方法はないものか。市町村長もかりでございまして、そしてそういうプールした選挙資金をもって何名の方々が立候補して選挙をやるわけでございますが、ある一定票数を、自治体はばらばらで結構でございますが、ある一定票数以下の者にはかかった経費全額弁済させるという、そのために立候補届け出のときに保証人を二人つける、そして逃げられないようにしておく。そして選挙も、先ほど成毛公述人さんでしたかとおっしゃいましたが、登録制の運動員を確保して、この方々には公費で日当も払いましょう、そういう方に正式な運動をやっていたらという、こんなことも取り入れながら、ひとつ金のかからない選挙を実現できないかな。

聞くところによると、首長さんが初めて当選したとき、前の人の任期まだ残っていますから何日間か余裕ありますけれども、その間に一番先にやる仕事というのは、次の四年後の選挙の資金を集めるための仲間づくりだ、こう言われているのです。しかし、こんなことであって、もう最初から公平、平等な政治なんかできないわけですし、ましてや清潔な政治の確保なんというようなことはおぼつかないわけでございます。

そんなところで、このことを長洲知事さんと、それから成毛村長さんはどう考えていらっしゃるかと、まずお聞きしたいと思っております。

○長洲公述人 私の場合は、余り政治活動にも選挙活動にもお金をかけていないつもりでございますので、ちよつと御質問とそれるかもしれないと

思っております。ただ、お話しのようなこともあり得るかと思ひます。

地方でもこのころは、ボスターとか車も一台ぐらひは公営にしようということでたしかやつておりました。そういう公営の部分がだんだん広がる傾向にあることは、私は歓迎をいたします。ただ、やはり基本は、制度をどうしましても、首長も含めまして、政治家のモラルと資金の透明度が低ければ必ず悪いことが起こる、こういうふうに思ひますので、そういう面の仕組みはかなり厳しく法で定めた方がいいのではないか、こんなふうを考えます。

以上でございます。

○成毛公述人 選挙に金のかからないように、私自身もそのようなことで常々日常活動等やつておりますし、これからの一生懸命取り組んでまいりたい、このように思ひます。

ただ、国会の先生方にも私はお願いを申し上げたいのですが、事務所開き等に一人も一万数千人も集まる選挙が各地で行われておる、自動車代は幾ら出してもいい、国会議員の先生方の選挙はいいなというふうな話を田舎でよく言つております。そういう意味で、やはり国会議員の先生方みずからがやはり姿勢を正して、正しい選挙をやつていくということをぜひ実行していただきたい、このように私は思つております。

○坂本(剛)委員 もちろん、国会議員はこれからまさに襟を正そうということで今審議をやつていくわけですが、どうしても地方との連動性というものもあるいはあつた方がより効果が上がるのじゃないかと思ひますし、ただいま私が申し上げたものは、長洲知事さんは自分じゃお金を使つてないということでございますけれども、多分支援団体とか政治団体がそれぞれの政党とか企業からの献金をもらつて、そういう中で運営がなされていくと思うのです。九々公費でやると、九々住民の税金でやると、政党のひもつきにならない。いわばアメリカの大統領制のような形ですから、議会からの拘束がなくなつてきますね。非常にや

りいい私は行政府の長になつていくのじゃないかな、ましてや企業等のおつき合ひも公平になつていくのじゃないのかな、こんな観点から申し上げさせていただきました。

次に移ります。

地方議員に対しての公的助成はあつてほしいのだけれども先ほどもあつたようでございすが、これは私は、まさにおっしゃいましたように、地方の議員とか地方の首長さんにはこういう制度が及ばないわけでございますから、特に無所属の方々には大変だと思つております。

これも、実は諸外国では随分とやつていすね。ドイツ、オーストリア、スウェーデン、ノルウェー、イタリアの、今のところ五つの資料しかございせんけれども、スウェーデンなんかは、県議会及び市町村議会に議席を有する政党に対する補助を、それぞれの地方レベル、町は町、市は市、州は州の決めで、法律で定めておるといふことですね。それから、ノルウェーなんかは政党補助が地方レベルで決めてあります。それから、オーストリアもそのとおりです。政党または議員団に対する補助を州ごとの法律で決めているという事柄ですね。こういうことを実はやられております。イタリアはもう、国会議員の選挙は三百億リラですが、州議会選挙には四百億リラも国費の助成を出しておるといふ、いろいろこのやられていす。

ですから、もう少し日本も、特に地方議員の方々あるいは首長の方々は、もつとそういう意見をどんどんと申し上げるべきじゃないかな。先ほど拝聴しておりますと、とにかく国の方で考えていただきたい、考慮していただきたい、こうあればいいのだ、していただきたい、何していただきたい、ついでに清潔もまず国からということになつてくるのですが、地方制度調査会というのがある、その中で地方の選挙制度とか行政の仕組みとか、もう意見を見申す場があるやに伺つております。ましてや、こういう地方選挙のことについて、国会で審議すべきものじゃないと

いう見解も一部にはあるようでございす。

その地方制度調査会というものを、私はもつとフルに活用していくべきではないのかな、そしていろいろな制度をどしどしと取り入れていく、それがまず地方分権の始まりではないのかな。地方分権も与えられるものではなくて、自分たちでやはり勝ち取つていくということ。これは頭がかた自治省をぎりぎりしながら、何とか地方のレベルで地方のことを、地方の自主性というものを確保していくということ、私はこういうことをおやりになる必要があるのじゃないかな、こう思うのでございすが、今の諸外国でとられていすという制度について、どうでしょうか。地方のレベルでやりたい、やるべきだという御意見があればお聞かせいただきたいと思つております。

○長洲公述人 私、勉強の不足で諸外国の例を存じませぬけれども、地方の選挙だけを地方議会だけで条例で制定できるかどうか、現状はなかなか難しいのではないかと考えておりますが、しかし、坂本議員の御指摘のように、我々自身がそういうことも勉強をして、いい方向をつくり出していくという御意見は全く賛成でございますので、努力をいたしたいと存じます。

○坂本(剛)委員 あとお二方にも。

○伊藤公述人 ただいまの御指摘の、地方分権は自分たちで勝ち取るべきだ、何をやるといふおしかりは、おっしゃるとおりであります。また帰りまして、うちの市長ともよく話をしたといたしたいと思います。先生からの励ましをいただいたというふうな理解をさせていただきます。

ただ、地方議員に対する助成でいろいろと今お話をいただきました。正直言つてそこまで、私も不勉強でありますので、承知をいたしておりましたが、現実問題として、選挙について公営選挙の部分のお話が先ほどございました。そちらの例で申し上げますと、実は私の方も法の改正に基づいて、ボスターの掲示代、車代、直接の運動員の費用が出していただけという形になりました。なりましたが、実は私は後援会にこの話をしま

したら、後援会は困つちゃうというのですよ。ほんならもらつた金、もう一遍しようがないで寄附するだかというお話です。もともと集まつてやる場合には、草の根運動でありますので、地方議員の場合はたくさんの方に手弁当で動いていただきます。特定の方だけに公費助成があつたのでは、動かなくなつちゃうわけあります。したがいまして、逆です、公費助成なんというのはいまでもらうとは迷惑だというのが私の印象であります。

いささか言葉足らずになつておしかりを受けるかもしれませんが、私の意のあるところをお酌み取りをいただきたいと思ひます。どうも失礼しました。

○成毛公述人 地方選挙が公営の国がたくさんあるというお話、私、今初めてお聞きしましたので、これからみっちり勉強して取り組んでいきたい、このように思つております。

○坂本(剛)委員 それから、献金の問題についてでございますが、先ほどから随分と議論が出ておりますけれども、どうしても企業献金はだめなのかなという、そういうことがあります。

しかし私は、地方の場合、もう完全にシャットアウトされるのです、これは何でもかんでも。そして国会議員は優遇措置がいっぱいあるという。政令指定都市以上の議員さん、特別区議員さんもそのとおりで、いろんな恩恵がありますけれども、例えばこの間こういう話を県議員さんから伺いました。

国会議員は、お悔やみ、お葬式ですね、御自分で行くときはいい、あとはだめだよという取り決めたけれども、お悔やみのとき、国会議員は地元にいるか。ほとんど来なくて済むじゃないか。要するに出費なくて済むじゃないか。我々県議員は毎日うちにいるんだ、地元のお悔やみはそのたに行かなくちゃならない。そうすると、国会議員にとっては大変都合のいい法律だといふ、こういう御批判もあつたわけでございます。

私は、そういう意味では、やはり企業献金とかあるはそういう個人への献金というのは、透明性を確保すること、公私の峻別をきちっとすることですね。そして公開の基準を理解のあるところまで引き下げることによって、私は、きちっとした献金というものが確保されるのじゃないか。

むしろ、全面禁止したって、現実にお金がかかるのですね。現実には政治活動するにはかかる、自分の立場を維持するためにはかかるのですから、禁止したところでどんなものでしょう。また裏に潜つての悪いことが重ねられていくのではないかな。非常に日本人は頭がいいですから、特に議会に所属する方々は非常に優秀でございまして、いろんなことを今まで考えてきましたので、私はその方をむしろ心配いたすわけなんです。

たがって、自民党が提案しております二つの資金調達団体、そして一カ月二万円限度で、こういうことについて御理解いただけるのかどうかというところ、やはりどうしてもそれだめなのかどうかということ。しかも公開制、年間五万円以上、月五千円弱です。月五千円弱の献金については公開制にする、そのことについて、またそれぞれお三方から、時間がないものですから簡単にひとつお願いしたいのです。

○長洲公述人 献金の問題、政党への助成の問題も含めまして、私は、先ほども申しましたように、一般の人が大変不信の目でずっと見ているということから、政治家の一人として、どうしてもその目を避けてはいけないうふうに感じておりますので、基本的には企業献金はない方がいい。

ただ、お話にもございましたとおり、個人献金といつてもまだ国民の方もなれておりませんし、そういう意味では政党助成の問題も含めて経過措置は必要かというふうに考えておりますが、透明性を高めて経過措置をあれして、しかし、基本的には理想的なきれいな方向に行くんだという姿勢

をやはり国民に示しませんと、何かいつも言いわけしているような形ではなかなか納得得られないのではないかと、そんな気持ちが出て来たりします。

以上でございます。

○伊藤公述人 企業献金については、先ほどから私も何度もお答えをしておいて、先生方におしかりを受けるんじゃないかということでもびくびくしながらしゃべっておるので、今長洲公述人のおっしゃった意見と同意見でありますので、企業献金についての部分は割愛をさせていただきます。先ほど先生が、香典や冠婚葬祭に持つていく費用はかかるだろうというお話であります。

確かにかかりますけれども、これは議員だから云々じゃなくて、現実にはその地区で生活をしているわけでありまして、したがって、御近所御不幸があれば当然香典を持つて上がる、これは許されておりますので。昔は全然それだめだと言われたので非常に困りましたが、先ほどのどなたかの先生の御質問のときに答えしましたように、今私の方が困っておるのは、例えば葬儀のときに、私が公務があつて行けない、そうすると家内は家内の名前であつていかなければならない。そうすると向こうさんは、家内の名前であつてきた香典なら要らない、そうおっしゃられるので、これは困っちゃつてゐるのです。これは家内の名前ではなく、家内が私の、奥さんが主人の香典を持つていくことぐらいは許していただいて、現実

に一般の方は、葬儀が起きて御主人が都合が悪いときは、奥さんが御主人の名前であつていられるわけです。こんなのは許していただきたいという気持ちが強まっておりますので、それだけお答えをさせていただきます。よろしくどうぞ。

○成毛公述人 お答えをいたします。

私も、政治家の政治資金は個人献金にすべきである、こういうふうな思つておられますが、経過措置が必要であらう、こういうことを申し上げました。

ただ、私の表現が少し間違つておると申します

か、自民党の案では、経過措置というのは三年間は今までどおりだということだと思ひますけれども、政治改革を思い切つてやるというのに、三年間は同じことをやるということでは、なかなか政治改革にならぬではないかというふうに思ひますので、私の言う経過措置というのは、二十四万円までは可というものを経過措置として何年間かやつたらよからう、こういうふうなことを申し上げたところであります。

○坂本(剛)委員 長洲知事さんにお伺いします。地方分権。小選挙区を導入していけば、今までの以上に国会議員は地方にとらわれて、しかも国がすべてを決定するという今の仕組みをそのままにしておつたのでは、ますます地方の族化が出てくるだろう、こんなことを言われておられますね。

私も市会議員、県会議員、実は経験しておるのです。そして地方のことでも十分に、選挙の性格の違いも勉強させていただきました。先ほど来から、献金について一般の人が認めてくれないという御意見もあるし、それから、伊藤公述人の話でもいろいろ、実はどうしてもだめなんだ、国民感情が許さないよ、汗をかかない資金の調達は国民はだれも認めない、こんなような発言も実はありましたけれども、私は、今の段階で地方に権限を分権したときに、国のレベルの族議員がまた同じく地方にも族化されてこないのかな、地方レベルで。

例えば宮城県知事のあの例のゼネコン汚職なんか見ても、県会議員の介入というのでも十分ありましたしね。それから、いろんなゴルフ場の開発事件なんというのは、教限りなく関西にも関東にもいっぱいございましてけれども、必ずやそういう方々が中にあるわけですから、いろいろな意味で、私は、モラル、これは本当にモラルになるわけでございますが、今の段階で果たしてうまくこれまた分権が政治のレベルで機能していくのかなという、その辺の、学者であります知事さんの御見解をひとつ聞いて、終わりにしたいと思ひます。

○長洲公述人 御指摘のように地方でも本場に嫌な事件が起きておまして、私どもも本場に肩身の狭い思いをしております。この点は、国政レベルでのスキヤンダルもございまして、地方だつて同じだという御懸念、不信感、これは自然なものと私も受けとめまして、改めて自戒しなければならぬと感じております。この点は私は、ただ分権の問題と直接つながつてゐるのではなくて、やはりその方その方のモラルの問題とやはり制度的に資金の透明性が低いということが関係しているのではないかと考えておりますので、個人的なモラルと制度面での透明性を高める方式と、こういうことをあわせて考え、自戒も込めながら、ぜひ地方でそういうことが再発しないようにしたいと決意しているところでございまして、十分なお答えでございませぬが、以上でございます。

○坂本(剛)委員 いろいろありがとうございます。私、時間なくなつちやつたものですから、もう短縮して、いろいろございまして、質問させていただきますが、本場にありがとうございます。

○石井委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 三人の公述人の方、本場に貴重な御意見ありがとうございます。私は、日本共産党の穀田恵二です。

まず最初に、長洲知事と成毛村長にお伺いしたいのですけれども、お二人とも、今度の政治改革の中心は何といつてもきれいな政治であつてほしいということが根本だと質疑の中でもお話ありました。私は、そのことが根本だと思つております。

そこで、この間の報道なんか見ていまして、ついでにだつてのテレビでありますけれども、政治腐敗の防止ということがやはり八二％ぐらいを占めている。しかも、それと関連して私は大事だと思つてゐる、特についでにだつての新聞でも、政治腐敗の土壌をつくつてきたゼネコン汚職の本質を考へるならこの問題を見逃すことはできないはずだ、公共事業をめぐる政治家の癒着を正す

だけで政治改革の相当部分が達成できる、こうありました。だから私は、今度の政治改革の中心は、やはりそういう意味でいうと政治腐敗の防止、なかならずこの問題、ゼネコン汚職だとかを初めとして解明が求められている、このことだと思ふのですが、その辺の御意見を二方にまずお聞きしたいと思います。

○長洲公述人 国民の間で政治改革をするべきだという機運が高まっている根本の背景は、先ほど私申しましたように、穀田議員さんのお話のとおりお金が汚いということが根本にあり、他方、もう一つ、世界はもともと動いているのに、何か狭いところでごたごたやっているといるんじゃないかという不信感とか抱き合わせになっているように存じます。そういう意味で、穀田議員御指摘のように、やはり政治腐敗の問題に感じている国民の不信に正面からこたえるということが、今回の国会でなさっていかっしゃいます政治改革の一番原点だろ

うと思います。

ただ同時に、その問題を議論していきますと、少し専門的に突き詰めていくと、選挙制度の問題も浮上してきた、こういうことで今細かい御議論が行われているんだと私は認識しております。したがって、やはり細かい選挙制度の問題も十分御議論していただかないと困ると思えます。同時に、いつもその原点は、先ほど穀田議員御指摘のような問題が国民の間にあるということをぜひ念頭に置いて、御審議をお願いできればと考えております。

以上でございます。

○成毛公述人 ただいま先生の言われたとおり、きれいな選挙をやっていく、また政治家が身を正しく行動していくということが一番大事であり、そういうことを基本にして政治改革が進められなくてはいかぬであらう、このように思っております。

私自身は、村で当然いろいろな仕事をやるわけでありまして、村の業者が何社かあるわけでありまして、あくまでも公平に、村内業者を育

成するという見地で、あくまでも公平にということなことでやっておるつもりであります。

以上であります。

○穀田委員 今もお話ありましたように、やはり原点が、正面からそういう点で頑張るということ、私どもも奮闘したいと思ふのです。ただ、先ほど私も言いましたように、このゼネコン汚職というのが本来解明が求められている。そのことが一つ今国民的な世論として背景にあるということも私どもは言っておきたいと思ひます。

二つ目に質問したいのは、伊藤公述人に企業献金の問題です。お話をしましたように、長洲知事からも質疑の中で、何もなしに金を出すはずがない。私これは至当といいますが、まさに当たっている言葉だと思ふのです。しかも、伊藤公述人からもお話をしましたように、見返りを期待しないはずがない、これもまた真理ではなからうかと思ふのです。そういう意味でいいますと、政府案では、政党への企業からの献金は自由になっている。そしてまた、私どもの国会の質疑で明らかにしてしましたように、政党支部というものをトネルにして事実上個人にも企業から献金が渡るような仕組みになっている、こういう問題があるかと思ふのです。

しかも、今度、御承知のとおり、与党は最初所信表明その他では廃止に踏み込んだと言つて、次は与党の合意で廃止の意見に考慮していると、次に法案になりますと廃止という文言が消えて五年後に見直すということになりました。これでは本当に見直すことにならないと思ふのが私の率直な実感です。

そこで、私はやはり企業献金というものを直ちに禁止すべきだ、そのことに踏み込むべき時代に来ていると思ふのですが、その辺についての御意見を伺いたいと思ひます。

○伊藤公述人 今おっしゃった部分で、政党批判はちよつと勘弁をさせていただきたいので御了承願ひたい。

後の部分については、私も御答弁を申し上げましたように、見返りもなくて出すような企業献金があるとは考えられない、あるかもしれないけれども、あると思ふ国民はいないだろう、そういう理解でございます。したがって、企業献金を直ちに廃止する、結構なことでありまして、一日も早く実現を見たいと思ひます。

○穀田委員 ありがとうございます。

最後に、政党助成の問題について一言だけ質問をしたいと思ひます。

私ども、皆さんお話にもございましたように、政治に金がかかるというよりは、金をかけているというふうな現実だと思つています。しかも、その上に政党助成など、何をか言わんやというのが私どもの見解です。伊藤氏も先ほどお話をあつたように、血税は一円たりともむだに使つてはならぬというふうなお話がありましたので、そこでもう一言だけ伺いたいわけですが、

私どもは、この政党助成という問題は、政党の支持のいかんにかかわらずむしり取られる、しかも自分が支持していない政党にも渡っていく。特に日本の場合には、御承知のとおり政党支持なし層が一番、五五%も占めているというふうな実態があつたり、さらにはこの前の選挙でも三五%近くの方が投票なさらないという、そういう実態にあります。その中でもかく金を巻き上げてやっていくというのはいくらぬと私ども思つて

いるわけですが。

そこで、お話をあつたように、政党みずから汗をかいてやらないと、この点では成毛公述人からありましたように、墮落するというのが、私は政党が墮落するという事態に踏み込むというふう

に思ふのです。したがって、民主主義のコストとして、料亭の飲み食いまでその試算の範囲に入れるなどというのはいかぬと思ふので

す。

そういう意味で、政党助成が政党支持の自由を侵すものと違うか、それから政党がみずから汗をかいて本来集めるべきものであつて、そういう公

費助成なんかを行つていたら政党がまさに墮落の道と腐敗の道へ踏み込むのと同じか、この問題についての御意見を聞かせたいと思ひます。

伊藤さんと知事とお願いいたします。

○長洲公述人 確かに、税金からただ丸ごと来て、それを飲み食いに使つていくようなことは許されることではないと私は感じます。ただ、やはり民主主義のコストというのでしょうか、本来は国民が個人献金で賄うべきことかもしれないけれども、諸外国もそれだけではないかというのでいろいろやっていると聞いていますので、各政党が自戒しながら、応分の公費負担を政党あてに出すというののも一つの知恵かなという感じもいたします。

なかなか一義的なお答えが難しい問題かと存じます。

○伊藤公述人 先ほどの御質問の中での見解というところでありますが、こういう言い方はあれですが、金を巻き上げていくところはいかぬと除外をしていただきまして、民主主義のコストがかかるという形の中のあれであります。それが政党助成があれだから全部いかぬという意味ではございませんが、あとの部分については先生のおっしゃる説と同一意見だと思ふに御理解がいただけたらありがたいと思ひます。

○石井委員長 これにて午前の公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時三十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後一時三十分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御出席の公述人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

公述人各位におかれましては、御多用中のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。審査中の各案件に対する御意見を拝聴し、審査の参考にいたしたいと存じますので、忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

なお、御意見は、山脇公述人、宮内公述人、竹尾公述人、米沢公述人の順序で、お一人二十分程度お述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず山脇公述人をお願いいたします。

○山脇公述人 御紹介いただきました大阪府八尾市長の山脇でございます。

私は今、全国市長会の副会長という役職についておりますが、御案内のように、全国市長会といまして、今回提案されております政治改革法案についての統一見解というものが出ておりません。したがって、全く私個人の意見ということになろうかと思いますが、現場を預かる一員といたしまして、庶民の感覚から見た政治改革法案、また、自治体の首長として見た今回の問題について意見を述べたいというふうに考えております。

全国市長会並びに地方六団体共通いたしました、地方分権の立場からこれを推進してもらいたいというような要望決議を何回か行っております。そういうような背景から、本年の六月に自治法の一部改正が行われました。そして、地方六団体が国会、内閣に対して意見を言う、意見書を提出するという制度がとられました。大変、自治体といいたしましてもありがたく思っておりますが、さらに六団体を中心にいたしまして具体的な提案ができるよう今いろいろと検討されておりますが、結論を得るに至っておりません。

先ほども申し上げましたように、全く私の個人的見解でございますので、専門的にこれを扱って

おられる皆さん方とは若干食い違う点もあるかと思ひますが、その点ひとつよろしく御意見を申し上げます。

政治改革の必要性ということにつきましては大変長い歴史を持つておるわけでございまして、田中元首相の金脈問題に端を発しまして、一九七四年の十二月には三木首相が自民党の改革案をつくられました。その後、翌年の一九七五年の七月には公職選挙法、政治資金規正法の改正案が成立をいたしました。さらに、一九八〇年の十一月には政治資金規正法の改正案が成立いたしました。政治家個人に対する収支報告が義務づけられたところでもございます。一九八八年の六月に、リクルート事件が発覚をいたしました。翌年の八九年の十二月には、これまた公職選挙法の改正案が成立をいたしました。ここでは、本人欠席の冠婚葬祭の寄附の禁止、あるいは年賀状、あいさつ状などの禁止を盛り込んだ改正案が成立をいたしました。さらに、昨年の十二月にはまた公職選挙法、政治資金規正法の改正案が成立をいたしました。

取崩罪の罰則の強化あるいは選挙運動期間の短縮、選挙公営の拡大、全国会議員の資産公開等が成立をいたしました。また、本年の四月に与野党それぞれ政治改革法案を提出をされました。いずれも大変な論議がありましたけれども、これは成立を見ない、内閣が解散をされるというような結果に相なりました。

こういうような経過をたどってまいりますと、いずれも事件が起こりましてその後その対応というところに相なっております。それで、国民の間にはこれでは非常に不十分だ、もっと根本的、基本的にメスを入れる必要があるのではないか、こういうのが庶民の感覚ではなからうかと思ひます。先ほども申し上げましたように、事件が起こりますと何らかの改正がされる、その都度される、これでは庶民としては、先ほども申し上げましたように根本的な改革にはならないというふうなことになるかと思ひます。

政治改革というものにつきましましては、政治腐敗を正し、国民のためにどういう国会をつくり出すかということが問われておりまして、民主主義を視点に置いた、すなわち国民の端的な意思によって選ばれるような制度であること、また、きれいな選挙であり、かつ政治活動が腐敗をしないことが担保されるかどうか、あるいは地域利益誘導型政治や政治腐敗の問題などを引き起こす等、構造的な問題にメスを入れること、さらには、中央集権から地方分権へどうかかわっていくか等を視点に置いた改革であるかどうか重要であろうというふうに考えております。

時代は大きく変わってきておりまして、世界の流れは皆様方の御存じのところでございます。国際社会の中で日本の役割が問われておる今日、国内だけでなく国際的にも信頼される清潔で公正な政治を確立するためには、俗に言うところの族議員や政治家の癒着構造の弊害を改める時期でもあらうかと思ひます。この機会を失すると、国民の期待する改革ができないのではないかとこのようにも危惧をいたします。

とりわけ、長年地方政治に携わってまいりました私といたしまして、地方分権の視点での改革が大事なものであるというふうに考えております。地方分権での改革の視点といたしまして、余りにも現在の政治構造は中央に権力が集中しやすいような構造となっておりまして、これを、政治・行政システムをどう改善するのか。そのためには、民主主義、市民自治の観点から、国民の監視が十分できるように透明性のある政治システムに転換することが重要でもございます。

そういうような観点に立ちますと、このたびの政治改革の論議は、余りにもどう政権をつくるかということが中心に論議をされているのではないかと考えるところでございます。地方の現場から見まして、地方と連動する視点が抜けているのではないかと、こういうふうな考えております。

一時的に当てることを基本に検討されておるように思ひます。国におきましては、この政権の選択といふことは議院内閣制のもとにおける政府の形成、こういうことになるわけでございまして、地方におけるところの首長の選任は直接選挙でございまして、これは異なるわけでございまして。当然国民の政治選択志向も異なるにもかかわらず、先ほども申し上げましたように、選挙制度を同一とするに無理がありはしないか、こういうふうに考えてみます。

例えば、地方公共団体の議会の議員及び首長は全国で六万八千九百九十八人、そのうち無所属が五万三千六百六十六人と七十七%を占めておりますが、首長だけを見ましても六百六十三人おられますが、そのうちの九十九%が無所属でございます。市民が無所属、無党派の首長を求めているのではないかと思ひます。

地方の選挙においては、選挙の公営化が進められ政党への助成が行われますと、政党所属と無所属の間では格差が生じるばかりか、首長が政党化する傾向になりまして、地方自治が政党によってコントロールされる、こういうふうなことがないのかどうか。つまり、選挙制度も、今後分権化のもとで考える必要があるものと考えております。

きょうも朝、この国会に参ります途中で自動車に乗っておりますと、ラジオ放送がされておりました。この東京の葛飾区ですか、区長選挙があるそうでございます。悪いことをしたのに税金を二億使う、これはもうやりきれぬというようなラジオ放送がありました。こういうふうなことも考えてみますと、考えていただいておりますところの公営選挙そのものにも私はメスをまだ入れる必要があるのではないかと、こういうふうに思ひます。

現在の国政と地方政治との関係は、許可、補助金制度にあらわれているごとく、余りにも中央集権になっております。しかも、これが地元利益誘導に走りまして、肝心の国の方向性を議論することが非常に少ない、政治の視野を狭くしてい

るのではない、こういうふうに思います。我々自身も、地方の自立、自主性、市民の政治的成熟化が不可欠であると考えておりますが、国民の主体的コントロール機能、いわゆる地方分権、こういうものを信頼していただいて、外交、防衛、司法、経済、総合調整機能、ナショナルミニマムの確保、これは国政本来の仕事として大いにやっていただいて、残余のものにつきましては、民主主義を支えている基盤でございます地方自治体、地方分権化、そういうものに権限を移譲するということによりまして、地元利益誘導政治の排除、政治腐敗を阻止できるのではないかと考えます。

また、国の縦割り行政が自治体の総合的な行政を妨げておりますし、族議員の温床にもなっております。現在、省庁の統廃合を進められようといましてありますが、そういうものをさらに進めていただいて、総合行政を進めていただきたいというふうに考えております。

国政に対する政治不信というものが、地方政治におけるところの政治不信と連動いたしまして、さらに国民の大きい政治不信となつてきておる今日でございます。政治改革は、地方分権化を含めた行政改革が不可欠であることを強調しておきたいと思ひます。

地方分権からの意見といしまして、現在、民意を聞く制度といしまして、地方制度調査会あるいは選挙制度審議会、衆議院政治倫理審査会等がありますし、また、各党それぞれ専門的な分野で委員会を持つておられますが、それを民主主義の視点、分権の視点から意図した制度として運用されているか、選ばれる側ではなく選ぶ側が監視する権威ある第三者機関、適当なものが見つかりませんが、そういうものを設置をされる必要があるかと思ひます。

さらに、議員同士の活発な議論の展開される国会運営を期待いたします。国会において何が本当に議論されているのか、国民の目に明確に政策選択の機会を与えることが政党政治を志向される以

上大切であらうと思ひます。

例えば、官澤内閣時代に、自民党案、さらに社会、公明両党が小選挙区比例制度を中心とする議員提案をされました。これは華々しい議論になりました。テレビ中継をされたわけでございますが、非常にこれは視聴率が高うございました。こういうような政党同士の討論というものを大いにやっていただければ、もっとも国民の中に身近なものとして映ってくるのではないかと、こういうふうに考えております。こういうことをやることによって、官僚主導から政治家主導へと転換が可能であらうと思ひます。国会が真に国レベルの最高機関たるべきにはいかにすべきかを視点として持つ必要がございます。

最後になりますが、政府・与党によるところの五項目、また自民党の二十一項目、両方すり合わせの作業が現在行われておるわけでございますが、どうか一致点を見出していただいて、一日も早く解決をしてもらいたいと思ひます。また、そのほかにも、衆参セット論あるいは地方議会セッ ト論、無所属議員の問題など多くの問題がありますが、だからといって、慎重になり過ぎ、新しい道を見出すことができなければ、政治に対する不信はますます高くなるかと思ひます。政府案、自民党案を比較いたしましたけれども、それが完全なものだと言ひ切れるものはいません。いつまでも甲論乙論論じ合つて時間を費やす、必要ではございませんが、もう早く、日本の将来に対する失望感をこれ以上国民が抱くことがないよう、よろしくお願いを申し上げます。

地方の現場を預かる一員として、端的に庶民の感覚というものを申し上げまして、簡単にござい ますが、私の意見とさせていただきます。(拍手)
○石井委員長 まことに貴重な意見、ありがとうございます。次、全国都道府県議会連合会会長、長崎県議会議員宮内雪夫公述人をお願いいたします。

○宮内公述人 全国都道府県議会連合会の会長をいたしております長崎県議会議員の宮内でございます。かねて衆議院の諸先生方には、四十七都道府県の各般の問題につきましていろいろと御指導と御支援をいただいておりますことにつきまして、心から感謝を申し上げます。

とりわけ、直近の問題として、北海道南西沖地震の問題あるいは鹿児島県の大水害の問題あるいは雲仙・普賢岳の問題、そして、最後に全国的な米作農家を中心とする農家の緊急な課題等々につきまして、いろいろと御指導と御鞭撻を賜り、適切な処置をとっていただいておりますことにつきまして、この席をかりまして心から厚く御礼を申し上げます。さて、リクルート事件以来、最近の佐川急便事件あるいはゼネコン汚職事件に至るまで、中央地方を問わず、政界の不祥事が相次いでおります。このことが国民の強い政治不信を招き、その信頼を根幹とする議会制民主主義にとって極めて憂慮すべき事態を招いておることはあえて申し上げるまでもないと思ひます。

このような状況にかんがみ、私も議長会では、昨年の秋以来、国民の政治に対する信頼を回復するために、政治腐敗の防止に向けて、国民の納得の得られるような抜本的な政治改革の実現を求めて、政治倫理を確立することはもとより、選挙制度の改正、政治資金の透明性の確保、規制の強化等を図るための政治改革関連法案の早期成立の要望決議を繰り返し繰り返してまいりましたところでございます。

（委員長退席、三原委員長代理着席）
その意味で、今国会で政治改革関連法案に政府並びに与野党の国会議員の皆さんが全力を挙げて取り組んでおられますことにつきましては、まずもって敬意を表するところでありますが、かといって、いささか不満もないわけではございません。

選挙制度にいたしまして、あるいは政治資金や政党助成金の制度にいたしまして、これらのあり方は、単に国会議員のみならず、私ども都道府県議会議員を初めとする地方議員や首長の選挙、政治活動のあり方に極めて密接な関係があり、かかわり合いがあると思ひますが、その立案やこれまでの審議において、私どもいわゆる地方の、都道府県議会議員を初めとする地方議員等の意見が一度も聞かれることはなく、国会議員の皆さん方のみで議論が進められてきたことでございます。このところ地方分権の推進が国会で決議され、さきの総選挙でも各党こぞ公約として取り上げられたり、さらに、現内閣で知事経験者が総理大臣を初め要人のポストを占めておられるなど、その推進に大きな期待を寄せておられるわけでございますけれども、かかる大事が地方の声を聞かず、しかも、地方のことを少しも配慮をされずに中央のみで決められていくことに對しましては、いささか不満と失望を禁じ得なかつたところでございます。

かようなことから、私も議長会では、去る十月二十七日、急遽、臨時役員会を開催いたしました。都道府県議会議員の意見を聞く機会を設け、その意見を法案等に適切に反映をさせていただくことを求める緊急決議を行った次第でございます。本日、さらには後日行われる地方公聴会において、いささか遅きに失するといえ、こうして私どもの意見を聞いていただけることになったことに対しては、ともかくお礼を申し上げます。次第でございます。この上は、これらの意見を十分に酌み取っていただきまして、法案あるいはその後の運用等に適切に反映をさせていただく、まずもつてこのことをお願いを申し上げます。

私からは、全国都道府県議会連合会の会長として、各都道府県における意見書の概要を御紹介を申し上げますとともに、政治資金規正法による寄附の制度及び政党助成法による政党交付金の制度について、さきの臨時役員会の決議、その際出され

ました各議員の意見等を踏まえながら意見を述べさせていたきたいと存じます。

それでは、まず、都道府県におけるこの九月議会での政治改革関連法案関係の意見書の採択状況について申し上げますが、青森県、秋田県など合計九県で行われております。

その一つが、地方自治体の長や議員を含めた選挙制度の改革の全体の輪郭を明らかにするように求めたり、その実現を促すものでございます。国会における政府答弁等によりまして、地方の選挙制度のあり方は、参議院改革と同様、次の段階での検討課題とされているようでありますが、この後申し述べます政党交付金制度等に関する意見書と同様、これらは今回の制度改革が地方議員等に与える影響に対する不安を物語っているものと考えます。

さらに、小選挙区等の議席配分について、地方への傾斜度を高めるよう求める意見書が、過疎地域を多く抱える県で採択をされております。これも、今回の選挙制度の改革により議員定数が大きく減らされることとなり、地域住民の声が国政に反映されなくなるのではないかと考える地方の不安のあらわれと存じます。

また、比例選挙よりも選挙民が直接選挙できる選挙区選挙の議員数を多くするよう求めるものや、このほか、地方の声を十分に取り入れるよう求めるもの、政治改革の断行を求めるもの、衆議院議員の定数を四百七十一人とし、比例選挙の単位を都道府県ごととすることを求めるものなどが採択をされております。

これらの意見を地方の総意であるとして直ちに集約することはできませんけれども、国会においては、このような多様な地方の声を真摯に受けとめていただいて、それぞれの議会が納得のできるような最善の努力をお願いを申し上げたいと存するものでございます。

次に、ただいまの都道府県議会の意見書でも取り上げられましたが、政治資金規正法の改正案及び政党助成法案について申し上げます。

まず、政治資金規正法についてでございますが、今回の改正案を見ますと、これまで公職の候補者に対して直接に出すことが許されておりました政治活動に関する寄附が、これからは、政府案の資金管理団体や自民党案の資金調達団体を含め、政治団体に対してのみしかできないこととなります。このこと自体は政治家と金を切り離すという趣旨であろうかと存じますが、政府案によれば、今後はさらに、これまで可能であった企業等の団体献金が政党のみに対してはできなくなり、議員を含め政治団体に対してはできなくなり、国会議員ほどではございませんけれども、我々都道府県議会議員もいささかなりとは申せ、その政治活動に企業等の団体献金をいただいておりますことは事実でございます。

これにかわるものとして政党助成法による政党交付金の制度が設けられるわけでございますが、政党助成法案を見ますと、「国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない。」とあって、その配分方法については政党の内部にゆだね、それ以上のことは何も規定されておられません。また、配分基準、すなわち各政党に交付すべき額については、国会議員の議員数やその選挙の得票数によって算定をし、地方議員のことは何ら考慮の対象とされておられません。

このようなことから、政党交付金が果たして地方議会議員やその政治団体にまで流れてくるのか、疑問あるいは不安を抱いておる都道府県議会議員も少なくありません。また、仮に流れてくるとしても、その過程で政党の中における中央集権的な仕組みが強化され、中央支配が強まるのではないかと危惧されるところでございます。

一方、私も地方議員の場合、都道府県議会議員で一六・二％にも及ぶ無所属議員がおります。このような議員の政治資金や選挙運動資金は、個人献金のみで現に必要とする金額すべてを賄い切るものでございましょうか。

このようなことから、政治活動に関する寄附につきましても、個人献金が定着するまでの間、例えば資金管理団体に限るなどして、一定の限度で企業等の団体献金を残すことも一つの方法として検討されてよいと考えるのでございます。

また、政党交付金については、私も議長の中にも、金額がいささか大き過ぎる、国民の理解が得られないのではないかとする意見もあるわけですが、それらの誤解を払拭するために、政党への公費助成の内容が政府案では国会議員の数及び得票数となっており、その対象に地方議員の数を考慮して、いわゆるすそ野を広くすることにより有権者、納税者への理解も得ることができるとは、これは厳しく避けるべきであると考えられるものでございます。

以上、全国都道府県議会連合会の会長という立場で意見を申し上げてまいりましたが、国会におかれては、私も都道府県議会議員の声を酌み取っていただき、ぜひとも政治改革法案の中に反映をしていただくことをお願い申し上げますとともに、今後政府あるいは与野党の皆さんが精力的な折衝を続けられ、今国会でこの法案が成立し、国民が納得のできる政治改革が断行されることを心からお願いが、私の公述とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。(拍手)

○三原委員長代理 宮内公述人、ありがとうございます。

次に、竹尾公述人にお願いたします。

○竹尾公述人 ただいま御紹介をいただきました竹尾昭治でございます。

私は、千葉県の北総台地、新東京国際空港、成田市のすぐ隣の町の酒々井町という小さな町の議長でございます。

今回、この公聴会に浅学な私をお招きをいただきまして、専門家の諸先生の前で私の考えを述べるといふことは、緊張とそしてまいりささか赤面の

の至りでございます。

せっかくのこのような機会でございますので、ちまたで聞く話、そして新聞等においていろいろと知りました件について、私のできる範囲内で、二十分間という時間を与えられておりますけれども、いかにせん田舎のちまたの声でございますので、時間等については御容赦いただきまして、簡潔に率直に意見を述べさせていただきます。

初めに、私は、公職選挙法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の二法案に絞り、発言をさせていただきます。

制度の点でございますけれども、現行の中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に制度を変えることにより、政治が大きく動くと考えています。このことは、今国民が政治に求めている最大の関心事と言えらると思います。したがって、この改革をまず推進することが非常に大切であろうと考えるものです。新制度を導入後も、欠陥があれば手直しをし、よいものに一歩ずつ近づくことが最善の方策だと考えます。

次に、定数でございますが、政府案としまして、総定数五百人、うち小選挙区二百五十人、比例代表二百五十人、これに対し自民党案は、総定数四百七十一人、小選挙区三百人、比例代表百七十一人と何っておりますが、今や世界の動きは瞬時のごとく動いている現在、政治は迅速に対応しなければならぬ。そのことから、国民は二大政党制を望んでいるのではないかと私は感じられます。したがって、これは、これに近い考え方である自民党案と同調するもので、政府案の二百五十人、二百五十人というのは、格差の問題のある地域があるので、二百五十人以上三百人以下がよいのではないかと思います。

また、比例代表選挙区ですが、政府案全国単位に対し、自民党案都道府県単位となっておりますが、少なくとも私どもの国会代表となる方の顔も知らない方がなるというこはいいかがなものかと、私も地方の末端の声です。よって、都道府

県単位がよろしいかと思ひます。

次に、投票方式等は二票制でよろしいのではないかと思います。既に参議院選挙で実施済みなので、投票する側もなれてるので戸惑いなどはないのではないかなという感じがいたします。

次に、当選人決定の方法ですが、この中で、比例代表選挙で各政党の当選人は各政党の得票率を基礎とし、ドント方式で決定、なお、得票率三%未満の政党には当選人は配分しないとなつております。また、直近の選挙を見ますと、三%未満とした場合、クリアできない少数政党が現在の政党でも出てきます。よつて、少数党、少数意見を取り入れるということが議会運営の原則と思われまふので、もう少し緩和してもよろしいのではないかなというふうな感じをいたします。

次に、戸別訪問でございすけれども、政府案は自由化、自民党案は禁止というのが案でございす。現行法は禁止とはいへ電話はよいというふうになつております。これは、私も同じ地方との差はあれ選挙される者として感ずることとございす。自由化でよいと私は感じます。国民も選挙で代表を選ぶのだから、候補者と接する機会を持ち、自分たちで選ぶということが義務と私は思ひます。

次に、政党交付金及び配付の方法ですが、地方議会人の立場として、中央・地方選挙は同じと考へます。したがつて、地方議会を含めた公的助成配分を考慮していただきたいと思います。

以上、雑駁に述べましたが、いずれにしましても、今政治改革は国民の負託にこたえる最大の課題であると認識しており、今国会で決着がつかなければ国民の政治に対する不信感はますます高まることは必至であります。したがつて、早く安定した政治が図られるよう、国会の先生方のますますの努力をお願いし、非常に簡単でございすけれども、率直な意見としてお聞きいただければありがたいと思ひます。

大変どうもありがとうございました。(拍手)
○三原委員長代理 竹尾公述人、ありがとうございます。

いました。

次に、米沢公述人をお願いいたします。
○米沢公述人 御紹介をいただきました特別区議会議員の米沢江東区議会議員であります。委員各位におかれましては、歴史的な政治改革の実現に向けまして関連法案の審議に傾注されておりますこと、まことにその御苦勞に對しまして心から敬意を表する次第であります。

政治改革は、国民がこぞつて期待するものであり、我が国はもとより世界が注目をいたしてゐるわけでございます。また、我々地方行政を担う者にとりまして、その成り行きは大いに關心のあるところでありまふ。その意味で、今回地方団体の代表から意見を求められたことに對しまして、心から謝意を表したいと思ひます。

さて、特別区は政治経済の中心地である大都市東京の中枢に位置をいたしてあります。八百万区民を抱える特異な地域性を持つており、選挙制度一つをとつても他の地域とはかなり違った特性があるわけでございます。特別区政に携わる一人として、今回の政治改革関連法案について、こうした地域性を念頭に置きながら、主に大都市圏の地方議会人としての立場に立つて、六点到いたつて意見を申し述べたいと思ひます。

なお、政府及び自民党合せて九法案が提出されておるわけでございますが、各法案は相互に関連があり、また政府案と自民党案の比較におきましても多くの共通点が見られますので、全法案を通して一括して意見を述べることといたします。

まず本論といたしまして、その一、制度の基本的な仕組みについて申し上げたいと存じます。

我が国の選挙制度は、明治二十二年に小選挙区制が導入された後、大選挙区制、そして小選挙区制、中選挙区制、大選挙区制と変遷を重ね、昭和二十二年から現在の中選挙区制が施行されておるわけでございます。しかしながら、中選挙区制は同一政党の候補者同士で、政策中心の選挙戦になり、選挙資金がかかるなどの理由から、

ら、政府の第八次選挙制度審議会は、比例代表制とかみ合わせた小選挙区比例代表並立制を新たな選挙制度として答申をしたわけでありまふ。

小選挙区比例代表並立制は、小選挙区制が多数党による政局の安定をもたらすとともに、選挙費用が少額で足りるなど長所があるわけでございますが、その一方、死票が増加して少数派が代表を出しにくいなど、民意の反映に十分機能しない面があることとされているところから、少数派にも議会進出の機会を与え、国民の意見を公正に議会に反映させようとの要請から、比例代表制を加味したものとして理解をいたしておるわけでございます。

並立制はこうした両者の制度を補完し合うものとして考え出されたものであり、現在の中選挙区制の廃止とそれに伴う小選挙区比例代表並立制の導入は、大方の国民の合意が得られているものと思ひます。

選挙制度の基本的な仕組みに關しましては、政府案、自民党案に若干のニュアンスの違いはあるといたしましても、大筋では一致できると思われまふので、制度改革を求めると国民の期待を十分認識をいたして、今後とも合意形成に向けまして最善の方策をとられることを御期待申し上げます。

二番、総定数及び定数配分について申し上げます。政府案、自民党案ともに、総定数削減という点では共通の立場に立つておられます。政治改革と同時に行政改革が求められている今日、総定数削減の方向が打ち出されましたことは高く評価するものであります。

政府案の総定数五百は政府の第八次選挙制度審議会の答申を根拠としておられ、一方、自民党案の四百七十一は公職選挙法に基づいておられるわけでありまふ。現在は公選法の原則より四十人多い五百十一人となっておりますが、これは一票の格差は正のための緊急避難的な措置であり、速やかに衆議院定数の抜本改正を検討するとの昭和六十一年の国会決議も勘案いたしますと、この際、

抜本的な正を図ることはぜひとも必要なことであらうかと存じます。

両案が歩み寄りまして、国民が納得できる総定数とその配分を定めてもらいたいと思ひますが、昨今の行政改革に向け国民の厳しい目に明確にこたへ、また、地方議会の多くが定数削減を実施している現状などを踏まえまふと、衆議院における総定数はできるだけ本則に近づけるよう努力すべきと考えております。参考に申し上げますと、特別区二十三区中十六区が条例により法定数を削減をいたしてあります。

なお、小選挙区比例代表並立制は、小選挙区では一党または二大政党制になりやすく、比例代表は小党分立の結果を招くという、全く異質な選挙制度を同時に行うため、その定数配分が大きな論点になることは十分に理解をされるものであります。しかしながら、もとより政治改革の本旨が政界再編による二大政党制を志向するものであったことを考えまふと、小選挙区によりウェイトを置いた配分方式が望ましいと言へるのではないでしようか。

いずれにいたしましても、将来を含め、政界再編にかかわる重要な課題でありますので、国民が納得できる総定数等、両案の歩み寄りによる定数配分の決定を心から望むものでございす。

次、三番、選挙区割りにつきまします。小選挙区制の導入によりまして、現行百二十九の選挙区が、政府案では二百五十、自民党案では三百の新たな選挙区が実現することになるわけでございます。選挙区の改定案策定のため、政府案では総理府に衆議院議員選挙区画定審議会、また自民党案では衆議院に衆議院議員小選挙区画定等委員会を、それぞれ法に基づき設置すると言われております。設置を総理府とするか衆議院とするかは、法理論上若干の検討を要すると思ひまふけれども、趣旨においてはほとんど差異がなく、結局地方にとっては具体的な区割りそのものに高い関心を持つことになるわけでございます。

政府案では、各都道府県に総定数のうち一人ずつ基本配分をし、残りを選挙区間の人口比を格差二倍以内に均衡させるよう配分するといはれております。すなわち、小選挙区定数二百五十では一区画当たりの人口は約四十九万人、自民党案の三百では約四十一万人となるわけでございます。この方式を当てはめてまいりますと、政府案、自民党案とも、二十三区においては世田谷区を初め人口の多い区は一部を分割をし、それを他区と合区させなければならぬという事態が起こってくるのであります。これまた参考に申し上げますと、現在、世田谷区は七十九万人、大田区が六十五万人、足立区が六十三万人、練馬区が六十二万人、江戸川区が五十七万人でございます。

法案では、区画設定は行政区画、地勢、交通などの事情を総合的に考慮するよう求めているわけでございますが、地域が連綿をし、ただでさえ区画割りが難しい二十三区にありましては、さらに行政区画をも越えて新たな区画割りを決定することは、住民感情はもとより選挙執行上も不都合が生じかねないわけでございます。また、地方選挙である都議会議員選挙の区画にも重大な影響を与えるほか、私たちに最も身近な区長や区議会議員選挙にも波及するおそれがあるわけでございます。したがって、やむを得ず行政区画を割り込んだ区画設定をする場合には、地域住民の意向や地域の歴史的沿革などの実情を十分に反映して行うよう心からお願いをいたしたいと存じます。

なお、比例代表の名簿につきましては、政府案が全国単位、自民党案が都道府県単位といはれておりますが、私も地方から見れば、都道府県単位の方が地域代表としての性格がより鮮明になり、また参議院比例代表との比較においても衆議院の特性が出やすく、望ましいのではないかと私は思います。

四番、戸別訪問について。

政府案によれば、衆参の国政選挙を初め知事選などすべての地方選挙を含めて、午前八時から午後八時まで戸別訪問は可能となるわけでございます。

す。戸別訪問は欧米では広く認められておる選挙運動でありまして、これは候補者とかに接してその政策を知ることができるところでは、有権者にとつてまことに望ましい方式と言えるわけでございます。

しかしながら、たとえ罰則や腐敗防止策を盛り込んだとしても、無制限に戸別訪問を認めるとするならば、住民のプライバシーの侵害や利益誘発を招くおそれがないとは言えないわけでありまして、戸別訪問の全面的な解禁は、国民や候補者の政治に対する成熟度との兼ね合いで検討されるべきであり、今後、一定期間をかけて十分な議論と啓発を行った上で実施に移すことが望ましいと考えております。したがって、現段階で全面解禁することは時期尚早と言わざるを得ないと断言をいたします。

五番、政治資金制度につきまして。

寄附の対象や金額を制限するなど、政治資金を抑制していくという方向と、そのためには一定程度政党への公費助成が必要であることはほぼ国民的合意が得られるものと私は考えます。公費助成は政府案が年間四百四十億円、自民党案が三百九億円、国民一人当たりではそれぞれ三百三十五円と二百五十円になるわけでございますが、算定の根拠は、いずれも現行中選挙区制のもとの実績によつておりまして、必ずしも明確でない上、諸外国の公費助成額と比較した場合に決して安いとは言えないと言われております。助成額は企業・団体献金の扱いとの兼ね合いもあり、ただ高値だけでは論じられませんが、いざいざにしろ、国民に負担を求めるものでありますから、その額はできるだけ低く抑えるとともに、国民にわかりやすい算出根拠を示すべきであると思っております。

〔三原委員長代理退席、委員長着席〕

六番目といたしまして、地方選挙の公営化について申し上げます。

政治資金制度に関連をいたしまして、地方議会を担う者の一人といたしまして、地方議会議員等

の政治資金のあり方について付言をいたしたいと存じます。

政府案は、企業・団体献金を政党と政治資金団体に限り認めるといたしておりますけれども、地方においては、先ほどもお話ししましたが、区市町村長のほとんどが政党内所属で、また地方議会も無所属議員が相当数おり、しかも政治資金団体を持たない場合が多いわけでございます。このため、政府案が成立をいたしますと公費助成の配分がない無所属の首長や地方議会議員は個人献金に頼らざるを得なくなりますが、個人献金の風土が浸透、定着してない我が国の現状を考えますと、実質的に政治活動費調達の手が閉ざされることになるわけでございます。また、政党への助成により地方議員の系列化が進み、ひいては中央集権化につながるおそれも出てくると思われまして、地方議会等に対する政治資金のあり方につきましましては、選挙公営化の問題を含め、地方の実態を十分考慮し、規制と助成のバランスのとれた施策を講じられることを心から望みたいと思っております。

この際、せっかくの機会でございますので、付言をさせていただきますと思っております。

以上、六点到り意見述べさせていただきます。また、今提出されている政治改革関連法案の中心的な課題である選挙制度改革につきましましては、政府案、自民党案とも、衆議院に小選挙区比例代表並立制を導入することでは一致を見ているわけでございます。新聞報道等によれば、これまでの審議の過程で、総定数と定数配分、比例代表の単位あるいは戸別訪問、小選挙区における政党の要件、公費助成等に焦点が絞られてきているように思われます。これらはそれぞれ政党の将来展望に密接にかかわることであり、激しい議論が交わされることは理解をできますけれども、冒頭申し上げましたように、政治改革は国民期待の課題であります。ぜひとも実現に向けて一層の御尽力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

なお、つけ加えれば、審議日程が詰まっているところから、若間、強行採決の導入や最終的に審議未了、廃案となるおそれがあるやにささやかれております。国民注視の中でのこのような事態になることを厳に慎まれるよう特にお願いを申し上げます。

最後に、国民は、制度改革が実現すれば、これまで長年培ってきたものとは異なる制度の下で選挙等を経験することに相なります。国会審議の間におきまして、広く国民の理解を仰ぐことは当然でありますけれども、新制度の実施段階でも一層きめ細かな周知を図る必要があるかと存じます。

特に、人口八百万、有権者数が六百万人以上を数え、かつ、移動の激しい東京二十三区住民の実態を思うとき、周到な準備と周知のための一定期間の確保は何よりも重要であると存じます。各区分は、今後も国会審議の動向を見据えながら二十三区民に対して的確な対応を図っていく所存であり、十分な配慮をされるよう心からお願いを申し上げます。私からの公述を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○石井委員長 ありがとうございます。

以上で公述人の意見の開陳は終わりました。

○石井委員長 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀込征雄君。

○堀込委員 四人の方々、それぞれ本場に地方の実態を踏まえた御意見をいただきました。ありがとうございます。御礼を申し上げます。若千の質疑をさせていただきますと思います。

大変恐縮でございますが、宮内公述人に最初にお伺いをいたしますが、実はただいま国会で九県から意見書、それから議長会からもいただいております。これは二

とか、いろいろな御意見ございますけれども、さつき、これからの国政、やはり国政は限定されて、分権を進めていくべきだという発想に立たれた場合、その辺の御意見、どう思われますか。簡潔に、済みません。

○山脇公述人 先ほども自治、分権の立場からお話を申し上げました。現場を預かる者といましては、やはり見えるところで見える候補者というものが一つあると思いますが、しかし、今回出されております案というのは、それによって死票が出るということから、バランスをとられまして二百五十、二百五十ということになっておるといふふうに理解いたしておりますので、それでいいのじゃないかと私は考えております。

○堀込委員 ありがとうございます。

○前田委員長代理 次に、工藤堅太郎君。

○工藤委員 新生党の工藤堅太郎でございます。四人の公述人の皆様方には、お忙しい中にもかかわらず、わざわざ国会までお出ましをいただきましてありがとうございます。

今回のこの政治改革法案、戦後、焦土に等しい荒廃の中にありました我が国が、経済の繁栄する、世界に冠たる堂々たる国家を自民党政治のもとで築き上げてまいったわけでありまして。しかしながら、世界も大きく変化をいたしておりますし、またいろんな問題が生じてまいりまして、特に長期政権、このことも問題があったのかもしれないが、ひずみが生じて、この際政治改革を行うべきである、このような強い国民の御意思が働いているものだ、私はこのように理解をいたしているわけでありまして。

ただ、この政治改革、申し上げるまでもなく、百点満点ということはないわけでありまして、恐らく国民の皆様方も六十点よりは七十点、八十点でも何とかやるべきだ、このようにお考えになっているのではなからうか、私もこのように理解をいたしております。

先ほど来、四人の皆様方からいろいろお話を伺いをいたしました。立派な御意見で、それぞれ

本当に感服をいたしましたわけですが、それぞれちよつとニュアンスが違う場面もありますけれども、押しなべて申し上げますと、今国会で必ずこの政治改革を実現すべきであると四人の皆様方おっしゃっておられたようにお聞きをいたしました。もし今国会を逃すようなことがあれば、国民の政治不信はますます増大するというようにもおっしゃったようにお聞きをいたしました。また、私ども同じような考えでいるわけでありまして、何とか歩み寄ってでも今国会で成立をさせたいものだ、このように考えるわけでありまして。

ただ、先ほど米沢公述人、いわゆる、何といひますか、強行採決をしてはならない、そういうことをしないで十分話し合つてというようなことなんでしょうが、その辺が本当に、十分話し合つて歩み寄りたいんでありますけれども、なかなか難しいところがございます。このような質問を申し上げるということもどうかと思ひますけれども、本当に難しいわけでありまして。ですから、その辺をどのようにお考えになっているか、もう一度お一人お一人からお聞きをいたしたい、このように存じます。

○山脇公述人 大変難しい質問でございます。私も現場を預かる市長といたしまして、こういう問題がもし私の地元で起こつて、けんけんがくがくの意見があるというようになりますと、やはり第一番に、議員の考えておられることがどういふような意向であるかということも一つは判断の材料になります。同時に、市民がどう考えておられるかということが原点にならうかと思ひます。

したがいまして、数と数との問題もありますけれども、市民全体がどういふような意向であるかということによつてこれは決しなければならぬ、こういうふうにご考えております。

〔前田委員長代理退席、委員長着席〕

○宮内公述人 お答えをいたします。

強行採決は是非かということだと思ひますが、私は、全国議長の会長として、この種のものを

の答弁をする権限ないしは責任は持ち得ないといふふうに思ひます。これは、あくまでも地方公共団体ないしは地方議会の範とすべき国会の皆さん方の良識によつて判断をしていただかなければならないといふふうに思ひます。

○竹尾公述人 それでは、私の率直な意見を申し上げます。

是非か、言葉では私は言えませんが、専門家の国会の諸先生方の最後の最後まで努力を私たちが期待するよりほかないといふことでございまして、何とかそういうところ、地方の末端の皆さん方の考え方は、今国会でという願ひは非常に強いといふことで、先ほど意見として申し上げました。

そういうことで、是非かということとは、先生方の御判断でよろしく願ひいたします。

○米沢公述人 私も地方議会に三十年間おりましたので、その辺は多少心得ているつもりでございますが、今私の申し上げたのは、とにかくそういう事態にならないように、十分慎重におやりいただきたいといふことを申し上げたのであります。これは政治家としての宿命である以上、その点は十分御理解願ひたいと思ひます。

○工藤委員 ありがとうございます。

それぞれお話、全くそのとおりだと思ひまして、私どもも、国民の皆様方の御期待にこたえるべく、一生懸命努力をして一致点を見出してまいりたいもの、このように思ひます。

ところで、私は十数年間地方議員、県議員をやらせていただいております、ついこの前までそうだったわけでありまして。何か当時ふんまんやう方なく思つたことは、中央で大きな政治腐敗といふようなものがあれば、それが国会議員だけではなくて、県会議員とか地方議員までいろいろ波及してくる。その都度、ちよはちよいろいろなものを取り決めるわけでありまして。

例えば、結婚式とかお葬式なんかには、自分が行けなければお祝いとか香典を出すわけにいか

いといったようなこととか、隣の方で大変親しくつき合つていられる方であっても、生花も出すわけにはいかないとか。これはもう国会議員の問題ではないのか。そういうことをやつた連中は国会議員ではないのか、我々ではないんだといふようなことを、常にそう感じてまいつたわけでありまして、今その立場に立つて、身を引き締めて物を考えていかなければならない、行動していかなければならない、そのように思つていられるところでございます。

ところで、この政治改革、これが断行されますと、それぞれのお立場で地方の政治を支えておられる四人の公述人の皆様でありますから、一言お伺いをしたいのであります。それぞれ地方でどういふような変り方をするといふようにお考えになるのか、その辺を、簡単に結構です、お願ひをしたいと思います。

○石井委員長 一人ずつですか。

○工藤委員 はい。

○山脇公述人 それでは、山脇公述人。

○山脇公述人 先ほどもお話、意見を申し上げました。この政治改革が国会で話し合いによつて成立をされますと、当然、地方にもそういう影響が出てくるわけでございます。私の立場から先ほど申し上げましたように、全国の首長の約九割は無所属でございます。これの選択の考え方、国会議員を選ぶのとそれから首長を選ぶのと、選ぶのには違いがないわけですが、選ぶ価値観といひますか、選ぶ方がちよつと違ふんじゃないか。

なぜかと申しますと、地方政治は非常に多彩な問題を抱え、やるわけでございますから、できるだけ無所属といひますが無所属、こういうものを選択される機会が多いわけでございます。しかしながら、この制度が成立いたしますと、首長がやはり無所属が少なくなつてくるというよう傾向になりますと、勢い選挙民の選択の幅を狭めるというようになりはしないか、そういうこととで政党化してくるんじゃないかといふこと、地

方自治の現場としては大変難しい問題を抱えておるなというふうな感じもします。

○石井委員長 それじゃ、もう一人で、時間が参りましたので、次に移らしていただきますと思います。宮内公述人。

○宮内公述人 ただいまの工藤先生のお話でございませうけれども、これは大変ぶしつけな申し上げ方で恐縮でありますけれども、今の御質問は何を基準におっしゃっておられるのか。つまり、政府案が物の見事に通ったときにどうなるのか、あるいは折衷案が通ったときにどうなるのか、あるいは自民党案が通ったときにどうなるのかというふうな御質問なのでしようか。それとも、そこら辺がはっきりしませんし、果たしてこれがどうなるものやら。

そういうことを完成させるための私どもは参考人であり公述人だと思っておりますので、ちよつと、展望を語れと言われても、法律ができるかできないかわからないのに私が答弁をするという事は、これはいささか国会軽視になりはしないかというふうには私に思いますので、御遠慮させていただきますというふうに思います。

○石井委員長 それでは、次に赤松正雄君。

○赤松(正)委員 公明党の赤松正雄でございます。

本日は、四人の公述人の皆さんにおかれましては、大変に貴重な御意見を聞かせていただきました。ありがとうございます。

先ほど、八尾の市長の方あるいは宮内さん等からも直接お話がありましたけれども、どう政権をつくるかが、関連法案等が中心になり過ぎていて、地方に対する配慮が足りないという趣旨のお話がありました。

実は今、連立与党とそれから自民党の皆さん、代表の間で修正に向けての協議が進められております。その中で、連立与党の側は五つのいわゆる修正する代表的なポイントを挙げておりまして、もちろん五つには限らないのですけれども、代表的なポイントとして、総定数及び配分、あるいは

戸別訪問、政党の要件、公的助成というふうなところの中に、一つ、地方の皆さんに対する、そういったいろいろな御不満、御指摘に対する配慮として、地方の議員あるいは首長選挙の公営化という問題を、その与野党の修正協議の中の重要な項目の一つとして挙げておられるわけですが、その地方議員、首長選挙の公営化ということで、皆さんの御気持ち、いろいろおありの部分がほとんど落ちられるのかどうか。

その辺、地方議員、首長選挙の公営化ということに対するお考え方を順次お聞かせください。

○山脇公述人 先ほどお話を申し上げましたように、現在、政府・与党の方は五項目、また自民党の方は二十一項目を出されまして、いろいろとお話をされておる、精力的に話をされておるということをお聞きしております。そういう中で、地方選挙にかかわります問題といたしまして、公営化を進めておる、またその見直しを進めておるといってお話でございます。

なるほど、そういうことについては大変ありがたい話でございますが、ただ単に選挙の公営化を進めているというだけで、分権の観点でどうなのかという視点が非常に何か物足りないような感じがいたしました。選挙選挙ばかりの話になりますので、それぞれ地方の独特の形態がありますので、大都会は大都会、田舎は田舎、中小都市は中小都市、あるいは首長は首長、議員は議員さんといふような、選挙の形態も若干違つていこうと思

いますし、またその本人の心構えも大分違つてくるだろうと思ひますので、一概に押しなべてなかなか難しい問題だろう。だから、確定的なこととはちよつと申し上げられないのではないかと思います。

○宮内公述人 赤松議員さんにお答えします。

私は、都道府県議長の会長という立場で出席をさせていただきました。先ほど申し上げましたように、政治改革に関する緊急決議を出しておりますし、それを構成しているのが政治資金規正法の改正案並びに政党助成法案、この二つに緊急

決議が限られております。したがって、個人的な見解はございますけれども、ただいまの御質問に對しまして会長という立場で申し上げることは、これは差し控えていただきたいと思います。

しかし、今ちよつと調べてみましたところ、御質問の趣旨を体した都道府県議会の決議は、この政治改革に関する決議ないし意見書はいろいろ出ておりますけれども、その件については出ていないというふうに思いますので、参考までに申し上げておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○竹尾公述人 先ほど私の意見の中にも、地方の議員の公的費用ということでもってお願いしたわけでございますけれども、これは率直に、私は町でございませうけれども、町村等の千葉県内での会議におきましては率直な考え方として、せつかく国会の諸先生方が今政治改革法案を審議している中で、公的選挙ということ、新聞でも私も見ておりますけれども、この際地方もひとつ真剣に先生方に考えていただけて、すぐ云々じゃなくともそういう方向に向けてお願いしたいと、そういうことで意見を申し上げたわけでございます。重ねてそういうことも十分配慮された御審議をいただければと、こういうことで申し上げます。

○米沢公述人 赤松議員さんにお答えいたします。

私どもは、公正な、金のかからない選挙ということをおうたつておる以上、当然地方選挙の公営化は必要だといふふうに理解いたしまして、お願いしたいと思ひます。

しかしながら、先般、特別区二十三区の中で、葛飾区で起きた区長不信任の問題、それに対して区長が議会解散、そしてまた選挙が終わりましたから区長不信任、また区長選挙、こういうことを考えますと、やはり私も地方議会としてみずからにむちを打たなければならぬという、そういう点の問題が残っているということ

で、これは何もこの場所ばかりじゃなくて、国全体見ても汚職の問題から出てこいつた問題になりますと、果たしてそういうことで国が金をかけていいのかどうかという、そういう御批判もあるわけですから、十分ひとつその点も我々がみずから戒めながらお願いする以外に方法はないと思ひます。よろしくお願いいたします。

○赤松(正)委員 政党助成ということに関連しまして、国民の間には、要するに新しくそうした政党に国民の側からお金を負担をする、これは民主主義のコストということで説明をされることで満足する方もいるんですけれども、もう一方では、そういう格好で政党、国の政治全般に對して国民が負担をするということなら、もつと国の政治全体の、端的に言いますと、こうした衆議院のいろいろな議論のありようというのが国民全体にもつとわかりやすく提供されるべきだ、そうした情報之余りにも国の場合はわからなさ過ぎるという。普通の新聞を通じて、あるいはラジオ、テレビを通じてはわかるけれども、普通のみんな、テレビ、ラジオを見ない、聞いたりしない人はいないと思ひますけれども、正しい的確な情報が伝わらない。

それに比べて地方では、例えば八尾の市長さんでしたら、主として市のいわゆる議会便りというんですか、そういうふうなものが出てくると思ひますけれども、今申し上げたようなそういう国の、いわゆる議会の中で議論されていることがもつと的確にわかっていて、そういうこともしないので政党助成云々という声の一部にあるんですが、どう思われますか。市長だけで結構です。

○山脇公述人 政党助成の金額の問題はさておきまして、これは政府案、自民党案、それぞれ算出金額も違つたわけでございますが、それが正しいかということについては私は専門的にはわかりません。ただ、民主主義を進展をさし、透明性のある政治を展開するということの意味では、政党助成というものについてはこれは必要だろう。これは大きい額じゃなしに少ない額の方がいいわけで、しかも

それで効果が発揮ができればいいというふうにあります。

ただ、先ほどお話ししましたように、非常に視聴率が高まりましたのは、政党と政党とが政府委員を抜きにした討論、これは三木内閣のときだったと思いますが、社会党、公明党が政府案、自民党案に対し小選挙区比例代表というものを議員提案をされまして、恐らくこの委員会であつた、大変な議論が展開されました。まあ私もテレビを見ておりました、違った雰囲気を感じまして、大変親しみを感ぜました。そういうものが随所にあれば、もともと国民と国会が近くなるのではないか、こういうふうにあります。で、そういう情報を随分提供していただいて、もつと距離を詰めていただければ幸いかというふうに思います。

○赤松(正)委員 終わります。

○石井委員 次に、篠瀬進君。

○篠瀬委員 きょうは、いずれも地方政治のベテランの皆さん、お話をいろいろ聞かせていただきました。ありがとうございます。

私、その中で、底流として一つ流れている共通点があると思います。それは、いわゆる地方政治の脱政党化といいますが、あるいは地方政治の無所属化といいますが、これの問題があるのではないかなと思います。例えばこの問題が、先ほどの宮内議長さんの中にもお話をあつたように、公費助成の受け皿として政党以外のものを除外した、そのことから非常にクローズアップされている問題だと思ひます。しかしどうもこれはよく考えてみますと、山脇さんのお話の中にもあつたように、どうも日本の政治の本質的な問題になつてくる可能性があるのではないかな、私は、大変そういう意味で興味を持ってきょうはお話を聞かせていただきました。

確かに、憲法上の制約で、地方は、首長といふますか大統領制をとっております。立法権としては条例制定権を持つておられますが、これは明らかに法律すなわち国会議員がつくる立法

よりも下に置かれております。また、二段階制がとられております。県と市町村があり、県議会議員と市町村議会議員の皆さんがいらつしやる。このような憲法がつくった枠組みがありまして、その枠組みの中では大変強い自治権が与えられているわけですが、実際のところその内実においては、例えばいわゆる徴税権等、税の面でも、あるいは権限の面でも随分制約をされている。そういう大変矛盾をされた中で地方政治の悩みというやうなものがあるのではないかなと率直に感じさせていただきました。

本来、政治をはぐくむのは地方であります。身近なところで政治が発展をしなければならぬにもかかわらず、例えば山脇さんのお話の中で、政党によるコントロールのお話がある、このような表現が出てまいります。どうもお話を聞いておりますと政党性悪論、あるいは地方政治にとって政党政治はどうもそぐわないもの、このような印象もそこはかとなく伝わってくるような感じがいたします。

しかし、例えば、アメリカにおいてもこの国においても首長さんが全部無所属になつていくかという、どうもそうではないやうであります。というふうな考えてまいりますと、その首長さんで無所属の方が九九%も多いという、それは大変広範な意見を集約していく、そういう部分では非常にいい部分もあるのかもしれないけれども、それと同時に、ある意味では住民のチェック機能というやうなものが非常に弱まってくるのではないかな。政党は組織ではあつても、その政党を支えているのは一人一人の有権者であります。政党はそれ自体として存在するものではなく、有権者の中で生き生きと根づいていなければならぬものではないかと思ひます。決して性悪のものではないかと思ひます。

このように考えてみますと、大変、冒頭に山脇市長さんがおっしゃられたことというのは、地方政治と政党政治のかかわり、これについての根本的な問題提起を私はなさつたのではないかなとい

うやうな感じを持たせていただいたわけでありすが、この点についての御所見、私は、政党政治を本当に生き生きと根づかせていくためには、むしろ有権者に最も身近なところで政治をやつていただく地方の中においてこそ本当の意味での政党というやうなものが根づいていただけないものかな、そのために地方の役割というのは非常に大きなものではないかな、実は全く逆の印象を持つていられるわけなんです、この辺についての御見解をちよつと聞かせていただければと思います。

○山脇公述人 大変理論的に、しかも矛盾点といふますか突いていただいておりますのでございます。私自身もしつかりした整理はできておりませんが、指摘いただいておりますように、今回のこの政治改革法案というものは、全く政党を中心の政策論争する、それも地方の場合にもそれを期待をされるというところで一貫をされておると思ひます。そういう意味では、そういう国政で議論されるべきものも地方で若干関心を持ち、議論をされるということについてはやぶさかではありませんが、そういうことによつて国政と市民との間隔、間柄というものが近くなる、こういうやうな一面性は肯定ができるわけでございます。

ただ、地方は地方独特のカラーがありまして、そういう国会で行われる政策論争だけで地方自治が守れるかということになりますと、もつともつと現場主義といふますが、現場に根づいた諸課題を抱え、それを解決するというやうなことも一面大きい役割を担つておるわけでございます。

したがつて、その間をどういうふうなリンクをさすかということについては大変難しいやうでございますが、これは矛盾した考え方でございますけれども、首長としてはやはり全体の奉仕者という立場から、政党の奉仕者じゃないということを貫きたいと思ひます。またそれとは別に、政策論争が行われるというものが何らかの形で保障する、担保ができるというものがあればうまく両方機能するんじゃないか、こういうふうな考えるわけ

的確なお答えになるかどうかわかりませんが、矛盾するやうなことを申し上げますが、そういうふうな思つております。

○篠瀬委員 続きまして宮内公述人に、先ほどの質問を踏まえてお答えいただければ大変ありがたいわけですが。

政治のコストをだれが負担するのか、これは大変な難しい問題であります。企業からお金を出すという形になれば、これは会計原則を見ても、企業がみずからの利益を流出することを認めるのはやはり企業の論理から認められる場合だけでありまふ。という形になりますと、企業から政治の世界にお金が入ってくる、当然それは見返りが予測されているからなのではないかな、このような疑念を持たれてもしょうがありません。また一方、それでは日本の国民がそれぞれコスト負担の意識を持つてゐるか、これもなかなか難しいわけでありまふ。

ただ、それは国民が悪いというよりも、我々が実は国民の期待にこたえるやうな政治をしてこなかつたという我々自身の責任も大変多くあるわけでありまふが、それはさておきまして、現状では大変いづれから難しい、このやうな中で公的助成という考えが入つてきているわけでありまふ。先ほど、例えば地方議員の数を算定の中に入れていただければというお話もございました。すそ野を広くしてほしいというお話もありましたが、そのやうな還流システムがきちんとしてできているという条件があるならば今回の公的助成についても御賛成がいただけるのかどうか。

また、還流システムというのは、言うならば政党内部の問題であります。中央政党から地方の政党支部にお金が回ってくるというやうなことではありますので、当然それをやつてまいりますと、先ほどお話の中にも出ておりましたように、中央と地方の系列化の問題も出てまいります。そこで、先ほどの政党性悪論的な考え方から言わせてもらえば、中央が地方を支配するというのはけしからぬのではないかという議論さえ出てくるかもしれ

ません。

こういうお話の中で、基本的にやはり今の現状からいって、政治のコストを公的に御負担をしていただくことについては、国民についても一定程度の御理解がいただけるのではないかな、ただし、その後の問題は我々政治の側の責任だと思ふのです。私はそのように考えて公的助成は導入すべきである、このように結論を出すのでありますが、この点についての宮内さんの御見解を聞かせていただければと思います。

○宮内公述人 たいだいまの衆議院議員さんの御質問にお答えしたいと思います、まず政党性悪論についてであります、私は都道府県議会議長の会長という立場でありますから、他の団体、これは六団体でございますが、他の五団体のことについては触れることはできないと思ひます。

少なくとも全国議事長会の中で都道府県議会議長の現状を見ますときに、政党政治が中心になって動いておることは間違いないと思ひます。先ほど申し上げましたように、無所属議員が一六・二％いることは確かであり、しかし、政党化された中で都道府県議会議、公共団体が動いておるということは事実です。したがって、どうしてもやはり中央と地方との関係というのは密接不可分なわけにはいかないと思ひます。

そういう意味で、今回この都道府県議会議の議員が非常に重大な関心を特について立ち上がったというの、例を挙げて大変恐縮でございますけれども、私有財産公開法がこの間成立しておるわけであり、これなどにつきましては全く私どもも重大な関心を抱いておるわけであり、また重大なかわり合いがあるわけであり、また余り周知徹底、御協議、御審議等が十分いただけたというふうには私どもは理解をいたしております。

そういう意味合いにおきまして、今回の法案が通りますと、このまゝいままゝと、国会議員の数とそれから国会議員の直近の選挙の得票数で決まってくるという表現だけが非常に私ども

には刺激的に映るわけでございまして、それじゃ私どもは企業の献金等も断られ、そしていゆる個人の献金のみで活動をせよといつても、一体どのように今度の法案が成立した場合には県連ないしは支部、そういうものに還流をしてくれて、そして断たれた活動費を補完するに足るだけの十分な活動費が流れてくるのかどうか。

正直言つて、この都道府県議会議議員が支えて、大変これはもう恐縮でありますけれども、いざ鎌倉というときにはなりまゝと、都道府県議会議議員が先の方の先頭に立つことは御承知のとおりであります。これは日常活動、政治活動があつて成り立つておるわけであり、それができないような形になつてまいりますと、粗骨病じやございせんけれども、全く骨がたがたの政治体制にそれぞれがなりはしないか。このこと自体は地方政治の弱体化を招いて、それぞれの皆さん方にも累を及ぼす問題ではなからうかということに危惧し、私どもは、党派を超えて今回の問題には重大な関心を持つておるということで申し上げた次第でございます。

お答えになつてゐるかどうかは知りませんけれども、以上でございます。

○篠瀬委員 どうもありがとうございます。

○石井委員長 川端達夫君。

○川端委員 公述人の皆さん、大変御苦労さんでございます。民社党の川端達夫でございます。十分ということ、私が話を公述人の皆さんにお答えしていただくという平均二分半ということでありまして、手短にお尋ねをさせていただきますと思ひます。

国会でいろいろ議論してゐる中で、地方政治、地方の部分にこの制度改革がどうかかわるかというところを実はいろいろな角度でこの場でも議論をしております。そういう中で、実態としてやっぱり一番よく御存じなのは皆さん方でございます。

そういう部分でお尋ねをさせていただきたいと思ふんですが、先ほど来、そして国会の議論で

も、無所属の方が非常に多いという中で、こういう制度を変えようということをするんだという議論があります。

そういう中で、ちょっと簡単に予備知識ということでお尋ねしたいんですが、市長さんは直接市議会の議員でございせんが、市議会をお持ちであるということでありまして、おののの皆さん方それぞれ議会の立場でおられますので、その中で、いわゆる無所属議員の方、たくさんおられると思ふんですが、純粋な意味での県民党あるいは市民党という、要するにその方自身が議員でない方ですね。そして、あるいは無所属であるけれども実際はどこの所属の議員であり県連の役員であるという方、たくさんおられると思ひます。それから、先ほどの宮内先生のお話じやないですが、衆議院の選挙になればお取り刀で駆けつけるぞという方は、実は無所属ということで私はなと思ふんですが、選挙のときのいろいろな地域の方との部分でやつてゐるという二面性をお持ちだと思ふ。

そういう部分で、おののの關係される議会で、総定数の中で、本当にあの人は全く無所属だなどという、政党に縁がないという方はどれくらいおられるかというのを、ちょっと、アバウトで結構ですでお教えいただきたいのです。御自身を言つて……。

○山脇公述人 これは私の市のことですか。それを言つて……。

三十四名の定員でございまして、そのうち無所属が七名ぐらいいやないかと思ひます。(川端委員「全くの純粋。党員でもない、無所属」と呼ぶ) はい。会派はほかの友好クラブみたいな党、会派結成をされてゐるのですが、そんなもので……。

○宮内公述人 都道府県議会議議員の場合は一六・二％が無所属でございまして、したがって、先ほども申し上げましたように、政党化、系列化はかならず進んでおるというふうに思ひます。思ひますけれども、先ほど説明で申し上げましたよう

に、この一六・二％の無所属の議員の、もしこの政党助成法案が通つて還流するといふような事態が生じた場合に、この一六・二％の皆さん方、やはり糧道を断たれるわけですから、入つて、政党化、系列化になつてくるだらうというふうには私は思ひます。

以上です。

○竹尾公述人 それでは、私の地域の事情などを御報告いたします。

先生のおっしゃるとおり、無所属でございまして、も国政の選挙を通じて自民党支持ということが今回ございました。しかし、無所属ということ、地方、市町村の選挙戦などに立候補された方は、大体私どものところは印旛郡は、十一市町村ございまして、その中の七〇％は無所属の方であると判断してもよいと思ひます。

○米沢公述人 私の方は特別区でございまして、大体、地方と違ひまして都市の場合には政党化が進んでおります。それでも今現在一名でございまして、今こういう状況になつてまいりますと、これから無所属の方がふえる可能性が出てまいります。それからもう一つは、二十三区の区長はほとんど無所属という、もちろん選挙の洗礼を受けますので、よろしくお願ひいたします。

○川端委員 県会が一六・何％とおっしゃいましたけれども、私の感じでは、実際は、選挙のとき無所属、あるいは会派もそういう中間会派に所属されてゐても、ほとんどの方が何らかの政党人である、党員であるというのが実態だと思ひます。そういう意味で、私は実は逆に、先ほどお話ありましたように、そして衆議院の選挙があると、系列化されてゐる中で、実際にはその選挙のむしろ地域の中核的な仕事を担つておられるというのが地方議会、無所属とおっしゃつても実態は私にそうだと思うんです。

逆に今度、選挙制度を変えようといふ部分で言つと、そういう地方政治のあり方がいんだらうかというところが実は問われてくることではないだらうか。

今まで自民党の保守系無所属の方々はたくさんおられますから、そうすると、同じ市の中においても何とか派と何とか派とあるということ、おのの一生懸命やられる。ところが、小選挙区になつてくると、そこでは一本化される。そのときに感情論として政党だけという話でないということ、そういう政党人としての議会人というものと、一方で地方自治という、地方の議会としてはそういうことは選挙のときは言うけれども、実際は地域の皆さんとの活動においてはそういうことは余り関係ないんだ、だから首長さんなんかは政党を離れてやっておられるというのは、私はそういう面があるものだと思う。

そういう中で、小選挙区なんか変わつてくるということの中で、実は地方議員が地方で衆議院なり国政の選挙を支えるその核なんだということではないだろうか、その枠を切らなければいけないのではないかと、私は思っております。

そして、実はそういうことにしなければ結局は同士打ちで、今ここで議論になっているのは、衆議院の同士打ちで、同じ政党で、地域にサービス合戦だ、利益誘導だ、後援会活動だということ、物すごいお金がかかる、これが要らなくなるんだということ。実は地方議員の皆さんがおのの政治活動の中で今費用が一番恐ろしくかかるのは、政治のいろいろな活動で時間は政務にかかる、しかし費用はいわゆる後援会活動にかかるといふのが実態じゃないでしょうか。そういう部分を下支えにするようなことで衆議院の選挙をやるんだから、幾ら制度を変えても一緒の話ではないか、お金がかかるという意味では。

ですから、そこに非常に問題があるのではないかと。大きくその地方の政治がどういふものを議員として求められるのか、政党とかかわりというところが私は突きつけられてくるのではないかと、もう端的に、実情としてそういう部分で、私は、恐らく議員として三先生方活動されるとき

時間的に議員としてとられる割合とそれから費用的にとられる割合というのは随分違うんじゃないかというふうに思います。

そういう中で、実態として、この与党が提案しております企業・団体献金を地方議員の皆さん方のパイプを切るという部分は相当困る話なのか、余り関係ないとおっしゃるのかという感想だけお伺いします。お一人ずつ三方に。

○宮内公述人 これは先ほど申し上げたと思いますが、個人献金というのはなかなか難しい、したがって、暫定期間を置いて企業献金を認めて、そして国民に周知徹底を十分していただいて、個人献金等の理解も十分徹底させて進めてやっていってほしい、簡単に言うんですけどそういうことであると思います。

○竹尾公述人 私は町村の方でございまして、一切そういうことは関係ございません。

○米沢公述人 私も、今と同じでございまして。

○川端委員 ありがとうございます。

○石井委員長 谷津義男君。

○谷津委員 四人の公述人の皆様、本当にお忙しいところありがとうございます。

私も地方議員出身でございまして、その立場に立つて今度のこの改革案を見ておりますと、時々これでいいんだらうかと思う節もあるわけでごさいます。特に地方議員、首長さんの問題で総じて質問を続けてきたものでございまして。

そういう立場に立ちましてこれから御質問させてもらいたいと思うのですが、まず山脇さんにお伺いするわけでありますけれども、最近よく、国会議員もそうでありまして県議員さんもそうでありまして、政党内閣で活躍している方が首長さんに立候補するときに途端に無所属で立候補する方が多いわけでありまして、これをどのように考えておりますか。

○山脇公述人 御承知のように、最近価値観といひますか、非常に多様化したしております。政党志向も、地域によって条件が大分違いますけれども、多党化現象という傾向があるわけで、そういう中から選ばれた首長といたしましては、やはり市民ニーズに対応し、全体の意見を集約するということでは無所属というふうにならざるを得ない、こういう状況にあるかと思ひます。

○谷津委員 そうしますと、今まで政党の中でその綱領あるいは理念に基づいてずっと活動してきた方が、場合によってはその自分のとってきた行動とは相反するような行動もとらざるやならない場面も起こるかと思うのです。こういうことについてどういふふうにお考えでしょうか。

○山脇公述人 首長が無所属が多いということの原因につきましては先ほど申し上げたとおりでございまして、首長は首長としての任務があるわけでごさいますから、これは全体の奉仕者として市民サービスを徹底さすという立場からいいますと、政党の理論と住民の理論と、これは必ずしも一致をしない場合がありますが、どちらを優先するかといひますと市民の意見を優先をするということにならざるを得ないんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○谷津委員 そうしますと、山脇さん、政党というのは首長にとつては、いわゆる市長さんにして町長さんにしても村長さんにしても、政党というものはむしろ邪魔になるというふうに言つてもよろしいでしょうか。

○山脇公述人 邪魔になるというふうなことはありませんで、首長としての条件としてはそういう条件がいいんじゃないか。ただ、いろいろな党派がありますので、そこで議論が聞かれるということは、これは民主主義の基本でありますので、十分意見を聞かしていただいて結構です。むしろ、先ほど申し上げましたように、国政で議論をされておることが地方の議会でも若干の議論ができる、されるといふようなこともいいんじゃないかと思ひますし、そういう点では何も妨げにもなりませんし、否定もするものでもございませぬ。

○谷津委員 先ほどから、首長さんの九九・五%ぐらいが無所属なんです。それから議員さんにおきましても、市町村あるいは区議会さんにも入れます大体七八%ぐらいの方が無所属だということでありまして。私はこれはこれなりに哲学があるというふうな十分に理解をされている一人でございます。地方議員あるいは首長さんのいわゆる無所属化というのは広く市民の意見を集約する上において必要なものであるというふうな立場に立っているわけでありまして。

そこで私聞きたいのは、例えば首長さんであつて、それから県議会議員であつて、あるいは市町村の議員でありまして、区議会さんでありまして、選挙区というのは市の単位とかあるいは県の単位で、県ですと郡とかそういう単位です。大体市の単位で出られるのが市長さんであり、あるいは市議会議員さんであり、区ですと区長さんであり、みんなそのほか二十人も三十人も候補者があつて、入り乱れて戦いをするわけですね。そういう中で政党を名のつて出ている方もいるわけですね。例えば共産党さんとか公明党さん、社会党さんといふのは比較的そういうふうな方向で出ているのですが、いわゆる無所属と云うした政党を名のつて戦われている方たちとの選挙戦を見たときに、これは竹尾さんに聞いた方がよろしいでしょうか、その辺のところはどういふふうにお考えですか。

○竹尾公述人 私どもの地域におきましては無所属が圧倒的に多いということで、もちろん小さな町の中で大勢の方が同時で戦うわけですから、しかしながら、町の中でもうまく、小さく区割りのなものが必然とできておまして、やはり自治会の推薦というところでうまくその辺はバランスを考えながら戦つておりますので、その辺においては、苦勞はございませぬけれども、そんなに町自体が二分した戦いというふうなこともございませぬ。

しかしながら、今後はこれからの改革において

の内容的なものも十分私ども勉強しながら地域でもしつかりやっていかなければならないと思ひますけれども、私どもの町の関係から見ますと、そのような混乱的なものは、あるいは困ったなということは今現在はいりません。

○谷津委員 もう一度市長さんにお尋ねするのですが、山脇さん、実は、市長さんの場合は今既に小選挙区で戦っているのと全く同じでありますね。そういう中で、激しい戦いになりますと町を二分するような戦いが行われていることは間々あるわけでありまして、またこれが多いかもしれません。

そうすると、後遺症が残っているいろいろな面で大変な御苦労をなされて、一期ぐらいの間はその後遺症を埋めるのに大変な苦労があるというふうなことも聞いておるわけでありまして、小選挙区になりますと、こういった面では激しい戦いになるわけですが、ただし、政党間の戦いということになりますと、同じ小選挙区によっても無所属同士の戦いとかなんか見るとちよつと意味が違つてはきますけれども、かなり後の後遺症ということについて大変苦労なされていると思つてゐるのですけれども、この辺のところについてはどのように山脇さんは今までやってこられたのか。その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

○山脇公述人 私も何回か選挙をさせていただいてきました。後遺症は私の場合は余りございませんで、これは、地方選挙、私どもの場合は全国統一選挙でございます。市会議員の選挙も同時に行うわけでございます。勢力分野は大幅変わりますので、そういうことでは余り後遺症というのを感じておりませんし、むしろアメリカのように選挙を紳士的に戦つて、その後はお互いに握手ができるというふうなムードになればいいな、こういうふうにして思つております。

○谷津委員 はい、わかりました。そこで、先ほどから大変御議論になつておりますところの政党助成、政治資金規正法の問題、こういう問題について集中的にちよつとお聞きをい

たしたいと思つております。

まずお聞きをいたしますが、現在の法律の中で、政令指定都市議員以上の特定公職の候補者については、これは後援団体あるいは個人献金に對しましてはいわゆる租税特別措置法の四十一条の十六で優遇措置がとられておるとことは御存じでしょうか。市長さん、それから町会議員さん、区議員さん、お聞きしたいのですが。

○山脇公述人 適用したことはありませんので知りません。

○竹尾公述人 存じません。

○米沢公述人 私も存じておりません。

○谷津委員 私は、このことは重要なことだろうと思つてゐるのです。

実は、ただいま申し上げましたように、政令都市議員以上の方は税制上の優遇措置がなされておるのです。ところが、今お聞きしますとだれも知らないということでございます。先ほど、企業献金はだめよという話でございますし、個人献金だけに頼るといってもなかなかこれは今までの慣習的な面から見ても難しい。そこへもつてきてこういう優遇措置すらとられていないということでありまして、なお私は難しいというふうにお考えであるのですが、その辺のところは山脇さんどのようにお考えですか。

○山脇公述人 政令都市以上では税制で優遇措置がとられておる、私は全く存じません、こういうふうにお聞きしました。

それと政党の助成との関係ですが、そういうことは存じておりませんので、公営選挙の関係ですが、ちよつと聞き漏らしましたが、そういうことにつきましては全く不案内で、金の関係については存じておりませんし、できるだけ透明で安く上げる選挙というふうなものを志向したいというふうにお考えしております。

○米沢公述人 これは私どもが不勉強なのか、あるいは政府のPRが不足なんですか、その点よくわかりませんけれども、まことに遺憾であります。優遇措置につきましては、私ども話としては

実は聞いておつたのです。深く勉強する気にもなれなかつたことも事実でございます。失礼します。

○谷津委員 そうしますと、今までそういうふうな対象がなかつたというふうな理解をしてもよろしいのでしょうか。いわゆる個人献金なんかは余りいただいていなかったというこの理解でいいのでしょうか。米沢さん、いかがですか。

○米沢公述人 私どもはいたしましては、そういうことでございます。

ということは、特別区におきましては、区議会の場合には政治献金というものについては非常にあいまいといひますか、皆さん方のお考えとちよつと違う立場にあります。ということは、ほとんどございせん。そういう経緯がございませんのでお答えのしようがないということでございます。

○谷津委員 実は、今審議をされている議案の中におきまして、これについては対象になつていないのです。正直申し上げます。それで、政令都市議員以上の方は優遇措置は受けられるのだけれども、市町村長さん、それから市町村、区の議員の方、もちろん区長さんも対象になるのです。この対象外にされているわけですね。

私は、この件につきまして、この前の委員会におきまして自治大臣にも尋ねたのです。不公平ではないかというふうにお聞きしましたところ、この答弁につきましては、技術的な面で非常に難しいとか、もう一つは、ちよつと皆さん方が聞くところの腹の立つような答弁があつたので私は申し上げないのですけれども、そういうようなことがあつて不正が行われるのじゃないか、現実には幾つか事件が起きているんじゃないか、要するに、架空のことをやっているうちにやるのじゃないかと、そういうのがあつたのですけれども、いずれにしてもこれは対象の中に入れておくと、私はそういう考えのもとに今日至つておるわけでありまして、市長さん、県議員さん、そして町議員さん、区議員さんといらっしゃるわけでありまして

ら、おの皆さん方の御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○山脇公述人 今まで政令都市以上の者を優遇措置を考へていただいておりますので、対象に入れるべきであるというふうなお話を、大変配慮をいただいておりますが、しかし、一面若干問題なしとは言えない面もあるところでございまして、私どもはいたしましては、せつかくそういうような措置を検討いただいておりますけれども、なるべく安く上げる選挙をいたしまして、そういうものを適用されない方がいだらうというふうに私は思ひます。

○宮内公述人 お答えいたします。個人献金の税の優遇措置でありますけれども、私は行われるべきであるというふうにお思ひます。しかしながら、現実問題としては、なかなかこれが周知徹底をされないで、個人献金が容易になされるというふうなことがつていかないというのが私は現状ではないかというふうに思ひます。

ちなみに、某新聞には、「いずれにしても「税額控除」が普及するかどうかは、納税者の選択次第。連立与党内には「日本の風土から考えて、こうした制度があつたとしても、個人献金が急激に増加するとは思えない」(新党さきがけ幹部)との悲観論も聞かれる。」というふうに掲載されております。参考までに申し上げておきたいというふうに思ひます。

○竹尾公述人 ただいまの先生の、政令都市以上の優遇がある、それは初めて私知つたわけでございます。今までの点につきましては、今までかつて私どもの町ではそういうことがございせんし、考えたこともございせんし、そういうことで、今ここで私の意見を率直にと申し上げられても答えることができませんので、よろしくお願ひします。

○米沢公述人 先ほど来申し上げたとおり、私ども特別区におきましてはそういう経緯がありますけれども、しかし、この個人献金の問題は、

非常に問題が多岐にわたってきます。

一々お話しすると長くなりますが、一番末端のいわゆる政治を預かる私どもは特に、何と云いますか、ちょっと話づらいのでありますが、一般の献金と違った形で、個人的にとかく親しい方ばかり、ということとは隣近所でありまして、そういう中では個人献金というのは非常に難しいと思います。したがって、私どもとしては法律の改正の中でこれを望むわけでありすけれども、現実には非常に難しい問題が出てくるのじゃないかというところで、お答えになりませぬけれども、お許しを願いたいと思います。

○谷津委員 そういふふうに考えますと、確かに個人献金といえども、私も地方議員をやつていましたからそれは如実にわかるのですよ、言われることは。

そこで、非常に難しいであろうということなんです、今回の改革案によりましては個人献金によるということでありまして、その難しいものをまた法制化していくということにもなるわけでありまして、そういう中で企業献金はいわゆるだめよということでありまして、私は、ざっくりばらんに言いますと、法人も人格を持つておるといふふうに考えますから、企業は悪で個人は善だといふふうな物の考え方はいかなものかというふうなことを考えておられて、一定の枠をびしっと決めて、そうしてやることの大事さというものに立つておるわけでありまして。

そういう中で、今お話を承つていきますと、そういうことで個人献金、なかなか集められない。そうやってまいりますと、今後立候補する方は政治に金はかけない、選挙に金はかけないということでありまして、できるだけ私は、そういうことで金をかけない選挙をやるのは当然なことであると思いますけれども、一方においては、やはりかかるべきものは一定程度あるわけでありまして。そうなる、いわゆる地方の首長さんでも、あるいは議員さんでもそうなりますけれども、資産を持つていられる方であればなかなか出られない要素も出て

くる、私はそういう心配をするのです。それは、そういうことでないのを望みますよ。しかし、現実の問題となるとそういう問題もあり得る可能性も十分あるのですが、その辺のところをまず米沢さんの方からお聞かせいただきたいと思ひます。

○米沢公述人 私は、冒頭に申し上げましたように、まだ個人献金というのはそういう既定着した時期じゃないということなんですね。その点が難しいのでございます。特に、私どももいたしましては、この個人献金と企業献金とを比べまして、これは個人献金といふのはなかなか、先ほど言つたように、今の政治家が個人から直接いただくという、そういうシステムになれてないということ、なれてないといふことが、実際問題として……(谷津委員「ですから、全部自分のお金でやつていくということですか」と呼ぶ) そうでございまして。私も地方議会の一番末端の政治家は、ほとんど自分のお金でやつてゐる。だから、先生のおっしゃる通りに、金持ちしかできないじゃないかと言ひますが、それはやはり創意工夫の中でやつてゐるつもりでございます。

○谷津委員 同じことの質問でまことに申しわけないのですが、宮内さん、どういふふうにお考えでしょう。

○宮内公述人 私も、先ほどから申し上げますように、なかなかこれは簡単にはいかないと思ひます。したがって、先生がおっしゃる通りに、また先ほどから私が申し上げますように、一定の期間、個人献金といふものが定着するまでの間、やはり一定の限度で企業等の団体献金を残して、しかもそれを資金管理団体に限るというふうなことで、監視の目といいますか、チェックをしていくというふうなことでやつていかないと、実質的には本当に政治活動は末端ではもうやれないのではないかと、いふふうには思ひますので、十分その点を御勘案を願ひたいといふふうに申し上げておるところでございます。

○谷津委員 そういうことを補完するために、地方の選挙については公営化ということも話の中に出ていないわけではないわけでありまして。そういうことを考えたときに、この公営化、この辺につきましましては、もう既に今日までの選挙の中で一部公営化されて、衆議院、参議院、いろいろやつてゐるわけでありまして、地方のいわゆる市町村議員の公営化ということにつきまして、この点をお聞きしたいと思ひます。この辺について、まず県議会の議長会会長さん、宮内さんからお聞きするのですが、この辺は、どこまで公営化をやつたらいいかという一つの目安みたいなものがありましてお知らせをいただきたいと思ひます。

○宮内公述人 お答えいたします。四十七都道府県それぞれ意見がこれは違つております。したがって、公営化を進めるべきという意見には違ひはありませんけれども、しかし、かなりその間には意見の格差といひますか、ニュアンスの違いがかなりございまして、統一した考え方というのでは申し上げることは御寛容を願ひたいといふふうに思ひます。

○竹尾公述人 ただいまの先生の御質問でございまして、本音は、町村まで、時間がかかっても公営化を望んでおるのではないかと私は思ひます。

○谷津委員 市長さん、いかがでしょう。

○山脇公述人 先ほどのお話も関連するわけでございますが、企業・団体献金の問題とかかわり合ひがありまして、それができないから選挙の公営化といふものが出てきておるといふお話でございまして。選挙には、どこまで公営にすれば、選挙を賄ふばいのかといふような話でございまして、これは具体的な話では、一番よくかかりますが、事務経費あるいは宣伝車の費用、あるいは情報といひますか新聞等々の費用がかかるわけでございます。個人個人にもそれぞれのパターンがありまして、基本的な経費といふものを算出をされまして、それを公営にするという一つの方法がど

うだろうかといふふうに思ひます。

○谷津委員 公営化の問題に對しまして、私どももう一つお聞きしておきたいのは、現在行われております法定費用といふのがあります。これは、選挙によりまして法定費用の額といふのは決められておるわけでありまして、端的にお聞きをしますが、四人の方に聞きたいのですが、現在の法定費用といふのは選挙の中で見合うものであるかどうか、この辺のところ、はっきりと忌憚らないところを聞かせていただきたいと思ひます。

○山脇公述人 現在の法定費用ですか……(谷津委員「選挙の費用が決められてますね」と呼ぶ) はい。法定費用は決められておりますが、私はその範囲内で行つておりますので、十分対応できる、こゝろいふふうに思つております。

○宮内公述人 先ほどから申し上げますように、私は全国都道府県議長会の会長という立場で参つてきております。いろいろの見解がそれについてでは、私が責任のある答弁ができないことをお許し願ひたいといふふうに思ひます。

○竹尾公述人 私どもの町村では法定選挙費用といふものは遵守しているつもりです。ですから、これについては意見はございません。

○米沢公述人 先ほどお話しした中で、まず議員定数の削減の問題が、やはり私は大きくかわりがあると思ひます。今の現状の中で幾ら公営化したって、これだけの人数でしよう、現実問題としてこれは非常にそぐわないと思ひます。それから、今の法定選挙費用、これは先生方と全く同じで、これは現実問題として全然計算になりません。

以上でございます。

○谷津委員 こういうところで答弁するのはしづらひ質問を私がしたわけでありまして、これはそういう答弁になるのはよくわかるわけでありすけれども、実際に選挙活動をする上においては、この法定費用といふものの枠といふのは非常に大きな問題になつてくると思ひます。なぜかといふと、

その枠の中であれば正であり、それを超えれば悪ということになるわけであり、そういつた面から考えますと、この枠をいかに決めるかということは私はかなり重要なことであるというふうな考えでおります。すなわち、ただいま聞いたわけであり、

というのは、このことはまた、公的助成の中にあるいは公営化の中に非常に大きな影響を与えるということでありまして、今模範的な回答ばかりしか出てこないのでも申し上げられないわけであり、先ほどから出ております公的助成の問題であります。ただいまの法案によりましますと、これは自民党案によりましますと、あるいは閣法、政府案によりましますと、公的助成が地方議員のところまで行くということは私は非常に心配をしております。各位は政党内閣化されておつても現実の問題としては私は難しいと思う。

この間、私が質問をしましても、官房長官の答弁によりまします。せいぜい陣中見舞いという形ぐらゐにしか行かないよという答弁すら出てくるわけでありまして、こういうことを考え合わせると、この公的助成というのが地方で活躍をなされておる皆さん方のところに行くということはなかなか難しいというふうには私は考える。しかも、無所属というところになると全くその対象にもならないということでありまして。しかも、私は、大事なことは、地方の活力というのが国全体の活力にもつながる。それから地方分権ということも考え合わせるならば、当然この辺のところは議員が一生懸命活用できる、そういう素地はつくつておかなきゃいかぬだろうというふうにも考えるわけでありまして。

しかし、今のままでいきますと、最近地方議員に立候補する方が非常に減つてまいりまして、せいぜい一人オーパーとか二人オーパーとかということで、なかなか候補者が出てきません。この出てきない理由は、先ほどどなたさんですかおっしゃつておりました、確かに政治家に対する批判もある、メリットもない、いろいろな問題が

あつて出てこないという、金もかかるということが出てこないということでした。しかし、金がかかるということについては皆さんみな法定費用の中でやっているということでありまして、そうならばそんなにからからかなというふうなふうに思ふんですが、私は絶対にこれはかかると思ふんですよ、いろいろな運動からいいますと。

ですから、そういう面も含み合わせまして、今度の政治改革の中では根本的にそれを考えてやらなかったならば、これからの、本場に地方の時代と言われながらも、本場の活動というのは私はでき得ないということを考えております。今あえて本場に失礼な聞き方を申し上げますから、今あえてそれだけでも、そういうふうな考えている。

この件について、宮内さん、どういうふうな考えますか。率直な意見をひとつ、立場を超えて、議長会の会長だからというんでなかなか答弁しないけれども、まず個人の意見でも結構ですから聞かせていただけますか。

○宮内公述人 これは先生方が一番御承知のことではないかなというふうには私は思ふんです。今、金がかからない、法定費用の云々というふうなお話がございましたけれども、確かに法定費用でやっておると私は思ふけれども、しかし問題は、そこに至るまでの間の政治活動資金がどうであるかという問題であるというふうには私は思ふ。

したがって、その点について、全く企業献金もいけない、個人献金はなかなか難しい、税制なんというのはなかなか周知徹底しない、税の控除等々はほとんどみんな知らない等々ということになれば、全く地方の活性化、地方の時代といつても活動しようにも活動はできないではないかというふうな私どもは思つて、ぜひ何とか選流をいふことをお願いし、地方議員という一項目を入れていただきたいということをさきから申し上げておるわけでございますので、十分ひとつそこら辺をおわかりいただき、理解を深めていただきたいというふうな私の方からお願ひを申し上げます。

るところでございます。

○谷津委員 今の改正案の中におきますと、この公的助成の中では政党というところになりますし、この政党にも一定の枠が要つて、国会議員五名以上とかなんかの枠があるわけですから、先ほどからお話が出ておりますように、何か国会議員だけを中心にして考えているんじゃないかというふうな話、私自身が地方議員をやつてきた経験から見ると同感なんです、その辺のところは、そのように思ふんです。

しかし、無所属という形になると今の状況の中ではどうしても対象に入らねえ、政党的助成ということになってきます。そうすると、無所属の方たちをどういうふうな、地方の首長さんを入れて、対象にして計算の中に入れていくのかということになると、技術的にも物理的にも非常にこれは難しい問題ですね。そうすると、これをカウントするため、カウントと言つちゃ失礼ですが、包含するためには何かいい方法がありますか。何かお考えがありますか。その辺のところをひとつお聞かせいただけますか。宮内さん、どうです。

○宮内公述人 これは谷津先生に私の方から知恵を授けていただきたいというふうな申し上げたいぐらゐであります。先生、これは無所属も重大問題であります。無所属も重大問題でありますけれども、都道府県議員はたくさんおられるけれども国会議員は出ていないというところ、地区になつてまいりますと、これは重大問題になる。私は思ふんです、その地区の活動というものは。

つまり、国会議員がその地区にいないということであればいわゆる配分の対象に当然ならないわけでありまして、したがつて、県連とか、その党の支部とか、あるいは何となくか、そういうところには全く都道府県議員はおつても選流はなされないということになつて、これは無所属の問題のみならず、そういうところの問題に私は重大なかわり合いが生ずるんでは

ないか。

そういう意味合いにおいても、何とかひとつ地方議員という都道府県議員というこの一項を入れていただきたいということをさきから何回も申し上げておるところであります。

○谷津委員 これはちよつと誤解してるところもある。実は政党支部がありますればそこで集められますから、自分の所属している国会議員がいなくても、それは可能性はないわけではないんですけれども、今の問題は確かに非常に重要な問題であるということだけは私も認識をしております。

そこで、最後にこれはお聞きしたのでありますけれども、実は先ほどから四人の方とも一連して言つておること、それから午前中の方もみんなそうなんでありまして、やはり無所属ということ、これは地方政治にとって非常に大事な要件であることもどなたもおっしゃつておられるわけですね。県議会では一六・二％ですか無所属の方がいらつちやいます。政党内閣化はされているといひながら現実には、町村議員さんあるいは区議さん、そして首長さん、ほとんど無所属の方。しかもこの無所属の方たちが市民党あるいは県民党、数多くの考え方の人々を集約して、その中でよりよい行政を行う、あるいは政治を行う、市政を行うというところで皆さん頑張つておられるわけなんです。私は、このことは、今後仮にこの法案が成立いたしましたとしてもこの無所属化というものは決していふであらう、また続けなければならぬ面が多々あるというふうな考えております。そういうことを考え合わせますと、この無所属の人たちに對する対応というのは、今度の政治改革のいわゆる法案の中では私は重大な項目の一つであるというふうな考えているわけなんです。

そこで、例えば、これは当然お答えは一つになつてくるだろうと思ふんですが、この法案が仮に成立いたしましたとしても、皆さん方は、無所属で出られた方は、今後も活動するならば私は無所属で活動していく率の方がはるかに高いと思ふ。しか

し一方においては、政党助成法を見たりあるいは政治資金規正法を考えたりと、何か系列化が、無理やりと言っては何ですけれども、そういうふうな方向に作用していくことも事実なんです。それに対して抵抗感をお持ちじゃないかと思うんです、はつきり申し上げまして。

その辺のところにつきまして、この系列化が進もうが、あるいはまた無所属に対する法案上の、私から言わせると、冷遇と言っちゃなんですけれども、法律の枠の中に入り切れない非常に苦悩する面あるいは活動が制約される面があるかと思えますが、そういう面を踏まえながら、最後の質問として、市長さん四人の方にもお願いするわけがあります、まず、宮内さんから、そういう今私が言ったことを踏まえて、今後の活動をどうなさっていくのか、その辺を最後にお聞かせいただきたいと思います。

○宮内公述人 おっしゃるとおり、無所属は無所属なりの地方政治の中で非常に大きな役割を果たしておることは、これは否めがたいと思えます。したがって、法律が通ってそれが系列化されていくということについては、確かに危惧される面も私はあると思えます、無所属のよさが残ってこないというのは、つまり、地方の無所属のな生の声、いわゆる党派を超えた生の声というのは中央に伝わっていくことがなかなかできない、そういう状況を醸成することは適当ではないというふうに思っています。

したがって、願わくば、無所属の皆さん方のいいところを残すという意味で、地方の無所属のいいところを残すという意味で、無所属議員の処遇についてもいろいろと御高配を賜ればありがたい、こういうふうに思っておりますのであります。

以上です。

○谷津委員 竹尾さん、どうですか。
○竹尾公述人 ただいま地方の無所属の関係のお話でございますけれども、私は、今後、法案のどちらであつても、法案が採択されても、無所属と

いうその地方での活躍の、自分の所属するまゝ無所属というものは今後も続いていかなければ、またその地方の小さな町の議員として、やはり町民とのいろいろな今までの過去の経緯から申しますと、これはすぐに政党どうのこうのということはないと思えます。

○谷津委員 米沢さん。

○米沢公述人 この問題は、私も東京とおのずから地方の市町村とは大分違うと思えます。そういう中で、やはり東京都の場合には、できるだけやはり二大政党といえますか、まあ政党の系列化というものはこれから進んでいくんじゃないかと思えます。ということは、今先生のおっしゃったいろいろな問題を踏まえていきますと、当然これは所属しなければやはり政治家としての活動が成っていかないということになるんじゃないかかと思えます。

ただ、今言ったように、地方の都市、市町村になりますと、これは無所属の方々の立場というのはまた違った形で動いておりますので、そこまで言及できませんけれども、まあ東京都特別区に関する限りはそういう傾向が出てくるんじゃないか。ただ一時的に政党不信ということと今現在在政党離れしていることは事実であります。しかし、国会の先生方がきちんとまとめていただければ、それに基づいて政策なりあるいはその実行のために皆さんがまとまっていくという、これはやぶさかでないと思えます。

○谷津委員 終わります。どうもありがとうございました。

○前田委員長代理 次に、大島理事君。

○大島委員 四方の公述人の皆様方、本当にきょうはお忙しいところありがとうございました。

まず第一に伺います。
比例区、比例の区分の話でございますが、今まで、午前午後から伺いますと、やはり比例区は全国区でない方がいいという意見が多いんですね。そこで、改めて各公述人の皆様方から、比例区

のあり方論について所見をお一人お一人お伺いしたいと思えます。

○山脇公述人 今回の政治改革の法案を流れておりますのは、やはり政党政治、しかも将来的には二大政党というものを志向されておるといような感じがいたします。

現場の関係からいいますと、目に見えるところで選挙は行われるというものを重視いたしますと、小選挙区になります。しかし、小選挙区になりますと、死票ばかりになりますと、死票が出まいて民主主義の少数意見が切り捨てられる、こういうことを救うために比例代表というか比例区があるというふうに理解をいたします。どこでその接点を求めるかというところは非常に難しいと思いますが、大まかな話としては、半分半分でいいんじゃないかという感じがいたします。

○大島委員 数の問題ではなくて、比例の、全国を中心にお答えいただきたい。

○山脇公述人 私は、現場で、身近に選べるというためには、小選挙区で半分、だから死票を救うという意味では全国区でいいんじゃないか、こういうふうに思っています。

○宮内公述人 お答えいたします。

先ほどから何回も申し上げますように、私が、立場がそういう立場でありますので、政治資金規正法の改正案、政党助成法案については、責任を持つて会長としてお答えをしております。ただいま大島先生のお話でございますが、したがって、これに対して個人的な考え方しか申し述べることはできないと思えます。

私は、先ほどからどなたからも公述があったと思いますが、顔が見えるといいますか、よくわかる、そういう理解度を高める、政治の親近感を持つたせる、そういう意味では都道府県単位、これに尽きるというふうに思っています。

しかし、果たしてこの衆議院選挙の中にそういうような制度を取り入れることにつきましては、いわ

ゆる国家を支え、内閣を支える重大な衆議院の責務、目的から考えまして、いささかこの問題については、将来に禍根を残さねばいいが、したがって参議院の改正とこれは並行して行われるべき制度上の問題点がありはしないか、こういうふうには私は思っています。衆議院の根幹にかかわる重大な禍根を残すことにはなりはしないか、参議院的衆議院というものは、一体どういふような意味合いがあつて、参議院とどう違うのか、こういうような重大な制度上の問題があると私個人は思っております。そういうことをひとつ御理解の上、御検討を賜りたいというふうに思っています。

以上です。
○竹尾公述人 それでは、考えを申し上げたいと思えます。

今回の比例区、これについては、もう私もは新聞だけの認識でございますけれども、二倍以上にふやさない、そういうことが非常に強く打ち出されております。そして、先ほど私の意見の中で、三百、百七十一の意見に賛成を申し上げましたのは、やはり地域の格差が今現在でも二百五十、二百五十では出てくる地域がある。そのようなことで、やはり選挙する私から国政へ議員さんを送るにも、身近に顔を知り、そしていろいろなコミュニケーションをとりながら、これからの私どもの代表を送るのがやはり選挙民の義務じゃないかと私は思っております。

そのようなことで今回の自民党さんの考え方に同調したいということでございますので、その辺でここでは回答にさせていただきます。

○米沢公述人 この問題につきましては先ほども私述べたのでありますが、やはり比例代表制については、政府の案あるいは自民党の案、それぞれ立場で理解をしているつもりでございますが、ただ言えることは、二大政党制を国民が志向している以上、そういう世論が形成されていることは事実でございますから、それに基づいて比例代表制が加味されるのですから、この問題については、ここで今の比例代表制のあれがどうかという

ことについては、先ほど言ったように私どももいたしましては、できる限り、まあ自民党案に近いのでありますが、できるならば地方に重点を置いて、そういう一つの数でいった方が大変地方の声が反映できるのではないかと、こういう意味で、こういうふうにしかなし上げられませんが、お許しをいただきますと思います。

○大島委員 これは大変失礼なことを伺うかもしませんが、恐縮でございます。

今私ども、政治改革、政治改革と言って、もう五年やってまいりました。それで、先ほど来公述人の皆様方から、我々国会議員の数を、衆議院の数を、まさに行政改革という視点から絞り込め、したがって、政府案も五百、私ども四百七十一……（格好だけ）と呼ぶ者あり）まあ格好だけだという意見も今ございましたが、一つの理屈はそこにあるんだらうと思います。

そこで、政治改革をやると同時に、地方議会をどうとらえていくかというところは、実は、率直に言います、自民党の中でも余り議論してないんです。それで、これはましてや我々がしてないんですから与党の方も余りしてないんだらうと思うのです。

それで、私も県議をやった経験もございまして、宮内先生もよく存じ上げておるのでございまして。議員の数というものを、ふと、こう言う場合に失礼なんです、どうも日本の場合、地方議会の議員の数が今のままでいいのだらうかという、私個人の意見として、こう絶えずあるんでございまして。

そこで、これは市長さんに聞くのは、ここで言え、帰ってから議会の人に怒られるかもしれないが、率直に言って、宮内議員からも……。宮内公述人、非常に長い間県議をやっておられる。そのみならず、地方議会、まず県議会、それから町村議会、区議会と、こうそれぞれ大ベテランがここにいらっしゃいます。その数の問題、言いづれば別ですが、どうあったらいいと思いますか、これから。

これから私どもの選挙制度も大胆に変わってきます。それで、皆さん口をそろえられ、また我々も地方分権への道というのは非常に大事である、こうある。それで、今後多分この問題が片づけば、参議院改革、地方議会の選挙制度も含めて、まさに新しい地方の時代に合せて、地方議会がどうあるべきかということとを皆さんと一緒に議論をしなければならぬ大きな宿題が残っていきんだらうと思うのです。その参考に供したいと思うのです。

もうこれはひとつ、議長会の会長としてということでお答えできなければ、個人としてでも結構でございますから、所見をちよっと伺いたいかな、こう思うのでございまして。

○宮内公述人 これは、議長会の会長という立場で御答弁するのは大変難しい問題でございまして。

したがって、私見をあえて申し上げたいと思いますが、例えば、先ほど公述をいたしましたように、秋田県、青森県その他それぞれ意見書が出ております。そういう意見書を見る限りにおいては、機械的にこの数の決め方というのはやるべきではないのではないかと、いう県がかなりの数あるということでございます。

例えば、具体的に言いますと、私どもの長崎県でございまして、県土の四分の一が島で、離島であります。したがって、数が少ない、人口が少ない、過疎地である、離島であるということ、それでは、問題は比例して何もないのかということになりますと、決してそうではございまして、刃地償や、あるいは離島振興法や、あるいは火山対策臨時措置法や、その他の大変手間暇を国会にかけなければならぬ大きな問題を抱えておる地域であります。

したがって、機械的に人口が少ないじゃないかということでは切っちゃって果たしいものかどうか。これは県議員の定数も同じでございます。そういう感觸を私どもは持つております。これは恐らく、周辺過疎地、過疎地区

の道府県においては同じような見解ではなからうかと推察をいたします。

以上でございます。

○竹尾公述人 非常に難しいことでございまして、私ども、町、村では、この点につきまして、いろいろと本日ここで私の考えを即座に述べるといことは、かえって御迷惑をかけるものではないかなと思っておりますので、申しわけございせんけれども、控えていただきます。

○米沢公述人 実は私個人的に申し上げますと、いつも区議会選挙では高点をいただいているのです。それだけに非常に言いづらいのでございまして、実際、私ども特別区では二十三区中十六区が定数の削減を行っております。したがって、そういうことを考えますと、やはり政治改革、行政改革ということになりますと、定数削減という問題、その中でいろいろ審議をさせていただいてやっていかなければならない問題ではないかと思うのです。

いたずらに、そういう言い方は悪いのでありますが、いたずらに人数が多いということが決してベターだとは思っておりませんし、アメリカの例、諸外国の例を見ましても、これはもう少数精鋭主義という、日本の国土に合うかどうかは別々いたしまして、そういう考えを基本的に持つております。

したがって、私個人としては、私どもの議会でも、定数の法定数から下回ってもいいのじゃないかという見解を持つておりますが、大変難しい問題であります。

以上であります。

○大島委員 いずれこの政治改革の四法案、政府案の四法案、私どもの五法案、お互いにこれから精いっぱい努力して、そして成果を得る最後の努力の段階に、ようやくスタートになっていると思っております。できた際には、次は参議院選挙がどうあるべきで参議院の制度がどうあるべきか、多分地方議会の選挙そのものも、もう皆様方から御意見をいただいた今の時点で、生かさなけ

ればならないものは生かしていかなきゃいかぬと思います。

それと同時に、地方の時代、地方の時代といつも議論され、そういう方向に行くのでございまして、一体地方というのはどこを一番中心に考えなければならぬかということ、このところも真剣に考えまさんと、国と地方の関係がそのままだらう、また、御議論しなければならぬだらうと思っております。

そこで、最後に、選挙制度にかかわって、山脇公述人にちよっと伺いたいのでございまして。先ほど我が方の各津議員から、地方政治の政党化というものに対していろいろと御質問ありました。

私は、あり得べき姿として、あるいはこの制度が、私どもの選挙制度が成立しますと、一つの流れとして、いや応なしに地方政治も政党政治化が進むのであらう、こう思うのです。それで、市町村のところまでどういう形で行くかは別にして、県レベルは今でもかなり政党化しておられますから、行くのだらうと思っております。首長選挙も、首長さん方も、今すぐにはありませんが、いずれは、政党をどう支持していくかということがもつと気案に問われる成熟した民主主義になつていくということが実は一つのねらいなわけでございます。

そこで、山脇公述人、首長、つまり市長さんや知事さん、まあ市長さんの御経験、今市長さんでございまして、政党化あるいはそういう枠組みの中に入っていくことが今の時点でどう思われておられるか。やつぱり自分としてはそうではないんじゃないかと、あるいはこういう環境がそろえばそういうことがなつていくんじゃないかと、その辺の御所見をお伺いしたいものだな、こう思っております。

○山脇公述人 将来のことにつきましては、これ

は定かでないかもしれませんが、今の政党の条件下の中
ではなかなか首長というのは政党化は難しいとい
うふうに思っております。

○大島委員 大変ありがとうございます。

もうほんのわずかでございましたが、改めて
きょうの御臨席を感謝して、終わります。ありが
とうございました。

○前田委員長代理 次は、穀田恵二君。

○穀田委員 日本共産党の穀田恵二です。

きょうは本場に御苦勞さまで。私からも若干
だけ質問をさせていただきたいと思ひます。山脇
公述人と宮内公述人に最初にお聞きしたいと思ひ
ます。

私は、先ほどの質疑でもお話ししたんですけれ
ども、やはり政治改革の中心は政治腐敗の防止だ
というのを私どもの考え方として主張してあり
ます。

これは十月三十一日付のフジテレビで、政治改
革を何をやってほしいかという問いに答えて、や
はり腐敗防止が五六・二%、政治資金規制が二
六・六%、八二・八%をこれで占めているんです
ね。だから、やっぱりこれが今の声だということ
がおわかりいただけると思うんですね。そう考え
たときに、私は、地方も含めて、中央政治もそう
ですけれども、今度のゼネコン疑惑を説明するの
がこの政治改革にとっても極めて大事なことでな
いかと思っております。

だから、全国紙でもこう書いていまして、目の
前に起きている戦後最大級の政治汚職事件も素通
りして、どうして政治改革政権と言えようか、政
治改革で大事なものは何よりも個々の具体的な政治
のありようだ、こう言っていますし、また地方新
聞でもこのごろでは、腐敗実態の解明が大事だ、
腐敗に目をつぶった改革は見せかけの改革にすぎ
まい、こう言っています。

ですから、私は本場に政治改革を行う上ではゼ
ネコン汚職の解明が必要だと思ひます。その点
での御意見をまずお二方にお聞きしたいと思ひま
す。

○山脇公述人 おっしゃるように、政治改革の一
つの大きな焦点としましては、腐敗をいかに防止
するかということにあるわけでございます。しか
し、まだ、これだけですべてかといえますと、そ
うではありませんで、やっぱり構造的な問題も含
まれておりますし、あるいはまあ若干、一番最初
申し上げました、そういうような政治腐敗を起こ
すところの構造的な問題にもメスを入れる必要が
ある、あるいは言われておる、目の見えるところ
で政治が行われる、いろいろな条件があります
が、おっしゃるとおり、腐敗防止というものの一
つの大きな政治改革の柱であると思ひます。

○宮内公述人 四十七都道府県、これは全部でこ
ざいますけれども、その相当数の県がたいたいま議
員御指摘の政治腐敗防止の決議をほとんどやって
おるといふ実態で御理解をさせていただきたいとい
うふうに思ひます。

○穀田委員 構造的な問題があると。これは私ど
もも同意見でして、例えば政治的風土の問題だと
か、企業献金を初めとするそういうあり方がずつ
と長く存在しているんだとか、そういう問題もある
と思ひます。

そこで、私の場合時間がありませんから、今度
は無所属問題について、山脇公述人と竹尾公述人
にお聞きしたいと思ひます。

全国で、先ほどありましたように、無所属の議
員の方々が本場に頑張っておられる、こういうお
話もありました。今度の小選挙区制の比例並立で
いきますと、政府案でいきますと、なかなか無所
属の方が、例えばその力でもって地方から国
政に挑戦するとなると大変なことになりま
す。いろんなハードルを越えなくちゃならないと
いうことは御存じのとおりです。

例えば、小選挙区制の方には参加できない、比
例代表の方には三十名以内と出せないし、一億
八千万要る。さらには比例で三%以上の得票がな
ければ議席はゼロになってしまう。それから、御
承知のとおり、大政党と違って、献金を受けられ
ば、まあ頼んでもそうですが、犯罪になっちゃう

し、果ては助成も受けられない。こんなことにな
ります。だから、徹頭徹尾、少数政党や無所属が
排除されるという結果になる。

こういうことで本場に参政権が守られるんだろ
うか、また、少数政党や無所属が排除されるとい
うのは民主主義の根本に反しているんじゃない
か、私どもはそう訴えているところで。その点
での御見解を山脇公述人と竹尾公述人に伺いた
いと思ひます。

○山脇公述人 おっしゃるとおり、今回の政治改
革の法案によりまして、無所属の議員の立候補が
極めて制約されるというふうな状態になるわけ
でございます。しかしながら一方、国政を市民、国
民の前で明らかにされるというふうなことにし
ては政党同士が討論をせしめよう、こういうこ
ろが目に見える部分でございます。そういう点
と、無所属の議員の、あるいは小さい政党を救う
ためには比例区で救う、そして目に見えるところ
を半分、目に見えて論議をさせていただく、選
択、こういう取り合わせじゃないかと、こういう
ふうに私は思っております。

(前田委員長代理退席、委員長着席)

○竹尾公述人 私は、非常に、国会の諸先生方の
考えで質問されるわけでございますけれども、本
場に不勉強でして、その点については申しわけ
ございませんけれども、回答は避けさせていただきます
たいと思ひます。

○穀田委員 実は法律上は、先ほど私言いました
ように、山脇さんからお話あったですけれども、
比例で救うとあるんですけれども、実際は比例で
三十人以上なければ立候補できない。そして一億
八千万円なければ、供託金も要りますから事実上
立候補できない。仮に二・九%とて、本来八人
ぐらゐの当選の可能性があったとしても、三%以
上の得票を得なければ当選することもできない。
こうなつてきますと、それは比例で救うというこ
とにならないじゃないか。

来民主主義というのは、きょうの少数党があすの
多数党になるということを保障することが私は民
主主義の根幹に属する問題だと思ひますから、そ
の点では残念ながらそうならないんじゃないかと
いうことで、きょうはお聞きしたかったわけ
です。

時間もあれですから、最後に米沢公述人にお聞
きしますが、先ほどの御意見の中で、同一の政党
が複数立候補させることによって政策中心の選挙
がしにくくなって、サービス合戦だというお話、
一番最初ございましたよね。

私はこれ、自民党の政治改革大綱の中にありま
す、どちらかといえば自民党の、当時でいいます
と、党内事情に属する問題じゃないかと思ひ
ます。いろんな地方の市町村長含めて、小さいと
ころもそうですけれども、例えば徳之島とか、
それから新潟でああいう田中角栄を生んだと
ころの村長などは、小さくなくばなるほど事実上
のサービス合戦が行われるということを言ってお
ります。そういう意味では、選挙区が小さくなつ
たらなつたでまたそのことが復活し、なるんじや
ないかということが一つ。

それから二つ目に、やはり先ほどのお話ずつと
聞いていますと、二大政党、政界再編、これが一
つのキーワードになっておりまして、そのことが
なすために選挙制度が変えらるんだというようなこ
とは、私はちょっと違うんじゃないかと。選挙と
いうのは、本来民意をどう正しく反映させるかと
いうことであって、その結果として二大政党にな
る場合もあるでしょうし、それは政界再編につな
がる場合もあるだろう。しかし、目的としてそう
いうことに使うというのは明らかに違うんじゃない
かという私は意見を持っています。その点で本
末転倒ではないかというのを申し上げて、御
意見をお聞きして、私のを終わりたいと思ひま
す。

○米沢公述人 お答えいたします。

私は、もともと今回の政治改革の本旨が二大政
党がベターであるという、一つ、国民の世論がそ

ういう方向に向かっているのではなからうかという前提のもとで発言したと思うんです。

ですから、いろいろ御意見があると思います。が、私はそのまま理解いたしました。そういう中で、少なくとも今回の政治制度改革の中ではそういう少数の方々に對しても道を開けるということで、できるならば私は、やはり個人、これは個人見解ですから、個人が立候補するのは自由ですが、自由でございますけれども、できるだけ政党という場で政策を練って、それは個人よりは大きな横のつながりを持った組織が政策を行うことがやはり私はベターだと思います。

そういう中でこれを進展することがやはり国の政治を正しい方向に持っていくのではなからうか、そういうふうに私は確信しております。だから、先ほどもそのようなことで申し上げたつもりでございます。

○穀田委員 わかりました。

私は、そういう意味では、やはり参政権を等しく扱うためには、その意味では今度の法案ではなかなかできないんだということを最後に申し上げて、終わります。

○石井委員長 これにて本日の公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位におかれましては、貴重な御意見を長時間お述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

次回は、明九日火曜日午前九時三十分公聴会、午後零時三十分理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

平成五年十一月十二日印刷

平成五年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局